

期初めにかけてのものであった。

押川弥生人の経済基盤は、周囲の水田耕作を主としながらも、狩猟、漁労に頼っていたことが多数の石器でわかった。(前記、縄文時代の項参照)

※『押川遺跡』佐賀県文化財調査報告書第六〇集(森田孝志)

七 波戸鳥ノ巢遺跡(鎮西町大字波戸鳥ノ巢)

波戸一帯には多くの遺跡が分布していることが以前から知られていたが、昭和五十六年に鎮西町教育委員会により発掘調査が行われた。弥生時代中期の竪穴式住居跡と甕(壺)棺墓が検出された。

経済基盤は、押川と同じく、狭い谷田での水田農耕、狩猟、漁労に頼っていたものと思われる。

八 ハッ田浦遺跡(玄海町大字今村字杉)

ハッ田浦遺跡は開発にともなって破壊されたが弥生時代中期の墓地であった。甕棺墓と石棺墓が海岸線より二〇〇程の陸部の海拔三〇〇の砂礫地で、地下一〇〇付近から出土した。甕棺は値賀中学校に、人骨は九州大学に保管、石棺は唐津市歴史民俗資料館に展示されている。

※「佐賀県遺跡台帳」(富樫憲次・河兎哲司・一九七二年・三月)

九 浅湖遺跡(玄海町大字今村字浅湖)

弥生時代の墓地があった記録は残っているが詳細は不明である。

※「佐賀県遺跡地図」玄海町(佐賀県文化課)



ハッ田浦遺跡石棺墓

第二章 古代のころ

第一節 古墳時代

第一項 古墳文化

一 古墳について

縄文時代や弥生時代の名称は、「縄文式土器文化」あるいは「弥生式土器文化」の土器をその時代を代表する文化として選んでつけられている。奈良時代や平安時代の名称は、政治、経済、文化の中心であった当時の都名からつけられている。古墳時代の名称は、墓である古墳の文化からつけられている。

では、古墳とは何か。古い墓、墳墓、荒墳、塚、高塚などと類似語が多く、いろいろ呼ばれてきたが、古墳とは高塚式墳墓を指している。それは一般大衆の墓ではなく、当時の社会集団の支配者の墳墓であり、文化や習俗だけでなく政治や経済をも反映させている。個人や家族の墓でも被葬者の名はごく一部を除いてほとんどがわか

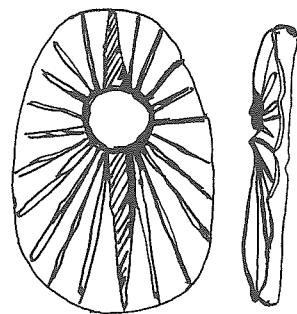
らない。大部分の人はどこに葬られているかもわからない。また古墳に葬られているといっても、その古墳の小、貧富、所在地と、その差は大きい。これほどまでに人々の階層の差が、墓制にまで反映していたことは、日本の歴史上この古墳時代だけである。

二 古墳文化の変化

古墳はムラやクニの小協同体の首長の墳墓として三世紀後半に出現した。まず畿内に現われ、次第に地方へ広がっていった。

初期の古墳の副葬品にみられる勾玉、管玉などの玉類と刀剣、鏡の組み合わせ、また石釧、車輪石など碧玉製の品は弥生時代と共通性をもつ。しかし、古墳が厚葬思想を背景にして墳丘の築造を重視している点、埋葬施設を共同墓地から独立させている点などは、弥生時代の墓制を継承しているものではない新しい現象である。この古墳文化は、海岸平野を基盤にして半島や島部にも広がっているが、当時の交通路をしのばせるものがある。古墳文化の地方への拡張は、大和政権の伸張とともに戦略的意図をもって広がっていったとみることができよう。

古墳文化は七世紀後半まで約四百年続くが、終末も畿内から始まったといえる。六世紀後半から七世紀にかけて仏教的色彩の古墳もあらわれてきた。また追葬の一般化や群集墳の開始は、古墳造営の意義を薄めた。日本書紀にある喪葬制は「薄葬令」を意味し、大化二年(六四六)に出された。これは人民はもとより下級官人の墓も墳としての築造を禁止し、高級官人や首長の墳墓を規制するために朝廷から発せられたものであった。



車輪石
(碧玉製、中央に穴があり一種の宝器か)

た。

注 車輪石^{しやりんせき} 古墳時代前中期の石製品。平たく中央に穴があり、一種の宝器とみられている。

三 古墳の社会的意義

なぜ、支配者たちは古墳を造る必要があったのだろうか。それは、神となった首長の霊をムラの守護霊にまつる社会集団の送葬儀礼の発達という側面と、社会集団支配の維持をはかろうとする首長の権力の誇示という側面があった。(日本の考古学Ⅳ『古墳時代上』近藤義郎)

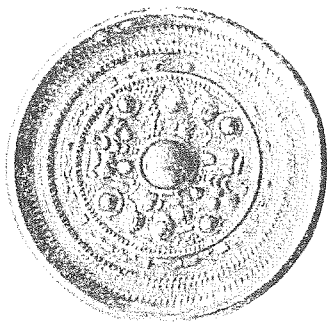
仁徳陵古墳の造営にはのべ五百二十万人もの多大な労力が費されていると推測されているが、この「造営祭祀」でムードを高め、新調の墳丘上で行った次代首長の世襲の儀は、クニ人や周辺の首長になお一層の効力を醸し出したことだろう。

古墳築造の事業は、次代の首長としての財力、技術力、動員力など安定度と統率力を試されたものであった。

第二項 北九州の古墳文化

一 畿内から北九州へ、松浦へ

玄界灘沿岸は、瀬戸内の周防灘沿岸地域とともに、畿内と共通した古墳文化が早く出現した地域である。それは前方後円形の墳丘、竪穴式石室、三角縁神獣鏡の副葬品などでわかる。大陸や朝鮮半島との関係でも、畿内



三角縁神獣鏡

勢力と北九州の首長が結びついたためでもあろう。

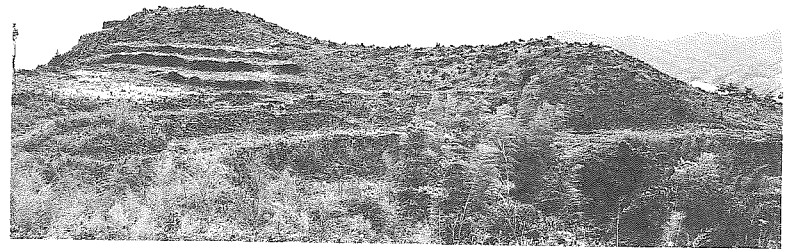
畿内型古墳が北九州に広がった四世紀代には地域的にも数的にも少なかったが、五世紀になると増えて全九州に広がっていった。

四世紀代に築造された北九州の古墳で、三角縁神獸鏡を出土しているのは、一貴山鏡子塚古墳（福岡県二丈町）、若八幡古墳（福岡市西区）、名島古墳・天神森古墳（同東区）など。県内では谷口古墳（浜玉町谷口）と李路寺古墳（伊万里市松島）から三角縁神獸鏡（仿製）が出土した。

浜玉町湖上の経塚山古墳の築造は四世紀末と推定され、狭くて長い竪穴式石室に割竹形木棺が収められてあり、仿製の方格規矩鏡と短劍、鉄斧などが副葬されていた。（田平徳榮 『経塚山古墳』）

谷口古墳は松浦地方においてもっとも古い型の前方後円墳で四世紀末の築造とされている。墳丘は低丘陵を利用して築かれ、二室の合掌式石室内には長持形石棺があった。畿内では長持形石棺は大王級にみられていて、副葬品として、三角縁三神三獸帯鏡四面をはじめ鉄劍、鉄刀や玉類、石釧など多数が出土した。前方部には四世紀後半から五世紀にわたって流行した舟形石棺が発見された。

五世紀の中ごろになると、この北九州沿岸地方にも横穴式石室が導入された。この石室の構造は百済の影響を受けているといわれ、羨道が短く、扁平な板石を積み上げた壁面をもつ様式で、利用価値の高さから急増して玄界灘沿岸に定着した。



久里双水前方後円墳（唐津市久里）

この様式で代表しているのが浜玉町の横田下古墳。玄室には三個の石棺が置かれ八体が埋葬されていた。獸帯鏡、方格規矩文鏡のほか鉄刀や短甲などの副葬品があった。

久里双水前方後円墳は五世紀前半から中ごろの築造と推定され、全長が九十八メートル。松浦地方最大の前方後円墳であり、末盧県主の墳墓ではないかと推定されている。未発掘のため内部の詳細についてはわからないが、畿内政権の影響下にある首長が勢力を強めていたのではないだろうか。

五世紀中ごろから後半になると、唐津市の迫頭古墳群にみられるように竪穴系横口石室とよばれる小規模な石室をもつ古墳が造られた。この石室構造は朝鮮半島の伽耶地方や百済地方の影響によるものと推測されている。佐志川流域の惣原古墳群も小規模であるがこのころの築造。

六世紀になると羨道が長く、両袖石をもつ横穴式石室が造られた。この代表的なものは唐津市鏡の島田塚古墳であり、石室には舟形石棺も残っていた。副葬品は、六獸鏡や冑・鏡、玉類などその数が多いというだけでなく、畿内系の遺物はもちろん、金銅製冠や銅鏡に見られる朝鮮半島との交流がみえる。これはこのころの支配層が大陸との交流による文化の流入を図っていたことを示すもので、唐津周辺が大陸文化の入り口に当たっていたことを表している。舟形石棺は熊本県玉名市周辺で発達し有明海沿岸でよく見られるものである。

注 銅鏡＝銅製のはかりの皿。

同じ前方後円墳のひさご塚は呼子町加部島にある。加部島にはほかに多くの古墳があるが、この集団は漁業だけでなく海運をも司っていたものと思われる。

六世紀末から七世紀にかけてのものとして、鼓古墳群（唐津市湊）、鬼塚古墳群（唐津市神集島）などがある。七世紀代の築造の古墳として外園古墳や小振塚古墳（いずれも唐津市柏崎）がある。外園古墳は玄室の壁や天井が巨

石板石を使って造営されているが、大陸の新土木技術が駆使されたのだろうし、小振塚古墳は古墳時代終末期のものとして注目されている。

二 松浦の古墳時代の文化と生活

唐津周辺の古墳についてはその築造状況や副葬品について前述したが、もう少しこれを追ってみることにしたい。唐津湾や伊万里湾周辺の古墳は湾の奥にひらけた平野に接する山麓地帯に分布している。唐津湾周辺ではさらに奥の北波多村、相知町までのび、沿岸の神集島や加部島にも存在している。このことは地理的調査で、このころの海潮の汀線が現在よりはるかに陸地まで侵入していたことと併せて考える必要があるが、古墳の存在場所周辺に集落があり、そこで人々の生活が営まれていたことを示している。

弥生期に入り、人々の生活は稲作を主とする農耕で成り立つようになった。唐津周辺は日本でも最も早くから水稲栽培が始っていたことは、唐津市菜畑遺跡の縄文晩期(二、三〇〇〜二、五〇〇年前)の遺物層から稲籾の出土があったことから確認できる。この遺跡からは小規模だが灌漑用水溝の設置が認められ、水田の畦造成もその痕跡を残しているので水田耕作の基本が形成されていたといえる。

この水田耕作は古墳時代に引き継がれ、水稲栽培の拡大は集落の発達をうながしたと考えられ、水稲栽培可能な場所が集落が集中した。唐津周辺では鏡山南側の山麓一帯に古墳が分布していることは集落を統率する首長の存在があったことを意味しているよう。

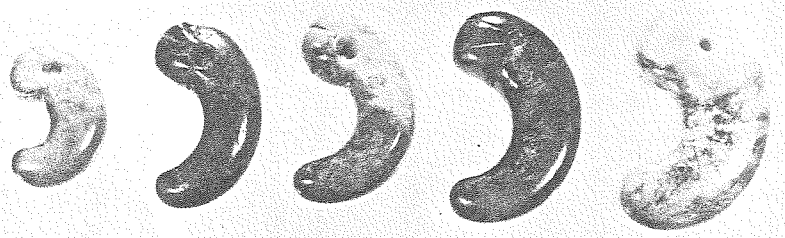
神集島や加部島に点在する古墳は、大陸へ渡航する大和朝廷の使人たちに関係ある人々の墓と伝えられているが、この時代は漁業や回航が盛んになり、それらの人々の集落が形成され、首長が出現し、古墳を築造する力ももつようになっていったともいえる。

古墳時代、朝鮮半島への進出がたびたび行われ、そのため多くの船が動員されたことと思われ、また、唐津周辺の人々は水主として船の運行に当たっていたことも考えられるので、回船集団の存在も推定でき、『記紀』『肥前風土記』には神功皇后が神集島で軍船を整えられたと記し、大伴狭手彦は、松浦の地に出航の準備のため滞在したとも伝えている。これは回船集団の存在を裏付けするもので、唐津周辺が『魏志東夷伝』に記す末盧国の時代から大陸渡航の重要拠点であったことを示しているとみてよい。

加部島にある田島神社は、古来から航海の守護神である三女神を祭る式内社で、この島の北部にはひさご塚と呼ばれる前方後円墳があることからしても、田島神社を中心とする回船集団の存在が考えられる。

古墳時代は農業のほか製塩や土器、織物、玉、製銅などの手工業も発達していたことが出土品などで知ることができるが、大陸渡来の各種工人を迎え、それらの手工業は著しく発達していった。特にこの時代になると弥生期の土器の流れをもつ土師器のほかには朝鮮式技法をもつ須恵器も普及し、この地方にも須恵器を焼いた須恵器窯跡を認めることができる。

またこの期になると、古墳の副葬品として鉄製品が数多く見られるようになった。鉄製品としては刀剣類、武器類、馬具、農具、工具が見られる。佐志町中の瀬一号古墳からは鋤先が出土しており、当時貴重であった鉄が武器以外の生産器具にも使われるほど鉄の利用が普及していたようだ。このころから日本は南朝鮮地区から鉄を輸入



勾玉

し、加工していた可能性が強い。

古墳時代の衣服は人物埴輪で知ることができ、織物の出土はむずかしく、わずかに他の出土品に附着した痕跡から推量するほかない。当時の織物の主材料は麻類と蚕糸で、その糸をつむぐ紡績車は各古墳からしばしば出土している。

装身具は五世紀に入ると一段と数が増えた。前期から後期の古墳に見られるものは頸飾りで、頸飾りには各種の玉類が用いられた。勾玉、管玉、切子玉、棗玉、丸玉、小玉類があり、その材質にも硬玉、めのう、碧玉、水晶、ガラスなどがあつた。耳飾りは朝鮮半島文化の影響を受けたもので後期古墳に見られる特色である。金製のほか、銅、鉄の素材に金・銀メッキを施したのも用いられ、埴輪の農夫像も着装している。一般に広く普及していたと思われる。

このほか、櫛や腕輪・冠帽などは数は少ないが肥前の各地の古墳から出土しているので、大陸の影響を受けた支配層の人々が儀礼用に用いたものであつたろうと推測されている。

三 新しい焼き物——須恵器

縄文土器が弥生土器へと発展し、それが古墳時代以降になつても土師器として受け継がれ、人々の生活と文化を支えてきた。五世紀の中ごろになると、新しい焼き物が朝鮮半島からもたらされた。それが須恵器であつた。須恵器は堅固で水漏れがなく使いやすい焼き物であつた。精製した粘土を原料にして登り窯の一種であるあな窯で、渡来した陶工たちが焼きはじめた。種類は、坏、高皿、高坏などの盛りつける器、大形の甕や壺などの蓄える器、それに蒸し器などが登場した。

五世紀には大阪南部の陶邑など数カ所で作られていたが、五世紀末から六世紀になると畿内から尾張、能登、

出雲にまで広がっていった。実用的な器に加え、葬送儀礼のための甕、脚付き壺など飾られた器も登場した。

注 甕 胴部に小孔をうがつ埴形土器。

六世紀末から七世紀になると、関東から北陸、九州にまで生産されるようになり、器形や機能面でも精選され、須恵器の盛期となつていった。七世紀になると高坏が減り、大皿、小皿などの生産量が増え、文様やかざりが衰え簡素化されていった。八世紀になると須恵器の生産が規制され、律令国家の

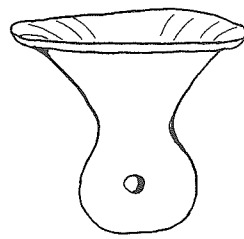
衰えとともに須恵器も衰退していった。畿内では須恵器に代わり瓦器生産が盛んになつていった。(原口正三『日本の原始美術4』須恵器)

四 古墳文化終末へ

六世紀後半になると威力を誇示するような古墳が姿を消すのは、磐井の乱の影響によるものと考えられている。大和政権が統一国家をめざして支配を強化していくなかで、吉備では巨大な石室を造ることが流行したが、北九州では石室を絵画で装飾することが流行した。これは大和に対するささやかな抵抗であつたのか。

注 吉備 備前・備中・美作・備後の古称。今の岡山県と広島県の東部の地域を指す。

七世紀に入ると古墳の発祥地である畿内では古墳の造築はほとんど見られなくなった。この衰退の主原因は仏教の普及による埋葬に対する意識の変化と大化の改新による大化二年(六四六)の喪葬制によるものである。この期の古墳は横穴式石室を有する小円墳が主であるが、石室の石組みは雑となり、石室の組み立てもまちまちで、末期的形状を呈していった。副葬品も耳環や鉄刀がわずかに見られるが、大部分は須恵器で、それも日常用器的



甕
(胴部に小さい穴があり、これに竹の管をさし、水を注ぐのに用いた)

な坏が主体をなしていた。

七世紀後半になると、古墳の数は少なくなり、八世紀に入ると古墳を見出すことさえ困難となり、古墳時代の終末となった。肥前国内でもわずかに鳥栖市の東十郎古墳群の内に八世紀のものと思われるものを認められるにすぎないようになった。この八世紀のもので注目されるのは、副葬品として蔵骨器として用いられている須恵器の双耳壺が含まれていることである。これは仏教の流布で火葬が始まり、それが従来の古墳埋葬法に組み入れられていったことを示しているのとみてよい。

第三項 玄海町の古墳

一 先部古墳群（玄海町大字今村字先部）

値賀崎の北端部一帯には旧石器時代から縄文時代の遺物も出土しているが、古墳時代の墳墓もある。先部遺跡の一部は玄海原子力発電所三・四号機の増設にともない、昭和五十八年玄海町教育委員会により発掘調査が行われた。三基の古墳が確認され、いずれも径十級の小円墳で横穴式石室をもつ六世紀後半の墳墓であることが解明された。（七田忠昭 玄海町文化財調査報告書第一集 『先部遺跡』一九八四年三月）

(1) 一号墳 墳丘上には直径九級の範囲に葺石をもつ、推定三級の程の羨道をつけた玄室は、長さ二・一級、幅一・九級の単室で両袖石を備えていた。

副葬品は土師器の坏、須恵器の坏、高坏、横瓶、壺などのほか、鉄刀、管玉、ガラス製小玉も出土した。

(2) 二号墳 墳丘上に葺石をもち、玄室は一号墳よりやや大きめであるが同形の羽子板形であった。鉄刀や鉄

鍬が副葬されていた。

(3) 三号墳 一・二号墳と同形タイプであるがやや小型で、土師器の坏が副葬されていた。

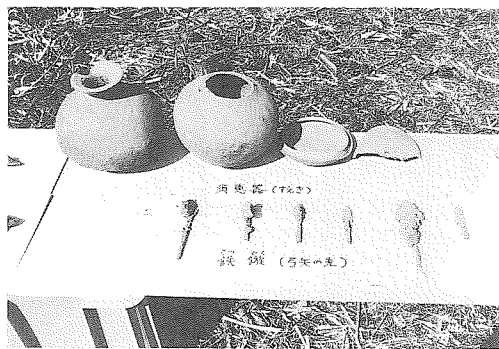
上場をとりまく玄界灘沿岸の古墳調査は、ひさご塚古墳、鼓古墳群、そして先部古墳群と事例を増し、朝鮮半島への玄関口としての地理的優位性を生かした地域集団が明らかになってきた。そのいづれでも鉄刀、鉄鍬などの武器がみられることは農耕集団としてより、海運・航海に生活基盤をもっていたものと思われ、古墳の立地もそれを裏づけている。

二 野田古墳（玄海町大字今村字野田）

玄界灘を臨む丘陵台地上に位置する円墳で横穴式石室である。しかし玄海原子力発電所一・二号機建設で破壊された。その際に仿製鏡や鉄刀が出土した。

三 普恩寺古墳（玄海町大字普恩寺値賀神社南）

破壊されて現存しないが、石室の広さは二級平方で、横穴式石室であった。須恵器や玉類が出土し、勾玉も確



先部古墳出土品の須恵器と鉄鍬（昭和58年10月）



先部遺跡全景（南方からの航空写真）

認された。

四 岩盛山古墳群（玄海町大字普恩寺字古節木）

トリカ崎に張り出す低丘陵上に二基の小円墳があった。一号墳はみかん畑造成中に破壊されたが、玄室は約二四方であった。二号墳は未発掘であるが内部は不明。

五 鬼塚（浜ノ田）古墳（玄海町大字諸浦字浜ノ田）

現在の農協周辺に鬼塚とよばれる墳丘があった。開地・造成とともに破壊され、石室の中から発見された須恵器は、旧有浦中学校に保管されていた。

昭和六十年玄海町役場拡張にともない遺跡確認調査が行われたが、遺構の検出はなかった。

六 大橋遺跡（玄海町大字今村字大橋）

古墳時代の墳墓の遺跡やあるいはその発掘調査は多いが、生活跡の調査は数少ない。大橋遺跡は昭和五十六年に上場開発事業にともない調査された集落跡であった。

遺跡は上場台地上の低丘陵上南向き傾斜地にあり、一辺が約五メートルの方形の竪穴住居跡一棟が検出された。（川崎吉剛『佐賀県農業基盤整備事業に係る文化財調査報告書Ⅰ』大橋遺跡一九八三年三月）



岩盛山古墳群（前方林の中）

第二節 大和朝廷の成立

第一項 古墳時代の歴史概説

これまでわが国の古墳の築造とその埋蔵物などについて、主に考古学的の面から記述してきたが、これからは史書に現われた古墳時代の歴史について述べていくことにする。

三世紀の中ごろ、魏と友好関係を結んでいた邪馬台国が、中国の史書から姿を消して約百年ほどたった四世紀末になって、朝鮮関係資料（広開土王碑）に倭国の名が現われ、五世紀に入って『宋書』に倭五王が中国大陸に使者を遣わした記事が出るが、その間の日本の歴史は海外では知られていない。

日本では四世紀の初めに大和朝廷が畿内に成立した。邪馬台国と大和朝廷との関係は不明であるが、『宋書』に現われた倭の五王は大和朝廷の天皇であることが定説になっている。

当時の日本の状況を知る史料の『記紀』によると、畿内を統一した大和朝廷は次第に勢力を伸ばし、国内統一に乗り出した。まず瀬戸内沿岸を征服し、四世紀後半には北九州地方までが大和朝廷の勢力圏に入ったようだ。

大和朝廷の国内統一については『記紀』に四道將軍の派遣や景行天皇・日本武尊の征討説話が記されている。また、『肥前風土記』には景行天皇・日本武尊の巡幸説話を載せ、土蜘蛛の反抗を討ち、彼らを服従させたことを

伝えている。そして、その後、地方の豪族は国造や県主として大和朝廷の地方官に編み入れられていった。

四世紀後半になると大和朝廷は北九州に勢力を伸ばし、南朝鮮の弁韓地方へも進出をはかり、武力をもって積極的な進出をしてみた。このことを物語るものとして神功皇后の新羅出兵が『記紀』や『肥前風土記』に記されている。そして、五世紀に入ると日本軍は、南進する高

句麗軍と新羅国境などで激戦を交えている（広開土王碑文）。また四一三年に朝鮮半島に影響力の大きい中国の東

晋に倭王は使者を出し、四二一年には倭王讃（仁徳天皇とされている）は宋へ使者を派遣。以後、五世紀後半までに讃、珍（反正天皇）、済（允恭天皇）、興（安康天皇）、武（雄略天皇）の倭の五王は大陸の国々に使節を出した。

いっぽう、国内では大和朝廷の全国統一が進み、勢力圏に入った地方は朝廷の組織に組み入れられ、それに併行して身分制度の氏姓制や部民制が適用され、国造が設けられ、地方も中央政府の朝廷に直結されていった。

この中央政府の力が浸透する状態を示すものに古墳がある。古墳は四世紀ごろ畿内を中心に出現したといわれているが、中央政府の権力の拡大に伴って巨大化し、また地方へも普及していった。

肥前国では四世紀後半のものとみられる唐津市双水柴山古墳や五世紀のものともみられる竪穴式石室をもつ浜玉町谷口古墳などがある。

このころになると、金属の使用は青銅から鉄に移り、土器も土師器から朝鮮式の須恵器へと変っていった。ま

た、水稲を主体とした農耕は中核産業となり、養蚕、織物が全国に広まっていった。

六世紀に入ると、朝廷を構成していた豪族間の争いが現れ、多くの氏族が史上から姿を消していった。蘇我氏と物部氏・大伴氏との権力争いは、大伴氏が朝鮮経営の失敗で朝廷の中核から離れ、物部氏は皇位継承争いと仏教伝来の渦の中で蘇我氏に破れて姿を消していった。また、地方豪族も力をつけて、朝廷への反乱も頻発した。

また、三世紀後半から影響力をもつて来た朝鮮南部においては新羅、百済が力をつけ、我が国の地位をおびやか

かしはじめ、五六二年には日本の南朝鮮経営の拠点であった任那日本府は滅亡した。

五二七年には新羅と結んで大和朝廷に正面から対抗した筑紫国造磐井の反乱が発生した。このころ、大和朝廷は継体天皇の御代であったが、北部九州の実質的な支配者であった磐井は火・豊両国を巻き込んで戦いを挑み、大和朝廷の派遣した大軍に破れて消え去った。

注 火・豊両国は後の肥前・肥後・豊前・豊後の国を指す。

五三七年の大伴狭手彦の任那への出兵は弱体化していた南朝鮮の日本の拠点任那強化のためであったが、この出兵に当たり狭手彦は松浦の地から船出していった。松浦佐用姫物語はこの時の情景でつくられたものであった。また、肥前や北九州の各所に見られる神籠石は、このころの南朝鮮をめぐる朝鮮諸国と日本の緊迫化に対処して築造されたものとされている。



廣開土王碑（鴨緑江中流の北岸。今は雨囲いされている）

第二項 倭国と邪馬台国

倭国

日本の存在が大陸に知られたのは比較的早く、漢の武帝（前141—前87）ごろ完成した『山海経』の中に「蓋国（韓の意）は鉅燕の南、倭の北に在り」と記されていることによってもわかる。ついで、『後漢書』の『東夷伝』には「建武中元二年（57）、倭の奴国、貢を奉じて朝貢す、使人自ら大夫と称す。倭国の極南界なり、光武賜ふに印綬を以てす。安帝の永初元年（107）、倭国王帥升等、生口百六十人を献じ、請見を願う」とあるので、博多地方に集落国家の奴国が存在し、五十七年に後漢の都に使者をつかわし、光武帝から官印を授けられ、一〇七年には安帝に百六十人の奴隷を献上した。江戸時代、志賀島で発見され、現存する「漢委奴国王」と刻する金印はこれを指すといわれている。（第一編、第一章、第二節、第二項参照）

注 生口＝奴隷のこと。

また、「漢書」の『地理志』には「楽浪の海中に倭人あり、分れて百余国となる。歳時を以て来り献見すと云う」とあるので、漢が北朝鮮に設けた楽浪郡を経て漢帝に朝見していたことがわかる。しかも、当時すでに原始的の小国家（集落国家）が多く成立していたことを示している。

邪馬台国

下って三世紀に入ると、各地の小国家は次第に強力な国家に統合され、三十余国の国数となっている。このことについて、三世紀、晋の陳寿が著した『魏志』の『倭人伝』には日本には邪馬台国があり、女王卑弥呼が出て、久しく続いた内乱を静め、末盧国、伊都国、奴国など三十近くの小国家を服属させて、二、三九年以降たびたび魏の朝廷に使節をつかわし貢物をおくり、「親魏倭王」の称号と金印紫綬、その他の賜物を与え

られたと記されているので、このころになると日本の各所に有力な国家が出現して集落国家を傘下に納めていたことがわかる。

邪馬台国の所在の位置については、九州存在説と大和（畿内）存在説があり、それに九州存在—東遷説となっていて、まだ確定されていない。

第三項 魏志による末盧国

『倭人伝』は末盧国については、当時の状況を述べているので、末盧国が現在の唐津市周辺に存在したことは確かだ。「……、一海を渡る千余里、末盧国に至る。四千余戸有り、山海に浜て居る。草木茂盛し行くに前人を見ず。好みて魚鰓を捕え、水深浅となく皆沈没して之を取る。……」と記す。

この倭人伝は朝鮮半島、対馬、壱岐の位置関係を明らかにし、末盧国が現在の唐津市周辺であることを示し、東に接して伊都国があることも明らかにしている。しかも末盧国の人々の生活の一端も紹介している。四千余戸あるとあるので当時としては大きな集落国家でもあつたらう。

末盧国の主要集落の位置は確定できない。当時、松浦川一帯の平地

倭人在帶方東南大海之中依山島爲國邑舊百餘國漢時有朝見者今使譯所通三十國從郡至倭備海岸水行歷韓國至南乍東到其北岸狗邪韓國七千餘里始度一海千餘里至對馬國其大官曰卑狗副曰卑奴母離所居絶島方可四百餘里土地山險多深林道路如禽鹿徑有千餘戸無良田食物自活乘船南北亦釋又南渡一海千餘里名曰衛海至一大國官亦曰卑狗副曰卑奴母離方可三百里多竹木叢林有三千許家蓋濱田地耕田猶不足食亦南北市糴又渡一海千餘里至末盧國有四千餘戸濱山海居草木茂盛行不見前人好捕魚鰓水深淺皆沈没之東南陸行五百里到伊都國官曰爾支副曰由護爾支爾支有千餘戸世有王皆統屬女王國郡使往來常所駐東南至奴國百里官曰兜馬副曰卑奴

魏志倭人伝（紹興本原文）

は濁であつたことは地質調査で確かめられているので、大きな集落ともなれば、弥生期の遺跡が多く見られ水稲作も可能な鏡山周辺の山麓であつただろうと思われる。

末盧国の範囲については容易に定め難いが、弥生期の遺跡、遺物の出土状況からみて、東松浦郡一円と考えるのが妥当であり、玄海町一帯もこの末盧国のうちであり、次の時代に出現する県制で成立する末羅県もこの末盧国の範囲を引き継いだものであつた。

末羅県

県制は大和朝廷が出現した四世紀ごろから畿内周辺に見られた制度で、大和朝廷の勢力が拡張されるに従つて各地方にも県制が成立していった。九州には比較的早く県制の成立が見られ、末羅県は少なくとも四世紀末か五世紀前半には成立していたものと考えられる。しかし、『北魏書』には「北魏永平二年（五〇九）磨豆羅国、使を遣わして朝貢す」と記しているもので、このころになつても末羅県主は対外的には国王を称して、大和朝廷の権力が絶対的なものでなかつたことを示している。（佐賀県史、中央公論社版『日本の歴史』）

第四項 古代の伝承説話

一 神武天皇伝説

『古事記』『日本書紀』によると天皇の祖先は高天原から筑紫の日向の高千穂の峰に降臨し、数代日向にとどまり、神武天皇の御代、多くの氏族を従えて九州を発向、瀬戸内海を経て畿内大和に入り橿原の宮で即位されたとしている。その後、崇神天皇（第十代）の御代、四道將軍を派遣して勢力を揚げ、景行天皇（第十二代）は南九州の熊襲や東日本の蝦夷を討伐され、次の成務天皇（第十三代）の時国造、県主が設けられ、全国統一がなつたと

記している。

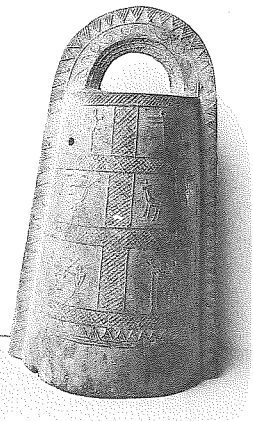
『記紀』は八世紀に編さんされたものであるが、当時存在した『帝紀』『旧辞』を参考にされたと言われ、神武から仲哀までの天皇の時代は必ずしも史実を正確に記録したものでなく、むしろ、編さん当時の伝承や社会情勢を反映させて創作されたものも含んでいると言われている。

神武天皇

神武天皇は『古事記』では「神倭伊波礼毘古命」、『日本書紀』では「始馭天下之天皇」と記されているが、同じ呼称の天皇として第十代の崇神天皇も「御肇国天皇」と呼んでいて、肇国の天皇が二人いることになり、神武は後世の者によつて作爲された天皇、史実より神話伝説の天皇である可能性が強いといわれている。

さて「皇室および大和朝廷は九州に起つたのではないか」。弥生式文化と畿内の古墳文化は北九州の青銅器と密接なつながりがある。北九州の甕棺墓地の主な副葬品の鏡、玉、剣は、古墳の主の豪族の珍重していたもので、それが天皇家の三種の神器に発展している。つまり、三世紀の末、北九州の青銅器文化は突如として廃滅しているが、青銅器文化の担い手が大和に移り古墳文化を発展させているとみられている。この移動が神武天皇の東征伝説に結びつくものともいわれている。

戦後におきた邪馬台国論争の中に邪馬台国の東遷説がある。九州にあつた邪馬台国はいろいろの理由で畿内に移つた。しかし、この東遷説も北九州の銅剣、銅矛文化と畿内



銅鐸

銅鐸は弥生時代の青銅器で、わが国独自の作品。権力者の祭器、宝器として用いられたようだ。

の銅鐸文化の關係をどう取扱うかによって、多くの疑問があるとされ、確定するまでには至っていない。大和朝廷の起源について、戦後、騎馬民族移動説（江上波夫説）が出た。大和朝廷は朝鮮半島を南下して弁韓、辰韓を支配した北方系騎馬民族の首長辰王の一派が、日本に渡来し、九州を征服後、さらに東上して畿内に定着したものであるという説で、定説とはなっていないが、当時の各地の出土品などからして無視できない学説とされている。

二 景行天皇・日本武尊伝説

景行天皇九州親征

『記紀』には景行天皇の九州親征や日本武尊の熊襲征伐の説話が出てくる。前記「地名のおこり」の箇所にも記したが『肥前風土記』に景行天皇が球磨贈咄（熊襲）を討伐された折、葦北の火流浦から船を出して海を渡られる途中、夜になり、前方海上に不思議な火を見られた。土人に何の火であるか尋ねられたが、知らぬと奏上した。天皇は、この火は人のつくる火でないとおおせになった。このことから、この地を「火の国」と称するようになった。また、景行天皇が筑紫国御井郡高羅に行宮を設けられた折、基肆の山に霧が覆っているのをご覧になり、この国は霧の国というべきだと仰せになった。それで、後世の人が基肆国と改め、それが郡名になったとある。

また、基肆郡長岡神社、養父郡の地名のおこり、日理郷・狹山郷・



景行天皇陵＝渋谷向山古墳（天理市柳本町、全長300メートルの前方後円墳）

神埼郡・三根郷・船帆郷・蒲田郷・琴木岡・宮處郷などは景行天皇の巡幸とゆかりがあると記されている。

さらに、松浦郡についても、賀周里には土くもがいたので景行天皇は陪徒の大屋田子（日下部君の祖）に命じて討伐させられた。その時霞がかかって物が見えなかつたので、この地を霞の里と呼んだ。それがなまって賀周の里というようになったと記している。賀周の里は現在の唐津市見借に比定されている。

このほか、大家島の白水郎や値嘉郷の土蜘蛛のことが景行天皇の巡幸にことよせて記されている。

日本武尊熊襲征伐

日本武尊は『記紀』では英雄として目覚ましい活躍をされている。尊は父君景行天皇の命を受け、九州の熊襲の酋長熊襲建を討つため、女装して建に近づき、これを刺し殺し、その弟を降伏させられた。熊襲建は、この尊の武勇に感心して「日本武尊」の名を奉ったと記している。このほか、尊は出雲の出雲武を滅ぼし、休むひまなく東国に向かわれ「荒ぶる蝦夷」を征定された。伊勢神宮の斎宮倭比売命に会われ、草那芸剣と御囊を賜わる話、尾張の美夜受比売とのロマンの話、焼津で野火の災いをさけられた話、橘比売の入水の話など悲劇の英雄にふさわしい説話が数多く記されている。

また『肥前風土記』にも次の話が記されている。

日本武尊が佐嘉郡を巡幸された時、大きな樟樹があり、朝日の影は杵島郡蒲山川にかかり、暮日の影は養父郡草横山を覆った。この見事な樟をこらんさされた尊は、この国を栄国と言うべしと仰せられた。よって栄郡とい、のちに佐嘉郡と改められたと。

しかし、この説話について、景行天皇は実在としても日本武尊は伝説の人物とされている。

三 神功皇后伝説

神功皇后の松浦郡玉島里における鮎うらないの伝説は『記紀』や『肥前風土記』にもとりあげられて、以来、

『万葉集』や多くの文学にも受け継がれて有名である。

仲哀天皇の御代、九州の熊襲は朝鮮半島の新羅のあとおしを受けて朝廷に従わなかった。皇后は神のお告げを信じ、熊襲を屈伏させるには、まず新羅を討つ必要があると決意され、懐妊中の身に男装をされ、軍を整えて出陣の地である松浦郡に向われた。そして、玉島の里の松浦河の小川のほとりにて鮎うらないをされた。鮎がかかった。それが松浦郡の地名になったと記している。(前記「地名のおこり」参照)

また、『肥前風土記』には松浦郡の項に皇后が逢鹿駅と登望駅に巡幸されたと記している。逢鹿駅は現在唐津市相賀に、登望駅は呼子町大友・小友に比定されている。

神功皇后説話にはこのほかに物語が伝えられている。唐津市神集島の地名は、皇后が三韓(新羅)出兵の時軍神を集め評議をされた所。唐津湊の八坂神社の灰振り祭は、皇后が出航の時たちこめる海上の霧を灰を振って払われた故事。さらに唐津市鏡山は、皇后がこの山に鏡を埋めて戦勝を祈願されたによる山の名などと皇后にまつわる説話は多い。

しかし、この神功皇后の新羅出兵説話は四世紀後半から五世紀にかけての日本の南朝鮮への進出の状況を、七世紀の斉明女帝の百済救援になぞらえて創作された神話であるとされている。(『佐賀県史』、中央公論社版『日本の歴史』ほか)

四 応神天皇伝説

在位年が明らかにできる初めての天皇とされている。『記紀』によると天皇は神功皇后の新羅出兵の凱旋後、筑紫の宇美の地で誕生され、皇后が大和の地を回復された後、武内宿祢を従えて淡海・若狭を経て高志の角鹿から大和入りをされ皇位につかれたとある。天皇は、それまでの大和朝廷の皇統とは異なる人物であり、大和朝廷の血統の中比売をめぐって皇位につかれた天皇とされている。応神王朝初代の天皇(皇統歴では第十五代の天皇)だ。

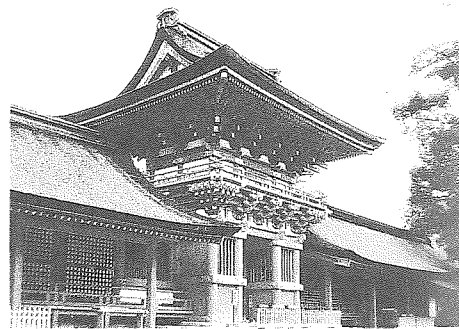
応神天皇(嘗田別尊)は全国十一万社もあるという神社の中の四分の一を占める八幡社の主祭神。国民に一番多く信仰され、宇佐八幡社がその総本宮。町内には半形八幡社、有浦八幡社など由緒深い神社として祭られている。

なお全国の神社中、最も早く仏教と習合して「八幡菩薩」の菩薩号を奉られた神でもある。大陸民を震わせた倭寇は、この「八幡大菩薩」ののぼりを掲げて大陸を荒らし回った。

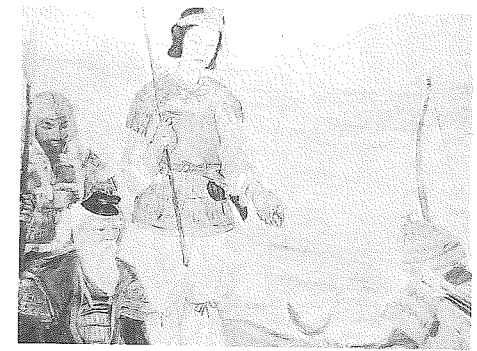
応神天皇のあとが大和王朝第十六代の仁徳天皇。履中、反正、允恭、安康、雄略と続く。履中を除く五代の天皇は、『宋書』に現われた「倭の五王」。これらのことは前述した。(『佐賀県史』、中央公論社版『日本の歴史』ほか)

五 築紫国造磐井の反乱

六世紀の初め、第二十五代・武烈天皇の死によって皇統が跡絶えたので、若狭(今の福井県の西部)から男大迹王を迎え、繼体天皇として即位した。繼体天皇は即位後すぐ大和に入ることができず、二十年も経ってからやっと



国宝 宇佐神宮勅使門 (大分県宇佐市)



神功皇后アユ釣りの伝説図(呼子町田島神社蔵)

大和で政治を執るようになった。これは大和政権内部の勢力争いによるものと推測されているが、この時期は、吉備（中国地方）、毛野（関東地方）、筑紫（九州）など各地でも地方豪族の争いが起きていた時代。この争いの中でも最大のものが筑紫国造である磐井が起こした争いであった。

近江毛野臣は繼体天皇の命を受けて、兵六万を率いて南朝鮮の任那に向かった。新羅との戦いに破れた南加羅を援助し、南朝鮮への日本の影響力を強化するためであった。筑紫国造磐井は、多くの兵を毛野臣にさし出さねばならなかったが、磐井はこれに協力しようとはしなかった。

磐井軍敗れる

朝鮮半島では、新羅と対立していた百済が大和政権とのつながりをもっていたということもあつた。新羅はひそかに磐井を応援していた。磐井や新羅の妨害を受けて毛野臣は海を渡ることができなかつた。繼体天皇二十二年（五二八）十一月、繼体天皇の送った物部鹿鹿火の軍と豊、火二国の兵を集めた磐井の軍は筑紫御井郡で戦つたが、磐井は破れて斬殺された。（『日本書記』）

この磐井の墓と確実視されているのが、福岡県八女市にある岩戸山古墳。筑紫国造の墓にふさわしく全長百八十七メートルもある前方後円墳で、宮崎県西都原にある二基につぐ九州で三番目に大きな古墳である。『筑後国風土記』によると墳丘上に石人六十体、石盾六十枚が備えられていたという。この石人・石馬は毛野・物部軍によって打ちこわされたという。この巨大な墳墓は、磐井が生前に築造していたものと考えられている。

『記紀』の磐井の反乱の記事内容や岩戸山古墳の規模の大きさからいって、磐井は大和朝廷と真つ向から対抗できる勢力を九州一円にもつていたことが考えられ、磐井は九州の勢力を代表して新羅と外交関係を保つていたことも事実であり、対外的には九州王国ともいべき立場にあつたともいえる。

『記紀』は、磐井はかねてから繼体天皇の大和朝廷に反逆の心をいだいてたと記すが、その理由は明らかで

ない。繼体天皇は皇位をつぐ以前は応神天皇五世の孫と伝え、地方の一豪族の立場にあつたことや、実力で大和朝廷を征服して皇位を得たとする説が事実であるなら、同じ豪族である磐井が、その実力によって大和朝廷に反逆を考えることはあり得ることであろう。

朝鮮半島に近い筑紫国はそれまでもたびたび兵士を徴発され、その負担はかなりのものであつたと思われる。

大和政権の過酷な政治にたえきれず、筑紫を守るために立ち上がったのがこの磐井の反乱であつたのではないか。磐井の乱を最後にして、九州は完全に大和王朝の支配圏に入つていった。

六 松浦佐用姫物語

毛野臣を派遣した南朝鮮への軍事行動が失敗し、非運のうちに崩御された繼体天皇の死後、皇位継承をめぐる大和朝廷の重臣が二派に分れ対立した。宣化天皇を支持したのが大伴金村、欽明天皇を支持したのが蘇我稲目であつた。

蘇我氏は渡来帰化人と密接な関係を持ち、にわかに台頭した新興勢力であつた。

『上宮聖徳法皇帝説』によれば欽明天皇は繼体天皇（二十六代）の崩御の繼体天皇十五年（五三二）に皇位を継がれたことになっているが、『日本書紀』には繼体天皇のあとが安閑天皇（二十七代）がつぎ、安閑天皇の崩御により皇弟の宣化天皇（二十八代）が即位をされたことと記されている。宣化天皇の即位は、五三六年であり、この年は欽明天皇五年にも当るとあるので、宣化天皇の治世（四年）も合わせ両皇統併立が約八年間続いたことになる。

両皇統併立で朝廷内の指導権にかけりが見えた大伴金村は失地回復のために、任那復興の遠征軍を派遣した。『書紀』の宣化天皇の二年（五三七）の条には、「新羅が任那を侵したので大伴金村に詔し、その子の磐と狭手彦とを遣わし、任那を助けさせた。磐は三韓に備えるため筑紫にとどまつて政治をとり、狭手彦は海を渡つて任那

を鎮め、加えて百済を救った」とある。

大伴狭手彦は大伴氏の勢力挽回の切り札として氏族の期待を負い出陣したが、この美しい貴族の狭手彦と松浦の美女松浦佐用姫との間に繰り広げられた悲恋物語は、『風土記』、『万葉集』などに数多く取り上げられ多くの文芸の題材となった。

大伴狭手彦と佐用姫の悲恋物語は『肥前風土記』に初めて現われている。

大伴狭手彦は勅を受け任那を鎮めるため松浦郡篠原村に駐留して軍船を整えた。この時、篠原の長者の娘に弟日姫子がいた。彼女は容姿端麗で絶世の美人であった。狭手彦と弟日姫子は恋仲になった。軍船が整うにつれ別れの日が近づいた。二人は近くの山に登り別れを惜しんだ。軍船出発の日、弟日姫子は思い出の山に登り褶を振り軍船を見送った。それより、この山を褶振峯と言うようになった。さらに狭手彦は弟日姫子との別れに際して形見として鏡を渡したが、姫は悲しみのあまり栗川を渡る時、鏡の緒が切れて川中に落としてしまった。このいわれによりこの場所を鏡渡と呼ぶようになった。

狭手彦と別れた五日の後、夜ごとに姫の寝所を訪ずれる男があった。容姿、举止は狭手彦に似ているが、不思議に思った姫は、ひそかに朝帰りする男の着物のすそに麻糸をつけておいた。待女と共に、その糸をたどって行くと褶振峯の頂上の沼のほとりに着いた。そこには頭は蛇で体は人間の魔物がいて、たちまち人間の姿になり、「しぬはらの弟日姫子を、さび一夜も、いねてむしたや、家に下さむや」と呼びかけた。侍



佐用姫陶像（呼子町加部島、天童岳頂上）

女は驚いて山を下り、このありさまを家の者に告げた。家の者は人を集めて山に登った。しかし、魔物も姫の姿もすでになく、沼底に人骨があるのみであった。人々はこの人骨は弟日姫子のなきがらだといひ、この峯の南に墓を造って祭った。現在も、その墓がある——と。

以上のような物語をのせている。

この話は奈良時代の歌人山上憶良も取り上げ万葉集第五巻に「松浦佐用姫を詠める歌」とし、この物語の経過と短歌五首をのせている。この歌については憶良の自作というのが定説だが、憶良が松浦の地を自ら訪れて作歌したものかは確定されないとの説もある。

松浦佐用姫物語が奈良時代、大宮人の間に広く知られていたことは『肥前風土記』や『万葉集』によって知ることができる。この物語が望夫石物語となるまでには長年月を要した。佐用姫が狭手彦の軍船をしたい、加部島（呼子町）に渡り、悲しみのあまり泣き伏した形の石になったと言ふ。文献にあらわれるのは南北朝末期の至徳元年（一三八四）に作られた、『梵灯庵袖下集』である。この石は加部島佐用姫神社のご神体となっている。

この物語に付随するものとして浜玉町平原には、松浦佐用姫の死後菩提を弔うため家族によって造られたと伝えられる「根本観音像」が同所佐用姫社に祭られている。また、佐用姫が死去したことを知った狭手彦が凱旋の折、佐用姫の菩提のため持参した黄金仏を安置した所が鏡山ふもとの赤水観音と伝え、今この仏像は恵日寺に秘仏として安置されている。さらに、



佐用姫神社（呼子町加部島）

伊万里市山代町には佐用姫が狭手彦の跡を小舟で追い、その遺体が伊万里湾に流れつき埋葬した所が佐代神社である。と縁起は述べている。

狭手彦は実在の人物であり、狭手彦が松浦で軍船を整えて任那に渡った当時までは、松浦が日本から大陸へ渡る基地港として重要な役割を持っていたことを裏付けている。しかし、この説話以後、松浦の地は筑紫の那津にとつてかわられ、松浦が大陸渡航船の基地となった記録は史書から姿を消している。

第三節 飛鳥・白鳳・奈良時代

第一項 仏教の伝来と蘇我・物部両氏の争い

朝鮮進出の失敗で継体王朝の実力者であった大伴金村が失脚し、蘇我稲目と物部尾輿が台頭してきた。蘇我氏は応神王朝末期に権勢を誇っていた葛城の同族と言われるが、渡来帰化人と密接なつながりを持っていた。稲目は欽明天皇に娘二人を入れ、娘の子らは皇位につくという立場になり、朝廷の外戚として強力な勢力を持つようになった。また、蘇我氏と結びつきの強い帰化人の血すじをひく者を登用し財政を司らせ、それらの人々を監督する立場を保持して朝廷に権力を振うようになった。

いっぽう、物部氏は大和朝廷成立以来、武力をもって朝廷に仕えて来た大和の伴造という一定の職業を世襲す

る豪族で、多くの部民を動員できる立場にあり、磐井の乱のとき、物部麁鹿火は動員した兵士集団をもって磐井の乱を鎮め、その功績を背景に朝廷の権力者にのしあがった。

注 部民 大化の改新前における私有民の総称。

一 仏教伝来

仏教が公式に日本に伝えられたのは『日本書紀』によると、欽明天皇十三年（五五二）百済の聖明王が使を遣わし、釈迦仏金銅像一軀、幡蓋若干、経論若干巻を献上し、表文をもって仏像礼拝の功德をたたえたとされている。しかし、『上宮聖徳法王帝説』には百済聖明王が仏像と経論を日本に送ったのは欽明天皇七年（宣化天皇三年（五三八））とされているので、紀年についてはなお検討する必要がある。

仏説を聞き感動された天皇は、仏教を受け入れるかについて群臣に意見を求められた。これに対し、蘇我稲目は仏教を受け入れることを述べ、物部尾輿は日本にはすでに国神があり、改めて蕃神を祭れば国神の怒りを招くのでその必要はないと反対した。

天皇は群臣の意見が一致しないのを見て、蘇我稲目に私的に仏教を礼拝することを許された。たまたま疫病が流行したが物部尾輿らは、これは蕃神を祭る者があり、国神の怒りのためと称して、仏教の破棄を天皇に奏上した。天皇は尾輿の奏上を入れ、仏像を難波の堀江に流し、稲目のたてた寺を焼かせられた。

以来、物部氏と蘇我氏は仏教の是非について対立し、両氏の抗争は、用明天皇二年（五八七）皇位継承をめぐつて蘇我馬子が厩戸皇子（聖徳太子）らと共に物部守屋を滅ぼすまで続いた。

天皇家の仏教に対する態度は一貫したものでなく、むしろ排斥する立場をとった天皇が多かった。しかし、蘇我氏を中心とする仏教崇拜者は拡がる一方であった。

物部守屋をたおした蘇我馬子は崇峻天皇(第三十二代)をたてて朝廷の実権を握り、仏教興隆、東国経略、任那復興の事業を進めた。

崇峻天皇五年(五九二)、天皇は暗殺され、敏達天皇の皇后(炊屋姫)が日本最初の女帝として皇位についた。推古天皇(第三十三代)である。そして、用明天皇(第三十一代)の子厩戸皇子(聖徳太子)が摂政となられたといわれる。

二 聖徳太子が仏教振興

聖徳太子は仏教の布教には熱心で、仏教の興隆は太子にあると言っても過言ではない。晩年太子は斑鳩に宮を造り移り住まわれたが、その地に建てられたのが法隆寺で、現存する日本最古の木造寺院建造物として当時のなごりをとどめている。

また、太子が制定したと伝えられる「憲法十七条」の中には、「篤く三宝を敬え」と仏教を尊重することを公の指針とされ、仏教が国是であることを示された。

「憲法十七条」は推古十二年(六〇四)四月に「皇太子親ら肇めてこれを作る」と『日本書紀』には記されている。この憲法は法令の基本というより朝廷に仕える官吏への道徳的な性格を有しており、第一条に「和をもつて貴しとなす」は抗争に明け暮れる豪族間の融和をはかるための言葉だと考えられている。

憲法十七条制定の前年十二月、太子は冠位十二階を制定され、朝



法隆寺(奈良県生駒郡斑鳩町)

聖徳太子が推古天皇15年(607)創建。天智天皇9年(670)全焼、和銅年中(708~)整備した西院と天平11年(739)に建てた東院からなる世界最古の木造建築物。

廷における身分の確立を明確にされた。これは朝廷をとりまく豪族を組織化し、官僚制度の確立をめざしたものであるとして注目され、この考えは後年の大化の改新の律令制に引き継がれて大成された。

第二項 大化の改新

一 蘇我氏滅ぶ

聖徳太子亡きあと、蘇我氏は再び朝廷の主導権を握った。当時の政治は天皇を頂点に臣・連などと呼ばれる中央豪族たちの合議によっていたが、蘇我氏は他の貴族よりも強大な力をもっていることをよいことに、勝手な振る舞いがあった。馬子の跡をついだ蝦夷とその子入鹿は、聖徳太子の子山背大兄王を殺し、天皇の権威を犯す越権をしばしば行なっていた。この蘇我親子の専横をにがにがしく思っていた中大兄皇子と中臣鎌足らはひそかに連絡をとり、蘇我親子の討伐をねらっていた。皇極四年(六四五)六月十二日、この日は宮中で公式の行事が行われるため重臣はことごとく参内した。陰謀を知らず参内した入鹿は抵抗することもできず、中大兄皇子にたおされた。入鹿を殺した中大兄皇子らは直ちに法興寺にたてこもり、蘇我氏討伐の兵をあげた。入鹿死すの報を知った群臣は蘇我氏に味方する者はなく、反蘇我氏の旗色をあきらかにした。



蘇我入鹿の首塚(奈良県明日香村)

知った蝦夷は戦うことをやめ邸に火を放って自殺し、蘇我氏の本流は滅び、クーデターは成功し、新しい時代の夜明けの幕が開くこととなった。

このクーデターの成功で皇極天皇は退位され、弟の軽皇子（第三十六代孝徳天皇）が位につかれ、中大兄皇子は皇太子として政治をみられることとなった。

新政権を樹立するに当たり、さきに遣隋使とともに派遣され、帰朝していた高向玄理、僧旻、南淵請安らの留学生が伝えた隋唐の進んだ文化と整備された律令国家体制にならうため、彼らを登用し、政治の改革にのり出された。

二 大化年号を制定、行政改革

この年、「大化」の年号を制定し、都を大和から難波の長柄豊碕宮に遷された。明けて大化二年（六四六）正月には四力条からなる「改新の詔」を宣布されて改革の歩を進められた。その内容は第一条に、皇室、豪族の所有する私地私民を廃止し、公地公民制とする、第二条に中央集権的な地方行政組織の確立、第三条に戸籍、計帳の作成と班田収授法の採用、第四条に、田調、戸調、調副物、官馬、兵器の貢進、仕丁、采女の貢進とそれになう庸布、庸米の規定で統一的税制であった。

注 采女は古代、天皇の日常の雑務に奉仕した女官。

庸布は上代の税の一種。

この詔は律令として、順次実施に移され、ほぼ大化年間（六四五―六五〇）には軌道に乗ったものと思われる。そして、この改革は近江令となり、天武、持統朝を経て大宝律令となって、ほぼ完成された。

改新の詔によって地方行政組織は、これまでの国造制に代わって、全国を国、郡、里に分け、国司、郡司、

里長に統治させることになった。また、五十戸をもつて一里、三十一里から四十里を含む郡を大郡、三十里以下四里以上を中郡、三里以下を小郡と等級つけし、郡司には国造のうちから選任することになった。

国については、すでに国造と並んで国司が存在していたが、これは当初は、天皇の命をうけて地方の事情を査察する任務をおびていたと言われ、つづいて、筑紫大宰、吉備大宰、坂東惣領、伊予惣領など国造をいくつも合せた広い地域を支配統率することを目的として朝廷から派遣された地方官があった。

肥前国成立、部制・条里制については後述する。

第三項 白村江の戦いと百済の滅亡

孝徳天皇（第三十六代）は死去（白雉五年（六五四））されたが皇太子中大兄皇子は位につかず、母の皇極上皇が再び位につき、斉明天皇（第三十七代）と称された。斉明天皇は都を難波から大和に移し、人心の一新をはかられた。大化の改新も緒に付いた時であったが、大土木工事を推し進められ、人民は重税感と可酷な公役に苦しめられた。加えて、このころになると、改新の業を中大兄皇子と共にした人々も次ぎつぎと世を去り、中大兄皇子を補佐する者もなく、皇子は孤独であった。この時おきたのが孝徳天皇の子有間皇子の謀反で、謀反は事前に発覚し、斉明天皇四年（六五八）、有間皇子は処刑されたことはおさまったが、この事件が中大兄皇子のその後に残した影は大きかった。

百済滅ぶ

当時、朝鮮においては新羅の勢力が強大となり、百済の存亡が危うくなる情勢がおきていた。六五四

年（日本暦白雉五年）、新羅は金春秋が王位につき武烈王となると、唐と親交を深め、唐の力をかりて百

済と高句麗をほろぼし、半島を統一しようとしていた。

唐も隣接する高句麗を制するため、新羅に加担しようとしていた。新羅は六五九年(斉明天皇五年)、百済、高句麗連合軍に攻められ二十余城を奪われたこともあって、翌六六〇年(斉明天皇六年)唐に援軍をたのみ、唐はこれに応じて十三万の水陸軍を派遣し、百済攻撃を開始した。腹背に敵をうけて百済は敗れ、王と太子は捕えられて唐に送られ、百済は滅びた。

このとき王宮の美女三千人は、岩の上から花びらのように舞いながら白馬江の流れに身を投じ、操を守ったという。哀れにも悲しい落花岩の物語が伝えられている。

王宮が滅びたといっても、百済人民はそれに屈せず、百済の各所で抵抗をした。なかにも鬼室福信は扶余(百済の都)の西北の任射岐山(今の大興付近)に立てこもって百済王朝復興の旗をかかげ、日本にいた王子豊璋の帰還と援軍を求めた。

百済救援軍派遣

百済が滅亡することは日本にとっては朝鮮半島に対する手がかりを失うことになる。その半面、唐と戦うことは難しい問題を引きおこすことにもなる。しかし、百済を見捨てることは出来ないという観点から、天皇は百済復興の援軍を派遣されることになった。

齐明天皇七年(六六二)正月六日、国運をかけての大援軍は天皇自ら指揮され、難波を出て西征の途にのぼられた。従うのは皇太子中大兄皇子、大海人皇子の両皇子をはじめとし、皇族あげて参加された。万葉歌人として知

られる額田女王もお伴された。『万葉集』に次の歌がある。

熟田津に船乗りせむと月待てば
潮もかなひぬ今はこぎいでな

天皇の軍船は三月二十五日に那ノ津(博多)に着き、磐瀬行宮に入られたのち、五月に南方の朝倉橘広庭宮(朝倉郡朝倉町宮野)にうつられた。

この時天皇の周りの人々で病死するものが続出し、天皇も七月に入り病のためなくなられた。赤痢ではないかとみられている。(『朝倉町史』)

天皇のなきがらは都におくられたが、皇太子中大兄皇子は都に帰らず、本営を那ノ津に近い長津宮に移され、遠征軍の指揮をとられることになった。皇子は其後も皇位にはつかず皇太子の身分で六年をすごされた。

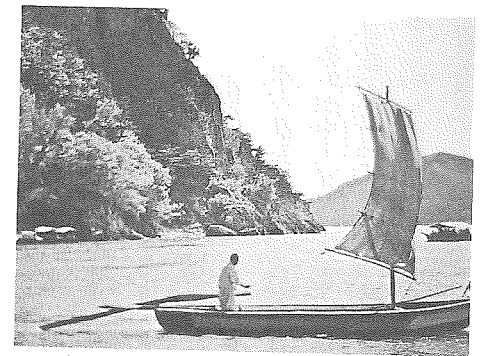
天智元年(六六二)正月、阿曇連比羅夫は百済王子豊璋をまもって出陣したのをはじめとし、川辺臣百枝・狭井連檳榔・秦造田来津らの率いる五千の将兵は百済の地に着き、唐、新羅軍と相對することとなった。激しい戦いが百済の各地でおこなわれ、日済軍は勇戦したが、敗退を続け防戦一方となった。

天智天皇二年(六六三)三月、日本は日済軍の劣勢を挽回しようとして、救援の第二陣二万七千を百済に向わせた。指揮する将軍として、上毛野君稚子・間人連大蓋・巨勢神前臣詔語・三輪君根麻呂・阿部引田臣比羅夫(阿部比羅夫)・大宅臣鎌柄らがあつた。

これに対し、唐、新羅も新たに増援軍をおくり、決戦の機は迫りつつあった。



齐明天皇の橘広庭宮の跡碑
(朝倉郡朝倉町宮野)



百済王宮の美女三千人が身を投じた白馬江の流れ(韓国忠清南道扶余市)

日済軍全滅

天智天皇二年（六六三）七月、新羅の文武王は金庾信將軍と共に白江（錦江）に向い、唐將軍劉仁軌は水軍を率いて白江を下り、水陸両面から日済両軍の立てこもる周留城に迫った。いつぼう日本の盧原君の率いる一万余は、この報をききあわてて白江に向かった。日本の増援隊の迫ることを知った唐・新羅連合軍は周留城を囲む一方、水軍を白江の河口に待機させ、日本水軍の到来を待ちかまえていた。この状況を知らぬ日本水軍は八月二十七日、白江をのぼって周留城近くの川辺に到着した。待ち構えていた唐・新羅軍はこれを急襲した。不意を突かれた日本軍は隊をみだし、勇戦したが全滅的敗北をうけた。朝鮮側の資料には「倭船千艘」がごとごとく焼失したと記している。翌二十八日、日本軍は再び唐・新羅軍に戦いを挑んだ。日本軍は血気にはやり隊伍を乱したのに対し、唐・新羅軍は冷静に秩序を整えて戦い、日本軍を全滅させた。この戦いについて『旧唐書』は「四たび戦って捷ち、その舟四百艘を焚く。煙と燄天に漲り、海水皆赤し」と記し、『日本書紀』は「須臾（一瞬）の際に官軍敗績（敗北）し、水に赴きて溺死する者衆し、艦舳廻旋すを得ず」と述べている。

陸上では新羅の騎兵が百済軍を破った。この時、秦造田来津は、戦いはこれまでと自ら敵中に駆けこみ、数十人を斬り殺し乱戦中に戦死したと『日本書紀』は勇將ぶりを述べている。

戦いは日済軍の惨敗に終わり、百済の地はごとごとく新羅の支配するところとなった。破れた豊璋は高句麗にのがれ、その子の忠勝らは降伏した。戦場を離脱した日本軍は他の戦場にあつた日本軍をあつめ、亡命を希望す



三国統一の聖業を成し遂げた新羅國の將軍・金庾信の銅像（韓国慶州市隍城公園）

る無数の百済人を連れて日本に帰還した。

この戦いを「白村江の戦」として日本の史書はその名を留めているが、日本は完全に朝鮮半島から手を引く結果となり、唐の陸海軍と戦ったことで、唐の敵国ともなり、唐がいつ日本に来襲するかの危険にもさらされる立場にもなった。

新羅軍の来寇

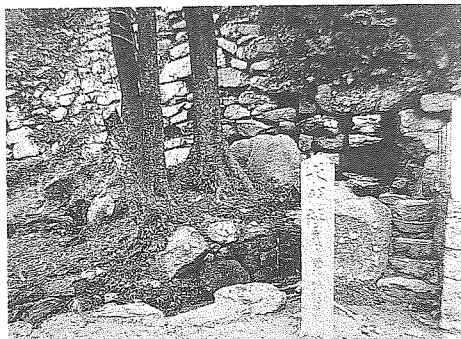
におののく

天智天皇三年（六六四）、さきに定められていた防人を対馬・壱岐と筑紫に配置された。防人には主として東國の若者が当てられ、長い旅を経て九州に下向した。故郷を遠く離れて九州に下った防人の人々の心情は、万葉集に東歌として残された。

防人とともに烽も設けられた。これは急を知らせる狼煙であり、『肥前風土記』には、肥前国に二十カ所設けられ、松浦郡に八カ所設けられたと記されている。松浦郡の烽の中で明らかなのは鏡山だけで、そのほかは推量するほかはない。

万一の敵軍の侵寇に備えて、「遠の都」と呼ばれた大和朝廷の九州の最大拠点大宰府の前面に、水城が築かれた。大宰府と博多を結ぶ御笠川の流れる狭い平野を横切った堤防で、その大部分は残っているが、この堤防が防備にどんな役割をするかは現在も諸説があつて結論がでない。

水城と共に天智天皇四年（六六五）八月には、大宰府の近くの大野山に大野城が、基山に椽城（基肆城）が、百済の滅亡により日本に帰化した達率憶礼福留と達率四比福夫の指導で築かれた。この城は、谷や盆地をも



基肆城跡の水門跡（三養基郡基山町）

取り込んだ広い地域に防備の土塁をめぐらし、その延長は五キロにも及び、重要拠点には石塁を築き、数カ所に城門を備え、城内には多くの建物を建て、多数の人々が長期ろう城できる大規模な朝鮮式山城であった。なお、同様の城は長門国にも築かれ、天智天皇六年(六六七)には対馬に金田城、讃岐に屋島城、さらに河内と大和の境の高安山にも山城を築いた。

いっぽう、新羅は百濟を滅して版図を拡大したが、百濟以上に強力な高句麗があり、これを防がねばならないので日本へ遠征軍を送る余裕はなかった。日本にとって新羅は仮想敵国とみなされ、儀礼的な使節を取りかわしても正式に応待することはなく、新羅の使節は大宰府で接遇するようにされた。実際には日本は新羅賊に悩まされ、北九州沿岸は平安末期までその恐怖におののいた。(『佐賀県史』、『日本の歴史』、『大宰管内志』)

第四項 律令国家体制への移行

国造制は律令体制にも残った

松浦地方の範囲

古代の松浦地方の範囲を考えると、中世に定まった松浦郡の区域と考えがちであるが、最近、専門家の間では、古代呼称の地域が必ずしも、中世の松浦郡の区域全体をさすものでないと論じられている。『魏志東夷伝』という倭人は日本列島のみならず朝鮮半島南部にも居住して小国家を形成し、その部族の一部が末盧国をつくっていたという説もあり、大陸渡来の遺物の出土状況から、松浦郡に属する佐世保地区・五島列島と唐津を中心とした地区を比較してみると、おなじ形式の遺物であっても唐津地区のものが時代的に古い。つまり、大陸文化はまず朝鮮半島と文化圏を一つにする唐津を中心とする末盧国に伝わり、さらに

末盧国から周辺地区に伝わったと考えられると説明されている。倭人の集落国家が朝鮮半島南部の洛東江流域にもあって、末盧国との交流があったことが考えられるというわけだ。

したがって、三世紀の末盧国の区域と後世の松浦郡の区域は同じであったとはいえない。大和朝廷の勢力がこの地方に及び、大和政権のもと末盧国が末羅県とされていく過程で、区域も広がり末羅郡、松浦郡と区域も確定していったものと思われる。

国造制

大和朝廷が全国を統合していく段階において末盧国も屈服し、末盧国の支配者(『魏志倭人伝』は末盧国に王の存在は明らかにしていない)は四世紀のころになると国造になったと考えられる。国造は大和朝廷が、これまで日本各地に存在していた諸王国を屈服させ、服属した王を国造に任命した。『景行記』、『成務記』、『国造本紀』に記す国造任命時期は必ずしも史実であるとはいえないが、国造制は大和王朝が全国制覇に乗り出した五世紀から六世紀初頭にかけて形成されたものといえる。『宋書倭国伝』の倭王武の上表文に「東征毛人、五十五国。西服衆夷、六十六国。渡平海北、九十五国。」とあるが、これはまさしく雄略天皇とされる大和王朝の武王の全国制覇の様子を示すものであり、屈服された各地の首長は、国造として大和王朝の地方支配を受け持つことになっていった。

松浦地方に国造がいつ置かれたかについては『国造本紀』は「末羅国造、志賀高穴穂朝御世(安康天皇時代)、穂積臣同祖、大水口足尼孫矢田稻吉、定賜国造。」とある。末羅は『倭人伝』にいう末盧国をふくむ地区で、『記紀』及び『肥前風土記』にいう「末羅縣」「松浦縣」である。

国司、郡司制

大化の改新の詔によって地方行政組織は大きく変わった。前代の国造制は行政機構としての機能を失い、これに代わって地方行政組織は国司・郡司・里長の地方官に統治された。改新の詔が出

る以前には、**国造**と並んで**国司**が存在していた。この国司が律令制以後と同等の権限をもっていたかどうかは明らかでないが、大宝令以後は国造にとって代わって地方行政の中核となっている。なお、国造がいつごろまで存続したかは明らかでないが、律令制下においても長く存続したことが知られている。

県主も国県制下における県の長で、稲置を姓とした者が多かった。松浦周辺の県主については『日本書紀』仲哀天皇八年のくだりに筑紫伊都県主祖五十迹手が記され、同書雄略天皇十年のくだりに嶺県主、『肥前風土記』の佐嘉郡のくだりには県主等祖大荒田の事跡を記している。

第五項 肥前国の成立

肥前国地名については、本書当初の地名の起こりに述べているが、七・八世紀の地方政治の状況を記すためには必要とするので、さらに略記すると、大和朝廷の全国統一の初期、九州地方は筑紫国と呼ばれていたが、それが筑紫・豊・火・曾の四方国に区分され、肥前国は火の国に属していた。肥前国がつくられる過程については『肥前風土記』は「肥前国者、本与肥後国、合為二国」とあり、肥前国はもと肥後国とあわせて一国であったのを、のち二国にしたという。

火の国が火の前と火の後に分けられた時期については確かなことはわからないが、『常陸風土記』に孝徳天皇（六四五―六五四）の時、坂東の惣領高向臣らが坂東を八カ国に分けたり郡を置いたりしたことを述べているので、火の前国を分置したのもそのころ、すなわち大化の改新の後まもなくであったろうと考えられている。しかし、『続日本紀』大宝二年（七〇二）四月のくだりには筑紫七国とあるので、少なくともこのころまでに筑前・筑後・豊前・豊

後・肥前・肥後および日向の七国が設置されているわけで、これら七カ国が史書に初めて登場するのは七世紀末の肥後が最初で、肥前の天平十二年（七四〇）を最後としている。火の国を前後に分けてできた火前国は和銅六年（七二三）五月二日の「畿内七道諸郡郷名、着好字」の制により火の字を肥に改め、肥前国となったものであろう。

注 坂東＝関東の古称。

一 肥前国の国司、郡司

大宝・養老令制下の国制によると、国は管内の田疇・課丁数の多寡などを基準として、大・上・中・下の四等級にわかれ、帝都からの距離の遠近により、遠・中・近の三種に区別されるとともに、畿内・東海・東山・北陸・山陰・山陽・南海・西海各道のいずれかに属した。肥前国は西海道に属し、他の九州各国とともに大宰府の統轄下におかれ、『延喜式』によれば筑前・筑後・豊前・豊後の四方国とともに上国とされている。『続日本紀』の天平宝字元年（七五七）五月八日のくだりに「但馬・肥前加介一人」とあるので、それ以前は中国で、以後上国とされたと考えられる。

注 田疇＝耕地、田地のこと。

介＝律令制で、国の役所の次官をいう。

肥前守の補任の時期は『続日本紀』宝亀六年（七七五）十月二日吉備真備薨逝の個所に「勝宝二年（七五〇）左降筑前守「俄遷肥前守」（筑前守を左降し、にわかには肥前守に遷す）と記されているので、この天平勝宝二年が肥前守補任の初見となっている。（別表肥前国国司等表参照）

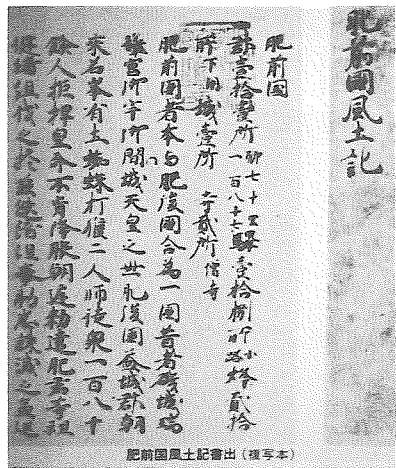
任命年時 (辭任も含む)	人	職名	出典	延暦元 (七八二)	從五位下 紀朝臣眞木	守	続日本記
天平勝宝二 (七五〇)	從四位上 吉備眞備	守	続日本記	延暦元 (七八二)	從五位下 甘南備眞人浄野	守	"
天平勝宝六 (七五四)	外從五位下 黄文連水分	守	"	延暦七 (七八八)	從五位下 石川朝臣多禰	守	"
天平宝字三 (七五九)	從五位下 縣犬養宿禰吉男	守	"	延暦一〇 (七九二)	從五位下 巨勢朝臣人公	守	"
天平宝字六 (七六二)	從五位下 大野朝臣廣立	守	"	大同元 (八〇〇)	從五位下 大野朝臣犬養	守	日本後紀
天平宝字七 (七六三)	從五位下 中臣朝臣鷹主	守	"	大同元 (八〇〇)	從五位下 多治比眞人氏守	介	"
天平宝字八 (七六四)	營城監從四位下 佐伯宿禰今毛人	守(兼)	"	大同四 (八〇九)	正六位上 紀朝臣三三	介	類聚国史
神護景雲三 (七六九)	從五位下 津連眞麻呂	守	"	弘仁元 (八一〇)	從五位下 紀朝臣良門	権介	日本後紀
宝龜二 (七七二)	外從五位下 土師宿禰位	守	"	弘仁二 (八一二)	從五位下 柿本朝臣弟兄	守	"
宝龜五 (七七四)	從五位下 多治比眞人公子	守	"	弘仁二 (八一二)	從五位下 豊野眞人仲成	守	"
宝龜九 (七七八)	三嶋眞人安曇	守	"	承和六 (八三九)	從五位下 藤原朝臣正雄	介	続日本後紀
宝龜十一 (七八〇)	從五位下 紀朝臣門守	守	"	承和七 (八四〇)	從五位下 藤原朝臣板野麻呂	守	"

承和八 (八四二)	從五位下 藤原朝臣正雄	守	続日本後紀	天安元 (八五七)	内藥正待医從五位上 物部朝臣廣泉	介	文德実録
承和九 (八四二)	正六位上 滋原宿禰道成	権少目	"	天安元 (八五七)	外從五位下 富野伊美吉平麻呂	権介	"
承和十二 (八四五)	從五位下 豊井王	守	"	天安二 (八五八)	從五位下 藤原朝臣有蔭	守	"
嘉祥三 (八五〇)	從五位下 南淵朝臣彌繼	守	"	貞觀一 (八六〇)	從五位下 永原朝臣永岑	介	三代実録
斉衡二 (八五五)	從五位下 仲嗣王	守	文德実録	貞觀四 (八六二)	從五位下 橘朝臣忠宗	守	"
斉衡二 (八五六)	從五位下 滋野朝臣善根	守	"	貞觀四 (八六二)	從五位下 伴宿禰益友	守	"

(佐賀県史より転載)

『肥前風土記』によると、肥前国には「郡志拾遺所郷七十・里一、百八十七・駅志拾遺所小路、烽式拾遺所下園、城志所、寺式所僧寺」が置かれていた。郡は「基肆・養父・三根・神崎・佐嘉・小城・松浦・杵島・藤津・彼杵・高来」の十一郡で、延喜式の郡数、郡名も同様であった。

郡の政庁は郡家と称され、郡の役職は大領・少領・主政・主帳の四等官があり、郡の大小で員数が決められていた。郡司は主在地の者が選ばれ、大領・少領は改新以前の国造・県主層から任せられることが多かった。



肥前風土記書出(複製本)
肥前風土記

郡司が文献にあらわれるのは極めて少ないが、三根郡が海部直鳥の要請により神埼郡から分立しているの、直鳥は郡司に任せられたのであろうか。

松浦郡の郡司

松浦郡の郡司については文献には見あたらないが、『肥前風土記』の鏡渡の項に「弟日姫子は日下部君等の祖なり」とあり、賀周里の項に「大屋田子は日下部君等の祖なり」と記されている。『国造本紀』に成務天皇の御世、穂積臣と同祖の大水口足尼の孫矢田稲吉が国造となったとされている。末羅国が末羅県となったとき矢田稲吉の血脈が県主になったと考えられるが、記録は見えない。改新の詔により県は郡となったが、松浦郡は末羅県を主要地として成立したものと考えられる。したがって松浦郡の郡家は末盧国、末羅国、松浦県の中心地である鏡山周辺に設けられたことは『肥前風土記』や『続日本紀』の内容で知ることができ、現在も鏡山周辺に多くの古墳があることから肯定できよう。

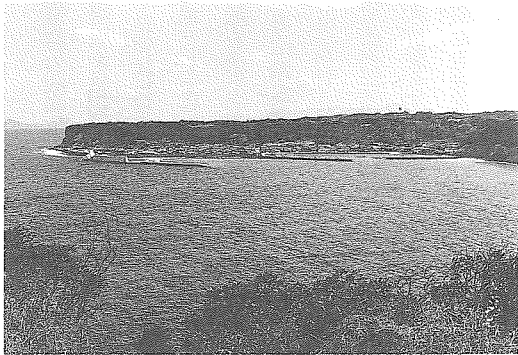
『肥前風土記』の鏡渡、褶振峯の項では弟日姫子は郡司の娘とは記されていないが、日下部氏は当地方の有力な土着豪族であり、律令の郡司任命の様子からして、おそらく郡司の娘か、それに関係のある家系出身だと考えられるので、篠原長者は当時の郡司ではなかったかと思われる。

二 松浦郡の郷・駅・官道

郷については『肥前風土記』は松浦郡については「郷拾壹所」と記し、『和名抄』は「底羅・大沼・保・値嘉・知・生佐・伊岐・久利の五郷をあげているが、残りの六郷については記載した文献が見あたらず、現在のどこにあたるかは確かめる方法がない。『和名抄』の五郷が現在の地名のどれにあてはまるかは意見のわかれるところで、底羅は平戸と考えられるが、『和名抄』に記載された郷名が郡衙が存在した周辺のみを記載し、郡の南西部を書きおとしたと考えれば、現在の浜玉町平原と考えられないことはない。大沼は訓が「保奴」であるので、浜玉町の大村、または

相知町の大野に比定できようであり、久利は唐津市の久里に比定でき、生佐は相知の伊岐佐であろう。値嘉については、底羅とともに論がわかれるところで、玄海町の値賀地区をさすのか、五島の値嘉島をさすのか、問題になる。『三代実録』の貞観十八年（八七六）のくだりに「請分肥前国松浦郡底羅値嘉兩郷、更建二郡、号上近下近、置値嘉島」とあり、この場合の底羅・値嘉郷は郡衙の地より遠隔地であることを示しているので、『和名抄』に記載する値嘉郷は五島と考えるのが妥当であろう。

さらに『肥前風土記』には各郡の里数・駅・城・寺等をあげているが、松浦郡については「松浦郡 里二十六、駅五所、烽八所」と記している。里については賀周里をのせるが、『延喜式』では賀周駅としている。ここは現在の見借に比定でき、中世の見留加志庄であろう。駅については逢鹿・登望の両駅をあげ、逢鹿・登望は怡土郡の佐尉駅（現在の福岡県鹿家か）と壱岐とを連絡する古代の官道筋にあたっている。『延喜式』には、駅として大村・磐氷・賀周・逢鹿・登望の五駅が記されている。これは風土記に載せる駅の数と一致する。磐氷駅は肥前国府の所在地であった大和町尼寺付近から小



肥前風土記に伝える「登望駅」があったかもしれない現在の小友漁村（呼子町）



柄神社。神功皇后ご出兵のみぎり、風波鎮庄のため海神たちを祭ったと伝える（呼子町小友）

を示す説明によって知ることができる。褶振峯（鏡山）を「在郡東」とし、賀周里（見借）を「在郡西北」とし、鏡渡を「在郡北」と、郡衙からの方向を記しているし、万葉注釈五に引かれた風土記逸文帳振峯の項には「松浦東三十里」と褶振峯が郡衙の東にあると書かれていることから、郡衙は現在の唐津市柏崎から久里地区にあつたとの説が有力である。

しかし、律令によれば国衙、郡衙は北に山を背負い、南に開ける場所を選定するとあり、そのような場所を上松浦地方に探し求めれば、現在の唐津市千々賀周辺が該当し、古代瓦の出土も見られるので、郡衙は千々賀周辺にあつたのではないかとみる史家もいる。また、天平十二年（七四〇）藤原広嗣が捕らえられ、護送途中、橋浦で処刑された記録、宝龜九年（七七八）十月二十二日、遣唐使判官小野滋野らは唐国押送使らとともに肥前国松浦郡橋浦に到着し、その旨を大宰府に告げた記録が『続日本紀』にあるのからみても、奈良朝後期には橋浦は大陸への交通の重要な泊停であつたといえる。そして、橋浦は当時のほかの記録からしても柏島（神集島か）と筑前の地との中間に位置しているため、現在の五反田周辺に比定でき、したがって、当時の公の使節の泊停である橋浦の近くに、松浦郡の郡衙がおかれていた可能性も極めて高いとみてもよさそう。

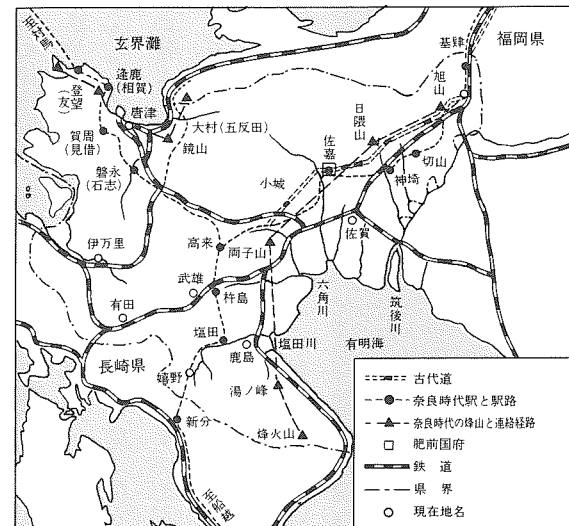
烽火所については『風土記』には褶振峯に烽火冢があり、値嘉島に烽火三所と記しているのみで、他の四カ所は明らかにされていないが、烽火は対外・災害に備えた軍備施設で松浦沿岸から大宰府への連絡機関と考えられるので、不明の四烽火もその線上にあつたものと考えられ、それらしき場所として離島の馬渡島（番岳）、加部島（日和見岳）、唐津市湊（神崎）、同佐志浦（日高城跡）などをあげる人もいる。また『松浦古事記』に「烽火坊、金房（金草）に三ヶ所あり」とある両坊を鬼ヶ城と十坊山とする人もある。さらに国衙への連絡の烽火所として相知町の「日の高地」をあげる人もある。なお、肥前国全体で烽火は「式拾所」となっており、松浦郡が他郡に比べて多いのは

城郡の高来駅を通り松浦郡を結ぶ官道筋の駅だと考えられ、磐氷駅の所在地については厳木町付近という説と山本、石志付近だという説がある。賀周駅を通る官道は相賀と思われる逢鹿駅をへて登望駅に達する。登望駅については『有浦文書』などに記載される鞆に比定されているので、現在の呼子町の大友、小友と考える説が有力であるが、現況からは古代の船の寄港地としては不適當であり、登望駅は大友・小友の狭い地域の呼称とは限定せず、呼子港を中心とする広範囲の地域を考える必要があるのではないかと考えられ、呼子港一帯をさす呼称だとの説もある。（第一編第二節地名の起り、第二項肥前国名の箇所参照）

松浦郡を通る古代の官道としては、このほか大宰府から怡土郡の佐尉駅、松浦郡の大村駅をへて鏡山周辺に存在したと考えられる郡衙から磐氷駅に達するものがあつたと思われる。大村駅は現在の浜玉町五反田周辺にあつたと考えられる。大村については『続日本紀』などにでてくる橋浦にも比定されているので、奈良末期から平安前期にかけて郡衙がおかれたとの説も検討に値する。

三 松浦郡の郡衙

律令制下、郡衙が上松浦の中心、鏡山周辺に置かれていたことは『風土記』の「松浦郡」の位置



駅・烽火所推定図（『佐賀県の歴史』より）

当時の様子から松浦郡一帯が対外防備上重視されていたことがうかがえる。

四 条里制と班田收授制

松浦郡にも条里制

大化の改新の詔で制度上もつとも革新的なものは公地公民の理念にもとづく条里制と班田收授制の実施であった。改新の詔の三条に「凡そ田は長さ三十歩、広さ十二歩を段と為し、十段を町と為せ」と規定している。これは面積計算の単位を定めただけでなく、ここに示された区画に田を整理することを指令したものであった。このように耕地各筆を整理したのは班田の施行に便するためであったが、同時に灌漑水路や畦畔を付設して農地の改良を進め、地力を均一化し、班田均給の目的を実現するためであった。詔の耕地形状は長さ三十間、幅十二間で、面積三百六十坪ほどで、これが面積の単位で段とされた。その十段で一町となっている。

注 班田は大化の改新の土地制度。

肥前国で条里制がいつごろから施行されたかは不明だが、「養老律令」が成った養老二年（七一八）ごろまでには実現したと思われる。条里坪付の文献としては『筑前国観世音寺資材帳』（延喜五年＝九〇五＝勘造）に

基肆郡参町 竝上

二條 基肆田 廿五 比田九段百州四歩

卅六 土由田一段七十二歩 尾張田黒

九段百州四歩

二比田一町

注 州は四十のこと。

のほか、三根郡・神埼郡に莊園が所在することも記録されているが、その書式が明らかに条里制にもとづくものであることがわかる。さらに肥前国で条里制が存在したことは各地に条名・里名・坪名などが現在まで部落名、田地の小字名・橋名などに残っていることで知ることができる。

佐賀平野には条里制を施行した文献や遺構地名が残っており、その存在を確かめることができるが、松浦郡は平地に乏しく遺構も確かめにくい。しかし、狭い谷間平野にも条里制が実施されている。『石志文書』康和四年（一一〇二）九月二十三日付の散位源処分状に

「波田浦 四至 東、限、榎志山。西、限、榎本里十八坪。南限、山、南里、外、北繩手。北、限、判比里十七坪、北繩手」

とあり、さらに同文書の保延三年（一一三七）三月八日付の「肥前国松浦西郷大粉村内田島注文」には

「肥前国松浦郡西郷大粉村田島事

於呂田里参坪漆段、同玖坪壹反、同里拾坪肆段、同里捌坪漆段、同里式拾漆坪伍段島地、宇区壹、四至
東限田、南限四坪繩手、
西限大河、北限溝、宇居区壹所」

とあり、このころまで条里制にもとづくと思われる地名が使われていたことを物語っている。つまり、この地にも条里制が実施されていたといえる。波多浦は現在の徳須恵付近、大粉村は大杉周辺に比定でき、徳須恵付近には佐ノ坪（三坪）、六坪、七田などの坪名が現存し、鬼塚にも三、八、二の各坪名が残っている。また、鏡神社文書中にも唐津市半田、宇木地区に条里制に関係する地名が記されている。さらに玄海町有浦地区の轟木の一の坪の地名も条里制に関係があるかもしれない。

五 住民の生活

重税に苦しむ公民

古代日本の産業の中核は農業であり、律令制がしかれ、公地公民制となってもこの基本はかわらず、国家は農民を把握し、班田收授によって農民の生活維持をはかる一方、種々の過重な負担をかけた。だから国司、郡司、里(郷)長などの地方官は法の規定により農耕を奨励し、施設の改善、管理を行った。

耕地は水田、陸田、園地などにわけられるが、耕地は班田收授法により農民などに与えられた。これらの口分田のほか、特権階級には種々の名目で別途耕地が与えられた。『延喜式』によれば、耕地の良し悪しによって等級が定められ、収穫量が定められた田品制が設けられ、農民は、これにもとづき租を納めねばならなかった。

注 田品制 土地の配分や田租の負担などを公平にするために、田地に等級をつけた制度。

律令下の税としては租庸調と税の種類が大別されるが、実際はもっと複雑な内容となっていた。年ごとに納める租も、大税・粃穀・郡稻と三分され、後に、正税・公廩・雑稻と改称されたが、内容はほぼ同じであった。しかも、このほかに出拳(貸付け)という制度があった。これは徴収した米で、余剰ができたとき、農民中に保有米を欠くものがあれば貸しつける制度で高利息をつけさせて返納させられた。当初は飢餓に苦しむ農民を救う方法であったが、時代がたつにつれて強制的な出拳も発生し、農民を苦しめる制度ともなった。

租について肥前国の場合、弘仁主税式(弘仁二年)では、正税・公廩各二〇万束、国分寺料四万束、府官公廩一五万束となっており、延喜主税式(延長五年)では、正税・公廩各各二〇万束、国分寺料三万三三九四束、文珠会料二〇〇束、府官公廩一五万束、衛卒料一万八一〇五束、修理官舍料六〇〇束、池溝料三万束、救急料四万束、俘囚料一万三〇九〇束となっており、とくに雑稻に区分される租が多くみられるようになり、租総額が時

代とともに増大していた。

租以外の税、調・庸・中男作物(養老元年調副物と中男の正調が廃されて代わって中男の労役によって作らせた作物)として肥前国より納めたものは多種多様であったことが『延喜主計式』には記されている。そのなかで綿は肥前国の特産であったらしく、沙弥満誓は

「しらぬひ筑紫の綿は身につけていまだは着ねど暖けく見ゆ」(万葉集)

とほめている。実際、平城宮跡から出土した木簡の中に、肥前国神埼郡及び藤津郡の調として納められた綿に付けられたものがあつた。

注 調 律令制で人頭税。成人男子に課せられた種々な指定された品目を貢納した。

庸 律令制で年間十日の労役につくかわりに納める代物。布二丈六尺を納めることになっていた。

中男 大宝令でいう少丁(十七歳以上二十歳以下の男子のこと)。

また松浦郡のと思われる調として海産物が記されている。御取鰻・短鰻・長鰻・羽割鰻・熬海鼠・塩・薄鰻などがあげられている。

松浦の特産物

『延喜主計式』に記された庸としての肥前国の水産物を他国と比較してみると量がきわめて多いことがわかるが、これは松浦郡沿岸が古代から水産物の宝庫であったことを物語っている。『魏志倭人伝』は、末盧国の人「好んで魚鰻を捕え」と書き、『風土記』は

逢鹿駅 鰻・鰻・海藻・海松

登望駅 鰻・鰻・雑魚・海藻・海松

大家嶋 鰻・鰻・雑魚・海藻・海松

値嘉郷 蛸・螺・鯛・鯖・雑魚・海藻・海松・雑海菜

と、海産物をあげており、漁業に従う白水郎の居住も記している。

注 蛸・螺・さざえ（栄螺）のこと。

また、『風土記』は値嘉島について景行天皇の御巡行にまつわる物語として、値嘉島（現在の五島列島か）に土蜘蛛がいたが、天皇は従っていた阿曇連百足に対して土蜘蛛を捕殺することを命じた。これを聞いた土蜘蛛は御贄を捧げるにより助命を願い、長蛸・鞭蛸・短蛸・陰蛸・羽割蛸等を作つてたてまつった。それで天皇は恩赦を賜わつたとある。

注 贄 朝廷へ納められる食料海産物。

この物語に出てくる阿曇連は大化前代、諸国の白水郎を海人部、海部に占定（割り当て定める）し、かれらを統率して朝廷に仕えた伴造であったから、松浦の白水郎も古くから海部に編入され諸種の鰻を納めていたであろうし、それが律令制にも受け継がれたものであろう。

松浦諸島に牛馬の牧 『延喜兵部式』によれば、大宰府管内では、筑前・肥前・肥後・日向の四カ国に計十五の牧が

設けられ、肥前国には

鹿嶋馬牧・庇羅馬牧・生属馬牧・柏嶋牛牧・櫛野牛牧、早埼牛牧

があった。これらの牧は官の管轄で、成長した馬は大宰府へ送られ、兵馬・馱馬にあてられ、牛は運搬、耕作用にあてられた。これらの官営牧以外にもこの地方は牛馬の飼育がさかんであったが、その資力をもつものは郡司

層・富民に限られていた。『風土記』松浦郡値嘉郷の項には「彼白水郎富於馬牛」（彼のあまは馬、牛に富めり）、「此島白水郎容貌似隼人恒好騎射。其言語異俗人也」（この島のあまは容貌は隼人に似ている。常に騎射をこのみ言葉は俗人と違っている）と記している。値嘉島（五島）には隼人に類した住民がいて牛馬を飼育し、騎馬になじんでいたというので、牧畜が古代から行なわれていたようだ。

また、庇羅は平戸島に、生属は生月島に、柏島は神集島、または加部島に比定でき、後世にも馬渡島には唐津藩の馬牧があり、松浦郡一帯の離島は現在も牧畜がさかんに行なわれていることからしても、律令時代も牧畜がさかんに行なわれていたことが理解できる。

天災と貧苦に

泣いた庶民

大化の改新の詔で人民の大多数は公民となり自分の耕地が得られた半面、税はきびしく取り立てられ、干害、風水害、

虫害は防ぎようもなく、疫病も大流行、地震なども発生し、それらにともなう稲作不良から飢饉にみまわれることが多かった。『続日本紀』などには奈良時代、大宰府管内で多くの災害があったことを記録している。「大宝三年（七〇三）七月、災異現われ、年穀不熟により、京畿及び大宰府管内の調の半及び、天下の庸を免ず」、「慶雲元年（七〇四）大宰府、去秋により年穀をそこなう由を言上す」、「慶雲三年（七〇六）、大宰府、九国三嶋亢旱大風のため、年穀を損ぜる由を言上す、仍つて、使をして巡省せしめ、被災甚しき者の調役を免ず」などと、この時代の災害の甚大さを記している。



延喜兵部式に柏島牛牧があったと伝える神集島（唐津市）



肥前風土記に伝える達鹿駅はこの山すそあたりにあったのだろうか（唐津市相賀地区）

したがって当時の人民の生活は貧苦をきわめていたようで、『万葉集』に次の「貧窮問答歌」を残している。

風交じり 雨降る夜の 雨交じり 雪降る夜は すべもなく 寒くしあれば 堅塩を 取りつづしろひ 糟湯酒 うちすすろひて しはぶかひ 鼻びしびしに 然とあらぬ ひげ掻き撫でて 我を除きて 人はあらじと 誇ろへど 寒くしあれば 麻衾 引き被り 布肩衣 有りのことごと 着襲へども 寒き夜すらを 我よりも 貧しき人の 父母は 飢ゑ寒からむ 妻子どもは 乞ひて泣くらむ この時は いかにしつつか 汝が世は渡る 天地は 広しといへども 我がためは 狭くやなりぬる 日月は 明しといえど 我がためは 照りや給はぬ 人皆か 我のみや然る わくらばに 人とはあるを 人並に 我もなれるを 綿もなき 布肩衣の 海松のごと わわけさがれる かかふのみ 肩にうち掛け 伏せ廬の 曲げ廬の内に 直土に 藁解き敷きて 父母は 枕の方に 妻子どもは 足の方に 囲み居て 憂へ吟ひ かまどには 火気吹き立てず 甌には 蜘蛛の巣かきて 飯炊く ことも忘れて ぬえ鳥の のどよひ居るに いときて 短き物を 端切ると 言へるがごとく しもと取る 里長が声は 寝屋処まで 来立ち呼ばひぬ かくばかり すべなきものか 世の中の道

世の中を憂しとやさしと思へども

飛び立ちかねつ鳥にしあらねば

大宰府の高官、万葉歌人の山上憶良が見た奈良時代の庶民の生活の姿であった。平城京の大宮人が「あおによし奈良の都は咲く花の匂ふがごとく今さかりなり」と詠んだ繁榮した姿はこの地方にはなかった。

第六項 大化の改新と大陸交渉

古い時代からわが国と朝鮮半島及び中国大陸と交渉があったことは縄文・弥生時代の遺物遺跡の類似によって確かめられ、また文献では『魏志倭人伝』のほか中国の歴史書によっても知ることができるし、『記紀』『風土記』などのわが国の史書からも、このことを肯定できる。

新羅に圧迫され

た任那・百濟

日本にもつとも近い国、朝鮮半島は大化の改新ごろはきわめて微妙な動きを示していた。日本が朝鮮半島侵出の拠点としていた南朝鮮の任那は百濟・新羅・高句麗などの勢力増大のため五世紀中ごろから、いちじるしくその立場は弱体化していた。継体天皇六年（五二二）大連大伴金村が百濟の要求をいれて、任那四県を割譲したことで百濟はつぎつぎと任那の各所を併合し、新羅も法興王が出て任那の東部を略奪していった。そこで継体天皇二十一年（五二七）に失地回復のため大軍を渡鮮させようとしたが、筑紫国造磐井の反乱のため実現することができなかった。

その後も積極的に任那回復がはかられた。宣化天皇二年（五三七）大伴狭手彦は渡海し、援助を求めた百濟を助け、任那を侵していた新羅を討ち失地を回復した。この遠征にまつわる説話の松浦佐用姫物語は前に記した。

その後も日本と友好関係にあった百濟救援と任那保全のため数次にわたり出兵したが、敵対関係にあった新羅の軍事的優勢は抑えることができず、欽明天皇二十三年（五六二）になって、ついに任那は新羅に併合された。しかし、日本の朝鮮半島進出の拠点任那回復は大和朝廷の悲願であり、崇峻天皇四年（五九二）には二万の軍が動員され新羅討伐のため筑紫に駐留し、推古天皇三年（五九五）に大和へ引き揚げたが、その間、このありさまは新羅

にたいする大きな圧力となり、日本が使者吉士磐金を新羅に遣わすと、新羅は贈りものを献じて恭順の意をあらわし、百濟王は王子阿佐を遣わして朝貢した。

新羅、隋と同盟し日本
の圧力を妨げる

しかし、そのころ、中国は隋によって統一され、その力は朝鮮三国にも及び、朝鮮三国は日本に帰服するより隋にたよる傾向をみせた。とくに新羅の隋への一辺倒は強く、日本無視の態度はひどかった。この傾向を不満とした日本は任那の復興を名目に、推古天皇八年(六〇〇)

再び新羅攻撃を計画し、決行した。この計画は境部臣を大將軍に、穗積臣を副將軍に兵万余が渡海し、新羅を屈服させ、新羅が、さきに併合した任那の地は日本に返還されたと『日本書記』は記している。しかし、実際は新羅が任那の調分を肩代わりして日本に納めることで和解されていたようだ。

しかし、新羅は再度日本のいうことをきかなかつたため推古天皇十年(六〇二)再び新羅出兵が計画された。聖徳太子の同母弟来日皇子を大將軍に二万五千余人の大軍が筑紫に集結し、遠征の準備をした。

このとき、来日皇子に従って西下した物部氏が土着した地が三根郡の物部郷であり、忍海の漢人が定着したのが同郡漢部郷であると、『風土記』は記している。

この遠征計画も来日皇子が筑紫の島郡(福岡県糸島郡)で渡海の準備中急死、代わりとなった当麻皇子も西下の途中、妻の舍人姫王が死んだため都に帰り、遠征は中止された。

いっぽう、日本は百濟・高句麗にたいしては友好関係を保つようにつとめ、百濟・高句麗も新羅が強大になるのをおそれ、たびたび日本に使節を送っていた。また、新羅も推古天皇十八年(六一〇)には使者を入朝させるようになった。

遣隋使の初め 推古天皇八年(六〇〇)、日本は直接隋に第一回

目の遣隋使を送った(隋書)。これは聖徳太子が派遣した遣隋使で、隋と結びその力を背景に日本に従わぬ新羅を牽制する意味もあり、なお隋にたいして日本の朝鮮侵出を認めさせる意味もふくまれていた。

第一回の遣隋使が派遣されてから約七十年間に十回にも及ぶ使節が中国に派遣されたが、これはそれ以前、大陸の文化渡来が朝鮮経由であったのにあきたらぬ聖徳太子を中心とする大和朝廷が、積極的に大陸文化を取り入れようとしたいきごみのあらわれでもあった。

中大兄皇子の政治 聖徳太子亡きあと、朝廷の実権は蘇我氏の手にぎられたため、これまで朝廷をささえていた中央豪族の不平はたかまつていた。ことに聖徳太子の子山背大兄王一族を蘇我入鹿が滅ぼしたため、蘇我氏一族にたいする反発はいちだんとたかまつていた。そのなかにあつて遣隋使とともに派遣されていた高向玄理・僧旻・南淵請安らの留学生が帰朝し、隋唐の進んだ文化と整備された律令国家制度を伝えた。その情勢を知り、国制を改革しようとして中大兄皇子・中臣鎌足・蘇我石川麻呂たちは皇極天皇四年(六四五)蘇我入鹿・蝦夷を殺して、朝廷の実権を取りもどすことに成功した。これが大化改新のはじまりであった。(第三節第二項大化の改新参照)

中大兄皇子は律令国家制度の確立を進めるとともに、東北地方に居住する蝦夷対策も積極的に進めた。斉明天皇四年(六五八)阿部比羅夫は水軍を率いて日本海沿岸の蝦夷を鎮圧し、同天皇六年(六六〇)、阿部比羅夫は再び



中央が聖徳太子と伝えられている(御物)

大船団を率いて越の北端まで進み、肅慎を破り皇化への道を開いた。

百済国救済戦へ

日本が蝦夷征服に力をそそいでいるころ、安定化していた朝鮮半島では高句麗・百済・新羅三國が対立して均衡を保っていたが、西暦六五四年（日本暦「白雉五」）に新羅の王位についた金春秋が武烈王と称し、唐と手を結び、唐の力をかりて百済と高句麗をほろぼし、半島を統一しようと考えていた。六五九年（新羅武烈六、斉明五）新羅は百済・高句麗に攻められ二十余城を奪われたため、唐に出兵を請うた。唐はこれにこたえ、六六〇年蘇定方を大総官、武烈王の子で唐に入朝していた金仁間を副大総官として水陸十三万の兵を出して百済攻撃にのりだした。

百済は日本に援軍を求めたが、日本にはその準備がなく、腹背に敵をうけた百済は忠清南の黄山原・熊津江口に破れ、都泗泚（扶余）を囲まれ、逃れた百済王義慈は熊津城（公州）によったが、やがて、ここも陥り、武烈王七年七月十八日、王と太子隆は捕えられて百済はほろんだ。

事態の急変はわが朝廷を驚かした。日本は朝廷内の内紛をおさめ、東北の蝦夷を平定して国内の統一に専念していたときで、海外に手をまわす余裕はなかった。このころの日本は唐の文化・制度を取り入れ、国家制度の改革を進めているときであり、そのため唐との関係を密接にする必要があり、朝鮮半島に派兵することは唐を敵に回すことにもなりかねなかった。しかし、百済を見捨てることは多年培ってきた半島への勢力をまったく失うことになり、そうなれば百済の滅亡ばかりでなく日本にも危険が及びかねなかった。

その年の十二月百済救援は決まり、六六一年（斉明七）正月、天皇は皇太子中大兄・大海人両皇子を従えて九州に向かわれ、朝鮮派兵の指揮をとられた。これが白村江の戦いであった。（第三節第三項白村江の戦い参照）

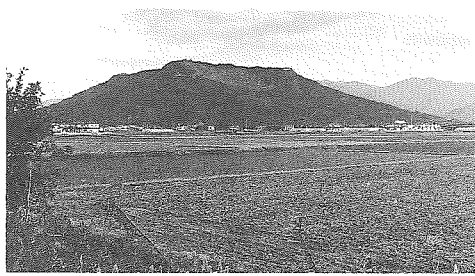
日本、防備を強化

白村江の戦いに敗れた日本は、四世紀後期以来の三百年に及ぶ半島経略が完全に終わりを告げただけでなく、反対に、強大な唐・新羅連合軍による日本来襲の危機さえ生ずることになった。このため、即位した天智天皇は外征失敗による国内紛争を防ぐとともに、外敵にたいする防備を行った。

その対策としてとられたのが防人、烽、水城、山城の制度、築造であった。これについては前に略記したが、防人については大化二年（六四六）の改新の詔に規定されていたが、実際に編成され、守備にわたったのは天智三年（六六四）であった。防人の多くは東北人があてられていた。防人とともに烽が設けられた。烽は急を伝えるための通信手段で、防人の制とともに律令に定められていた。『肥前風土記』には肥前国には「烽貳拾所」と記し、松浦郡の条には「八所」とあり、その一つを褶振峯（鏡山）としている。

また、値嘉郷のくだりには「三ヶ所」と記している。褶振峯の烽が何処の烽に継がれたかの記録はないが、肥前の国衙へ継がれていれば、多久の両子山に継がれて、それが国衙へか、また日隈山・旭山・基肆城・大宰府へと継がれていたかとも思われる。また、褶振峯から玄界の海岸沿いに大宰府へ継がれていたことも考えられる。水城、大野城、椽城などについては前述したので省く。

白村江の敗退で日本の朝鮮半島経略はおわり、唐、新羅の侵攻がなかったとはいえ、外敵にたいする心配がなくなっただけではなく、この防衛は奈良、平安初期まで続けられた。天平宝字年間（七五七〜七六五）朝廷は吉備真備に命じて怡土城を築かせ外敵に備えさせており、奈良、平安初期にわたり朝鮮半島を基地とする海賊の侵寇もしばしばあった。



肥前風土記に烽があったと記されている褶振峯
(現在の鏡山=唐津市)

第七項 律令体制下の大陸との交渉

大宰府の設置

宣化天皇元年（五三〇）朝廷は西国の警固を強化するため、筑紫那津の地に官家を造り、河内・尾張・伊賀および筑肥豊三国の屯倉の穀を運び、非常に備えさせていた。

いっぽうでは朝鮮半島に遣新羅使を派遣し、また大陸には遣唐使を派遣して友好関係を保ちつつ、他方では外敵に備えていた。この関係につねにかかわったのが大宰府と玄界灘沿岸の筑前・肥前であった。

朝鮮半島経営と大陸との交渉を重視して、推古天皇の御代、筑紫大宰が設けられ、律令制下（七〇一）で遠の朝廷と称せられた大宰府となった。

白村江の戦後、中国東北部に高句麗に替わって現れた渤海国は日本に使節を送ってきた。日本も答礼の使節を送っていた。いっぽう日本朝廷と新羅の直接の交渉は絶えたが、その直後から新羅は使節を遣わして国交を求めてきていた。しかし、日本はその使節を大宰府に留めて都に入らせようとはしなかった。優遇するでもなく、冷遇するでもないといった態度を保ちつづけた。いっぽう唐に対しては白村江の敗戦後も使節を派遣し、大陸文化の導入につとめ、遣唐使は寛平六年（八九四）、菅原道真の進言により停止されるまで、隋時代三回、唐時代に十八回も派遣されている。（別表〈遣隋、遣唐使派遣表〉参照）

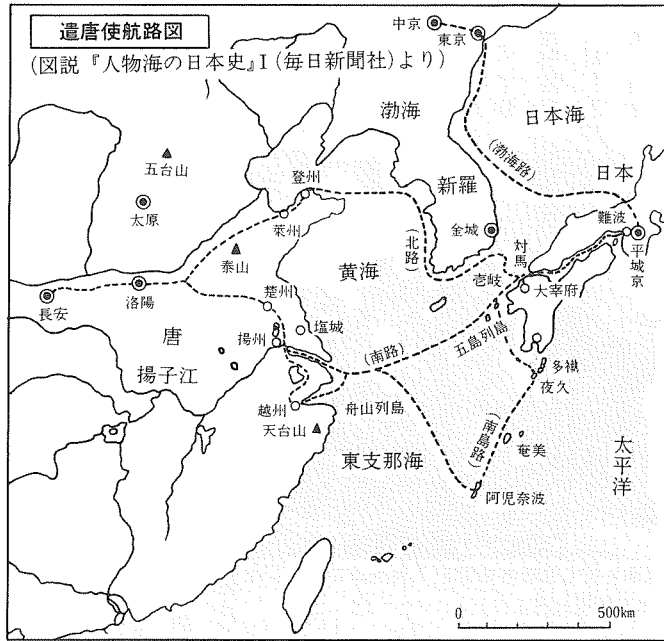
危険の大きい遣唐使

遣唐使派遣はすべてに先進地である大陸の諸文化を取り入れ、大陸にひけをとらない国家設立をめざす大和朝廷の積極的な政策であった。これまで大陸の優れた文化・学術・社会制度の大部分は朝鮮半島経由でもたらされていたが、新羅が半島を統一し、その新羅を敵対視しなければなら

ない立場にあった日本にとっては、大陸文化を導入するためには、直接大陸へ使節を派遣するほかなかった。しかし当時の船や航海術では、大陸への直接航海は危険きわまりないことで、遣唐使のなかで往復ともに無事に目的を果たした使節は、数えるほどしかなかった。

遣唐使には普通四隻の船が用意され、難波を出航して瀬戸内を通り、筑前の大津（那の津、現在の博多港）に寄り、大宰府と協議して、玄界灘の沿岸沿いに西航し、五島列島の中通島の相子田（上五島相河）・福江島の川原（岐宿町川原）などの浦に泊る。『肥前風土記』には相子田には二十隻、川原には十隻ぐらいの停泊ができたと述べている。そして、「遣唐使は相子田か川原の浦を発つて美弥良久埼（福江島三井楽）に到たり、そこから西を指して渡る」と書き記している。

それから大陸への航路としては、西北に航行し、耽羅（済州島）の沖合を通り、朝鮮半島の西海岸沿いに黄海を北上し、半島の半ばから黄海を横断して山東半島に上陸する「北路」と、五島列島から一挙に東支那海を渡って揚子江付近をめざす「南路」と、九州西岸を南下して薩摩から多櫛（種子）島・夜久（屋

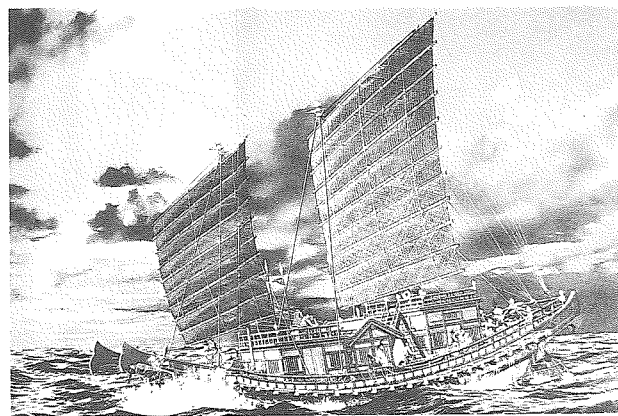


久島・奄美大島などの島伝いに航海して揚子江付近をめざす「南島路」の三つがあった。北路はもつとも安全な航路であるが、半島との関係が険悪になった七世紀以後は、南路をとらざるをえなくなり、南路をはずれて漂流した船は南島路をたどることになった。

遣唐使が東松浦地域に寄泊した記録はきわめて少ないが、当時の制度として海路は十里ごとに一亭を設け、亭は高樓を備えることになっていた。博多津を基点として十里ごとに海路の亭を測ると、神集島―平戸浦―小値賀浦―奈留浦―三井楽が亭にあてはまり、東松浦海岸にも遣唐使が亭を求めていたことは十分考えられた。

宝龜九年(七七八)十月二十二日乙未、遣唐使第三船が肥前国松浦郡橋浦に漂着し、判官小野滋野はその旨を大宰府に報告したことが『続日本紀』に記載されているが、それによると、この遣唐使は宝龜八年(七七七)九州を発し揚州に上陸、唐都(長安)で無事大任をはたし、翌宝龜九年唐の使節趙宝英らを伴って揚州県をたつて帰国の途についた。

しかし、一行は悪風に遭遇し、四隻ばらばらで九州各地に漂着した。第一船は船体が二つに折れ艦は甌島に、舳は天草島に漂着し、副使小野石根・唐使趙宝英らは遭難した。第二船は薩摩国出水郡に漂着した。第四船は済州島に吹き寄せられ、乗船の判官



落日の東支那海を行く遣唐使船図(『人物海の日本史』「海上の道と古代人」―毎日新聞社刊より)

海上三狩らは島民にさらわれ、録事韓国源らはひそかにもづなを解いて逃れ甌島に流れ着いた。第三船が約七日間の航海で十月二十二日橋浦に到着した。このように遣唐使たちは、命の危険の多い航海をあえてつづけていたのであった。なお橋浦については福江玉の浦・北松浦田平町とする説もあるが、平安中期の記録などから考えると浜玉町付近と考えられている。

このほか、遣唐使にかかわりある東松浦地域の地名の記録は見出し難いが、寛平六年(八九四)遣唐使停止後、大陸との交流は唐商船が利用され、平安期から鎌倉期にかけての遣唐留学僧・留学生も、この方法を利用した。これら唐船の来航地として松浦の地名が記録されている。

承和九年(八四二)、大宰府観世音寺講師僧惠運は唐商李処人が遠値嘉島奈留浦(五島)に建造した唐船に便乗して入唐した(入唐五家伝)。貞観三年(八六一)九月、真如法親王(入った松浦の港浦) 道高岳親王)は唐商李延孝の船で博多を出航、波戸岬を経て老岐島に向い、斑島(馬渡島)

へと渡ったが、白水郎が多くいて言葉が通じなかったので柏島(神集島)に引き返した。しかし、古船であったので博多に引き返し鴻臚館に滞在し、唐商張友信に神集島で新船を造らせ、翌四年九月遠値嘉島から入唐した。また、僧円珍は仁寿二年(八五二)唐商欽良暉の船で奈留浦を発し南島路で福州連江県に到着し、天慶八年(九五五)呉越船三隻は日最崎鳴島(五島)から柏島に到着した。このほか、田ノ浦(平戸島田浦)・小値嘉島・宇久島・大島(約山大島)・生属島(生月島)・庇羅島(平戸島)・加部島などが唐船の来航地と記録されているので、遣唐使の船も、これらの港づたいに大陸に渡航していったことが考えられる。また仮屋湾に面する肥前町京泊も地名からして、遣唐使船が一時的にも立ち寄ったこともあつたらうといわれている。

白雉五 (六五)・二・九	齊明五 (六五)・七・三	天智四 (六五)	同六 (六七)・一一・二	同八 (六六)	大宝元 (七〇)・正・三	二九 (七〇)・六・二	靈龜二 (七〇)・八・二	二〇 (七〇)・八・二	養老元 (七二)・三・九						
同五	頭慶四	麟德二	乾封二	總章二	長安元	同二	開元四	同五	同五						
高向玄理 (押使)	坂合部石布 (大使)	守大石・坂合部石積・吉士岐弥・吉士針間 (送唐客使)	伊吉博德 (送唐客使)	笠諸石 (送唐客使)	粟田真人 (執節使)	高橋笠間 (大使)	坂合部大分 (副使)	巨勢色治 (大使)	鴨吉備麻呂 (中位)	錦部道麻呂 (少録)	山上憶良 (少録)	多治比呂守 (押使)	阿倍安麻呂 (大使)	大伴山守 (大使)	藤原馬養 (副使)
二	二	二	北	北	北	北	北	北	北	北	北	北	北	北	北
齊明元・八・一	同七・五 (第二船)	天智六・一・九	同七・正・三三	(不明)	慶雲元 (七〇)・七・一 (粟田真人)	同四 (七〇)・三・二 (巨勢色治)	養老二・一〇・二〇 (大宰府)	同四 (七〇)・三・二	同四 (七〇)・三・二						
北路?	北路	北路	北路	北路	北路	北路	北路	北路	北路						
押使高向玄理唐にて没	第一船、往途南海の島に漂着、大使坂合部石布殺され	以下三回の発遣は百濟駐留の唐軍との交渉のためか	唐使法聰を百濟に送る												

遣隋使一覽

出	推古天皇八 (六八)	同 一五 (六七)・七・三	同 一六 (六八)	同 一六 (六八)・九・二	同 一八 (六九)	同 二二 (六四)・六・一三
発	開皇二〇 (不明)	大業三 推古天皇一六・四 (不明)	同 四 (不明)	推古天皇一七・九	同 六 (不明)	推古天皇三三・九
帰	同 一〇	同 四	同 六	同 九	同 一〇	同 一三
人数	二	二	二	二	二	二
船数	一	一	一	一	一	一
航路	北路?	北路?	北路?	北路?	北路?	北路?
帰	舒明四・八 (对馬)	天智四・八 (筑紫)	白雉五・七・二四	同 八 (对馬)	同 八 (对馬)	同 八 (对馬)
国	北	北	北	北	北	北
航路	北路	北路	北路	北路	北路	北路
備	往途、薩摩竹島附近にて遭難					
考	隋書倭国伝	隋書倭国伝	隋書倭国伝	隋書倭国伝	隋書倭国伝	隋書倭国伝

遣唐使一覽

出	舒明二 (六八)・八・五	白雉四 (六五)・五・一	同 一	同 一	同 一	同 一
発	貞觀四	永徽四	同 一	同 一	同 一	同 一
使	犬上御田歙 薬師惠日	吉士長丹 (大使)	吉士駒 (副使)	高田根麻呂 (大使)	掃守小麻呂 (副使)	同 一
人数	二	二	二	二	二	二
船数	一	一	一	一	一	一
航路	北路?	北路?	北路?	北路?	北路?	北路?
帰	舒明四・八 (对馬)	天智四・八 (筑紫)	白雉五・七・二四	同 八 (对馬)	同 八 (对馬)	同 八 (对馬)
国	北	北	北	北	北	北
航路	北路	北路	北路	北路	北路	北路
備	往途、薩摩竹島附近にて遭難					
考	隋書倭国伝	隋書倭国伝	隋書倭国伝	隋書倭国伝	隋書倭国伝	隋書倭国伝

第八項 海外賊の侵入

防人を配置

白村江の敗戦後、日本は大陸からの侵入に備え、大化二年(六四六)の改新詔に定めた防人を天智三年(六六四)に配備した。奈良時代の防人は東国の農民が主として徴せられ、北九州の要所や各国には杵島郡の兵庫が震動し、隣兵が警固したとあるので杵島郡にも軍団が置かれていたと思われ、また国衙の所在する佐嘉郡にも置かれていたと考えられている。大陸と直接対面する松浦郡については軍団の記録はないが、大宰府の防人の直接管轄であったからであろうと『佐賀県史』は述べている。

防人として徴兵された東国の人々は、住みなれた故里をあとに西国の防衛に旅立ってきたが、肉親、知人、友人と別れての任務はつらいものがあつたろう。その心情を歌った東歌が数多く万葉集に残されている。

○防人に行くは誰が背と問ふ人を

見るがともしき物思ひもせず (古防人)

○我が背なを筑紫は遣りて愛しみ

結は解かなあやにかも寝む (古防人)

○韓衣裾に取り付き泣く子らを

置きてそ来ぬや母なしにして (他田舎人大島)

玄界灘に遭難した白水郎の悲劇

西国防衛に動員されたのは東国の防人だけではなく、玄界灘沿岸の漁民も舟の漕ぎ手として動員された。

神亀年中(七二四―七二九)、大宰府は対馬に糧秣を送る対馬送粮船(船師を筑前国宗像郡の宗形部津麻呂に命じた。しかし、津麻呂は老齢で私用があつたため、長期を要する航海はできなかつた。そこで、津麻呂は親友の粕屋郡志賀村白水郎荒雄に代わってもらうよう頼んだ。

当時玄界灘を乗り切つて対馬に渡るのは命がけの仕事であつたが、荒雄は友のため津麻呂の代わりとなつた。そして、船を肥前の沿岸ぞいに南下させ、五島の美弥良久埼から対馬に向かつた。だが、暴風に遭い、船は沈没、荒雄らはずいぶん帰らぬ人となつた。

妻子の嘆き察するに余りあり、時の大宰府の帥大伴旅人は、この妻子の悲嘆のありさまにこたえて「筑前国志賀白水郎歌十首」を『万葉集』にのせている。

○大君のつかわさなくにさかしらに

ゆきし荒雄ら沖に袖振る

○荒雄らは女子の業をばおもはずる



也良岬(博多湾能古島北端)。その右手の遠景は今津海岸(志賀島から写す)

歳の八年をまでと来ませず

○沖つ鳥鴨とふ舟の帰りこば

也良の防人早く告げこそ

注 也良は能古島の北岬。

この記録から推察しても、筑前の海夫ばかりでなく、肥前の海夫たちも大宰府の命で、このような危険な仕事にかりだされてきたようだ。

当時、中国では安祿山の反乱騒動が起きていた。また新羅の世情も唐国同様動揺を続け、賦役の苦しみを逃れようと、わが国に入国する者が絶えなかった。

吉備真備、怡土城を築く
このような大陸諸国の動揺が日本に波及することをおそれた朝廷は、天平宝字五年（七六一）に

は西海諸国に甲刀弓箭を造らせ、毎年、大宰府に送り、大宰大式吉備真備を西海道節度使に任じ、船・兵士・水手などを徴し、軍備の強化をはからせた。また、天平宝字六年には唐様式胄、綿襖（綿製の上着）各二万二百五十具を造り、新たに大宰督師（大弓師）を置き、また、高麗国（渤海国）使王新福ら使節から唐国内乱の様子などを聞いた。そして天平勝宝八年（七五六）吉備真備に筑前国怡土城を築かせた。



吉備真備が築いた怡土城址碑

緊迫した対外状況は続いていた。そのため天平神護二年（七六六）大宰府は、さきに東国の兵に代えて徴集していた西海道の兵士が防人として勇健でないため、再び東国の防人を防衛にあたらせてほしいと奏し、また、東国防人で任を終えても筑紫にいついた者を再び防人として任につかせて、西辺の防備の不足をおぎなうた。

この防人制度はその後、治安の安定のため、延暦十一年（七九二）東北辺境地と大宰府管轄地を除いて軍団は廃止され、健児制となり、また、延暦十四年（七九五）東国防人を廃止して出身地の兵をもつてあてることとして、防人司は廃せられた。

しかし、この防人も全面的に廃止されたのではなく、海外の緊迫の度合に対処して、強化されたり、簡素化されたりして平安初期までも続いていた。

貞観八年（八六六）七月十五日、肥前国基肄郡擬大領山擬大領ら新羅と組んで内乱を企てる
春永・藤津郡大領葛津貞津らが新羅人と共謀して対馬侵

攻をくわだてたのを契機に、新羅寇賊防止のため、大宰府および能登・因幡などの国府に命じて健児、統領、選士らの訓練強化がはかられた。貞観十一年（八六九）五月二十二日、新羅海賊が博多港へ侵入してきた。新羅海賊は二隻で豊前国年貢絹綿を掠奪して逃走していった。

このころ、新羅国は弱体化し、後百濟・後高句麗の三国対立期で、朝鮮で志を得ない者や流浪民は盗賊となり、その一部は海賊となって日本に侵入し



高祖山(福岡県前原町)。奈良朝期の怡土城、鎌倉～戦国期の高祖城(原田城)跡が残る。

たに俘囚を警固につかせることにした。同十二年(八七〇)大宰府は青および手纏二百具を壱岐に移し警備を固めさせた。

注 大領は国司の支配下にあった郡の長官。擬大領とは長官待遇のこと。

新羅賊侵寇の記録
その後も防人制については強化がはかられたが実効はともなわず、朝鮮半島が高麗国に統一されて安定するまで、半島の賊の侵入は断続的に発生していた。以後平安中期までの外賊の

侵入は次の通りであった。

- 寛平五年(八九三)五月二十二日、太宰府、飛駈して新羅の賊肥前国松浦郡に来寇せる由を奏す。尋で太宰帥是忠親王、大宰大貳阿部興行、之を追討す。
- 同年閏五月三日、大宰府、飛駈して新羅賊肥後国飽田郡の人宅を焼亡する等を奏す。
- 寛平六年(八九四)二月二十二日、大宰府、飛駈して新羅来寇を奏す。尋で勅により之を追討す。
- 同年三月十三日、大宰府、飛駈して新羅賊辺島を侵寇する由を奏す。
- 同年四月十四日、大宰府、飛駈して新羅賊対馬島に来著の由を奏す。
- 同年四月十六日、大宰府、飛駈して將軍を給わりて新羅賊を討平せんことを請う。
- 同年八月九日、大宰府、対馬島の防人は、功物を送りて雇役するを停め、舊に依り六国より差遣す。
- 同年九月五日、新羅賊徒船四十五艘、対馬島に来寇、嶋司文室善友等防戦し、賊三百二人を殺し、賊船十一を奪い、これを撃退す。
- 同年(八九四)九月十三日、大宰府、史生一員を停め、さらに弩師を代りに増置する。
- 同年九月三十日、大宰府、新羅賊二十人を打殺すを奏す。

- 寛平七年(八九五)三月十三日、博多警固所に夷俘五十人を増置す。
- 同年九月二十七日、大宰府、壱岐島の官舎、討賊により悉く焼亡するを奏す。
- 延喜十七年(九一七)九月八日、大宰府、対馬島海辺に隣賊船来着するを奏す。
- 天曆八年(九五四)正月二十五日、新羅来寇の聞あるにより、参議藤原朝忠、大宰大貳を兼ねる。
- 長徳三年(九九七)十月、大宰府、飛駈して奄美島人、肥前、肥後、薩摩、大隅、対馬、壱岐等に乱入し、殺人、放火して退散し、また、高麗国艦兵船五百艘日本に向かうの浮言あり、警固を嚴にする。
- 寛仁三年(一〇一九)四月九日、刀伊の賊船五十余艘、対馬、壱岐を侵し、進んで筑前国に侵寇し、能古島にいたる。是日、警固所を襲う。前少監大藏種材ら奮戦してこれを突く。尋で、志摩郡船津を襲う。大神守官、檢非違使財部弘延等合戦し撃退す。賊同月十三日、松浦郡にいたり、村間を攻む。前肥前介源知、郡内の兵士を率いて合戦し、これを撃退、賊の虜人高麗人に尋問したところ、刀伊賊を撃つため派遣された高麗兵だが、かえって捕虜となった者と述べたが、その真偽は明らかでなかった。
- なお同年八月、対馬判官代長岑諸近は高麗国に渡り、捕われた母を探しとめ、高麗軍に撃破された刀伊賊船にいた日本人捕虜に会い、生き残った伯母はじめ三十人を連れかえった。また、その後高麗国は残りの捕われ人二百七十人を送便をつけて日本に送りかえした。このころ、東松浦半島もしばしば、新羅賊の来襲を受けていたかもしれない。

新羅船と松浦舟

平安前期までしばしば新羅船が来寇し、北九州沿岸はその対応に翻弄され、また、被害をこうむることも多かった。これに対し日本も防人をおき、烽を設け、築城などで対応したが、これを防げなかったのは新羅船が波浪に強く、日本船は遣唐使船絵図に見られるように後世の安宅舟の構造をしてい

たため、波浪に弱く新羅船に対抗できなかつたのも一因であった。承和七年（八四〇）対馬島司は大宰府の持つ新羅船六隻中一隻の分給を許されたが、その理由は、対馬は玄界の孤島でしばしば公用船も難破しており、それを防ぐには波浪に強い新羅船が必要であった。なお、当時波浪に強い船として知られたものに松浦舟があった。松浦舟の構造についての記録はないが、『万葉集』には松浦舟について「松浦舟騒ぐ堀江の水脈速み、梶取る間なく思ほゆるかも」ほか数首が載せてあり、波乗り切りの良い舟であったようだ。新羅船と同じ構造であったかと考えられる。後世の松浦水軍の八幡船の前身の舟と考えられそう。

第九項 肥前風土記と松浦

一 肥前風土記

律令制下の松浦地域を知る手掛かりに『肥前風土記』がある。『風土記』は和銅六年（七一三）の元明天皇の詔により諸国が郡郷の名の由来、産物、地味地形、伝承などを調べ解文として報告したもので地誌的な内容のものであるが、延長三年（九二五）、「太政官符」により諸国司にたいし「応^三早速勘^二進風土記^一事」が発せられ、諸国司はこの官符にに応じて『風土記』の勘進をしたに違いない。現存する『肥前風土記』は記述の内容からこの太政官符による編さんの可能性もあるが、霊亀養老ころ（七一五〜七二四）のものとの説が有力で、奈良時代の様子を伝えるものといえる。

注 解文^ニ奈良・平安期のころ個人が請願・訴訟・請求などのことで用いた文書用式。

『肥前風土記』は松浦郡について、松浦の地名のおこりを氣長足姫尊（神功皇后）の松浦河の鮎釣りの故事

にもとづき、皇后が鮎をみて「はなはだめずらしきもの」とのたまひしより、この地を「梅豆羅里」と呼ぶようになり、それが訛って「松浦郡」となったと記している。

なお詳しくは前述の「松浦郡の郷・駅」の項に記しているので略するが、このなかで『和名抄』に記載する値賀郷を五島と考えるのが妥当としても、玄海町の値賀と結び付かないと速断すべきものでもないと思いたい。

二 値嘉島と値賀

小近と大近 『肥前風土記』の「値嘉嶋」のくだりには「在郡西南之海中。有烽火^三冢^二三所^一」とあり、値嘉島の島名の由来について、「昔、景行天皇が志式島（志々岐か）の行宮におられ、海中に島のあるのを見られ、阿曇連百足を遣わして査察された。八十余りの島があり、その中で二つの島に人が住む、第一の島名を小近といい、大耳という土蜘蛛が住み、第二の島の名を大近といい、垂耳という土蜘蛛が住んでいた」と記されている。



遣唐使船の停泊地であった五島列島の柏漁港（肥前風土記にある美弥良久の港）（長崎県南松浦郡三井楽町）

船停みなとまりがあり、遣唐使が停泊するところで、美弥良久みねらくは島の西端で、ここから大陸に向かった」と、記述している。遣唐使や唐商人の船の唐への往来にあたっては必ずといえるほど値嘉島や遠値嘉島に停泊して海上に向かつていった。値嘉島が現在の五島列島全体をさすのか、上五島の小値賀島をさすのかは明らかでないが、値嘉島のうちにある大陸渡航船の船停港とされる「相子の停あいのとまり」、「川原浦」は下五島の地名に比定されるので、奈良、平安期の史書に記される値嘉島は現在の五島列島全体をさすものといえる。

上近下近と値嘉島

また、貞観十八年（八七〇）三月九日、大宰府権帥あいはらのゆきさだ在原行平の起請により、肥前国松浦郡庇羅・値嘉兩郷を松浦郡より分離し、上近下近・値嘉島の二郡とされている。その理由として、

この地は遠く本島より離れ風俗習慣が異なっており、唐人、新羅人しらぎが到来し、遣唐使らが必要この島々を経由するところであり、そのため防御も嚴重にしなければならぬ。しかるに、遠隔地であるので国司の巡視もしゅうぶんでなく、松浦郡の郡領にまかせていると、ほしいままに聚斂くわんけんを行なうので島民は苦しみ、公貢さへ困難であるとされている。この二郡がいつごろまで置かれたかは明らかでないが、平安後期には再び松浦郡に合併されている。

以上の史実を勘案すると、庇羅は現在の平戸島、値嘉島は五島列島をさすといえる。したがって玄海町値賀はもつと後年名づけられたものであろうが、五島や平戸の島々は松浦党が盛んだった時代にはきわめて密接なかわりあいがあったので、両島民の上松浦への移住も考えられ、それにより値賀の地名ができたとも考えられよう。（一編一章美しい自然、二節地名の起り、六項値賀地名参照）

三 その他の古代の地名

このほか古代の大陸との交流の史実の中に松浦地方の地名をひろいあげると次のようなものが記されている。

柏島かしわ 『万葉集』遣新羅使の歌の前書に「肥前国松浦郡しんまのしんら 柏嶋亭かしわのしんら 船泊之夜、遙望「海浪」、各働なげ「旅心」作「歌七首」

とあるが、この柏島を柏島かしわの誤字とする説があるが、律令によると船亭ふねのしんらは十里ごとに一亭を設け、亭は高樓を設けることになっており、しかも、地方官と連絡が容易な場所であればならなかった。したがって、柏島を現在の神集島かじわじまに比定すれば、船亭としては適當でなく、さすれば呼子一帯の可能性があり、現在の加部島が柏島と呼ばれていたとも考えられる。しかし、大陸から来着する唐商船はしばしば柏島に寄港している記録も多く、造船さえてしているので唐商船の基地がおかれていたとも思われる。

なお、唐船が発着した松浦地方の「浦」を当時の史書からひろってみると、美弥良久みねらく 受楽埼うけらくさき（福江島三井楽）、岐宿浦（同島）、合蚕あひこの浦あひこのうら 相子田の亭あひこののしんら（中通島青方）、田ノ浦（平戸島田ノ浦、五島久賀島・佐世保市相神浦・島田浦・肥前町田野・玄海町田ノ浦諸説あり）、大島あま（的山大島）、小値嘉島、救島（五島宇久）、橘浦（浜玉町・福江玉ノ浦・北松田平町などの諸説あり）、生属島（生月島）、庇羅島（平戸島）、奈留浦（五島奈留浦）、柏島（神集島）、斑島（馬渡島）、壁島（加部島）がある。

第十項 万葉の歌と松浦

大伴旅人と山上憶良

奈良時代、松浦を中央に紹介して力のあつたのは遠の朝廷とほのみかどと称せられた大宰府の歌人たちであつた。神龜三年（七二〇）大伴旅人は大宰帥おほともみかどに任せられて赴任したが、養老四年（七二二

〇）、隼人はやとが反乱をおこし大隅守陽侯史麻呂を殺害したので征隼人持節大將軍として西下してきていた。大伴氏は大和朝成立以来武人として勢力を保持してきた大豪族だったが、藤原氏の台頭以来中央では不遇の場におかれ、旅人は歌の道で心痛をいやしていた。旅人は天平二年（七三〇）大納言おほのくさに任せられて大宰府を去るまで約五年間、

大宰府歌壇ともいえる歌会を結成し、山上憶良ら多くの歌人とともに多くの歌を『万葉集』に残している。

『万葉集』第五巻には「遊於松浦河」序」と贈答歌八首がのせられている。この作者については旅人説・憶良説があるが、一般には旅人の作とされている。一連の歌の場所は『日本書紀』『肥前風土記』にのる神功皇后鮎釣り伝説の地・松浦河（現在の玉島川）河畔であり、唐代小説『遊仙窟』を模して作られたものであった。

第一編第一章第二節第三項松浦の地名の箇所にも、松浦に残る古歌を数首載せているが、松浦とのかかわりあいということでも、さらに万葉歌を追ってみることにした。

○漁する海人の兒等と人は言へど

見るに知らえぬ良人の子と

○松浦なる玉島河に鮎釣ると

立たせる児らが家路知らずも

○遠つ人松浦の河に若鮎釣る

妹が袂を我こそ纏かめ

○若鮎釣る松浦の河の川なみの

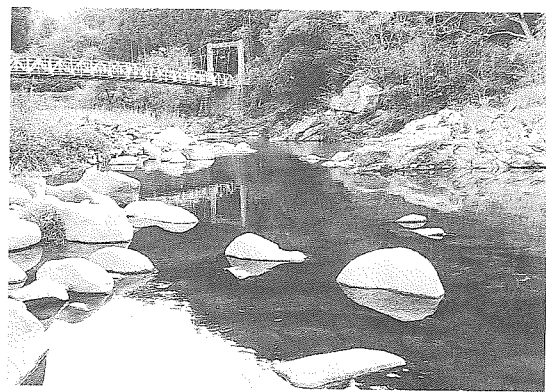
なみにし思はば我恋ひめやも

○春されば我家の里の川門には

鮎子さ走る君待ち難に

○松浦河七瀬の淀は淀むとも

我は淀まず君をし待たむ



玉島川の上流。「七瀬の淀」というのはすぐこの下方にあるが、どのよども山砂が流れ込み浅くなっている。

○松浦河川の瀬速み紅の

裳の裾濡れて鮎か釣るらむ

○松浦河玉島の浦に若鮎釣る

妹らを見らむ人の羨しき

この歌は天平二年（七三〇）正月十三日の大宰府における梅花の宴での歌三十二首とともに平城京（奈良都）にいた歌人吉田宜に贈られたものであった。宜はそれに答えて「君を待つ松浦の浦の仙媛らは常世の国の天少女か」と歌を書き送っている。

名歌の素材の松浦佐用姫物語

宣化天皇二年（五三七）、天皇は大伴大連金村に詔し新羅を討たせた。金村は息子の磐と狭手彦に遠征を命じ、磐は筑紫に留まり、狭手彦は朝鮮半島へ渡海し、任那を助けることとした。狭

手彦は出兵の準備のため松浦に駐留したが、その間、篠原の里の長者の娘弟日姫子と恋仲となつた。出陣にあたり二人は離別を悲しみ、狭手彦は形見の鏡を贈り、弟日姫子は鏡山の山頂から領巾を振って別れを惜しんだ。この話は悲恋物語として大宮人にも伝承されていた。『肥前風土記』の「松浦郡」のくだりの「鏡渡」「褶振峯」の項にこの伝承を地名の由来としてあげている。この伝承ではヒロインの名を弟日姫子としているが、『万葉集』では松浦佐用姫としている。（第一編第一章第二節第三項、第二編第二章第一節第四項六参照）

『万葉集』の松浦佐用姫物語に関する歌は「天平二年十二月六日、筑前国司山上憶良謹みて上る」と後書がされ、一連の歌は憶良の作とされているが、「天平二年七月十一日、筑前国司山上憶良謹みて上る」と後書がある大伴旅人に啓上した三首の歌によれば、憶良は松浦を訪れてはいないことがわかる。

○遠つ人松浦佐用姫夫恋に

領巾振りしより負える山の名
後の人の追和

○山の名と言ひ継げとかも佐用姫が
この山の上に領巾を振りけむ
最後の人の追和

○万代に語り継げとしこの岳に
領巾振りけらし松浦佐用姫
最々後の人の追和二首

○海原の沖行く船を帰れとか
領巾振りしけむ松浦佐用姫

○行く船を振り留みかねいかばかり
恋しくありけむ松浦佐用姫

天平二年七月十一日、山上憶良が旅人に啓上した歌三首

○松浦瀧佐用姫の児が領巾振りし
山の名のみや聞きつつ居らむ

○足日女神の命の魚釣らすと
み立たしせりし石を誰見き

○百日しも行かぬ松浦道今日行きて
明日は来なむを何か障れる

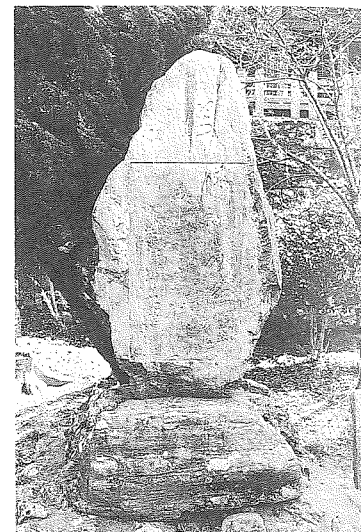
三島王、後に松浦佐用姫の歌に追和する歌一首
○音に聞き目にはいまだ見ず佐用姫が
領巾振りきとふ君松浦山

松浦佐用姫物語はその後も伝承され、平安・鎌倉・室町期の文学や説話に引用され、また各地の民話にもかわりをもっている。佐用姫が狭手彦の軍船のあとをした鏡山を駆けおり、ついに加部島で悲恋のあまり石になる話は室町中期の『枕灯庵袖下抄』にみることができるが、『風土記』の内容が変形していく過程は時代々々の世相を反映していて興味深い。

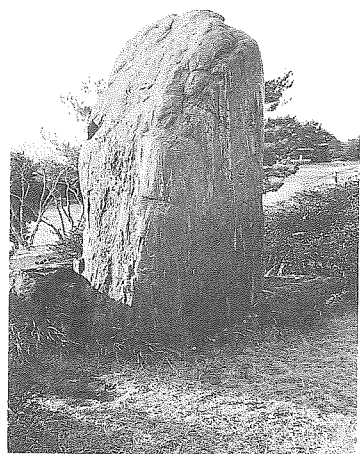
遣新羅使の松浦の歌
『万葉集』巻第十五には天平八年（七三〇）の遣新羅使一行の歌が記録されている。大使は阿部継麻呂で、副使大伴三中将・大判官壬生宇太麻呂のほか、秦間満・大石叢麻呂・丹比大夫・田辺秋庭・羽栗・雪宅満など一行の名が明らかにされている。『万葉集』のこの巻の目録に「天平八年丙子の夏六月、使を新羅国に遣はす時に、使人等 各 別れを悲しびて贈答し、また海路の上にして旅を働み思ひを陳べて作る歌、并せて所に当たりて誦詠する古歌百四十五首」と、この間の事情を説明している。

一行の人数は不明だが、大宝三年（七〇三）の遣新羅使のことを書いた『三国史記』に「日本国使至。摠二百四十人」とあるので、この場合もほぼ同様と考えられる。

注 摠=総の俗字。



“海原の沖行く船を帰れとか領巾振りしけむ松浦佐用姫”の万葉歌碑（佐々木信綱筆、呼子町田島神社）



“遠つ人松浦佐用姫夫恋いに領巾振りしより負える山の名”と刻める万葉歌碑（佐々木信綱筆、唐津市鏡山）

天災地変の奈良時代

慶雲四年（七〇七）元明天皇が即位され、和銅元年（七〇八）、唐の都長安を模した規模の広大な都造りの地として大和盆地の北端奈良山の南を選定し、和銅三年（七一〇）都を藤原京

第十一項 藤原広嗣の反乱と鏡神社の創立

ある。ともあれ、これらの歌は大陸へ渡る大宮人たちの悲壮な心情をよくあらわし、当時の大陸渡航が生死をかけた冒険であったことを示している。



遣隋、遣唐、遣新羅使たちも通った松浦の海。
（右から小川島、加唐島、松島、鷹島、加部島など。
唐津市七ツ釜海岸から写す）

○君を思ひ我が恋ひまくはあらたまの

立つ月ごとに避くる日もあらじ

○秋の夜を長みにかあらむ何ぞ幾許

眠の寝らえぬも獨り寝ればか

○足日女御舟泊てけむ松浦の海

妹が待つべき月は経につつ

○旅なれば思ひ絶えてもありつれど

家にある妹し思ひ悲しも

○あしひきの山飛び越ゆる雁がねは

都に行かば妹に逢いて来ね

頭首の歌は秦田麻呂の作とされるが、秦田麻呂は秦間満とする人も

当時日本と新羅の関係は円滑を欠き、四年前の天平四年（七三三）には新羅使が朝貢を三年に一度にしようとしており、新羅との交渉もお互いの軍事力の偵察や相手国にたいする威圧がふくまれていた。したがって一行にとっては快い旅ではなかった。しかも難波を出た一行の船は周防の佐婆の沖で逆風に遭い、豊前国下毛郡分間の浦に漂着し、筑前・肥前では船亭に幾日も停泊をよぎなくされ、やがて壱岐にたどりついた一行の中の雪宅満はこの地でなくなり、ようやく新羅に着いたが目的ははたせず、帰路についても大使の客死、副使の病などの事故が相続した。大使の死はそのころ新羅で大流行の痘瘡にかかったためとされている。この痘瘡は一行とともに北九州、大和に運ばれ、大流行となり、そのため朝廷の高官たちもおられる始末で、後年朝廷に反逆をおこし刑死した藤原広嗣の一族もこの時病死し、藤原氏の権力も一時衰えたといわれている。

歌は一行の航行順に記されているが、那の津（博多港）を出た一行は韓亭・引津亭・狛島亭と各船停で予想以上の停泊を余儀なくされ壱岐に向かっている。松浦郡の狛島亭に停船しては秋までの帰国は絶望となり、望郷の情切々たるものがあった。

肥前国松浦郡の狛島の亭に舟泊まりする夜に、海浪を遙かに望み、各旅の心を働みて作る歌七首

○帰り来て見むと思ひし我がやどの

秋萩すすき散りにけむかも

右の一首、秦田麻呂

○天地の神を祈ひつつ我待たむ

早来ませ君待たば苦しも

右の一首、娘子

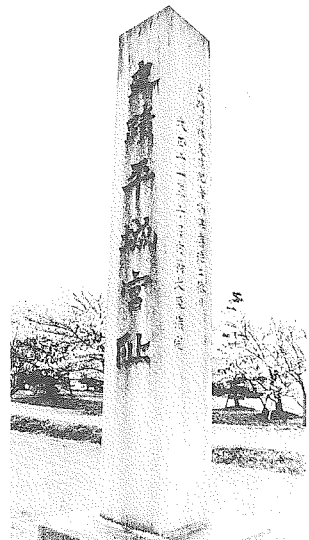
から平城京へと移された。また、養老二年(七二八)には大宝律令に代わる養老律令の編さんが藤原不比等らで着手された。養老律令は完成をみなかったとの説もあるが、これによって国家組織と行政機構が確立され、新しい王朝政治体制がととのえられた。

「青によし奈良の都は咲く花の匂ふが如く今盛りなり」

と当時の平城京のありさまを歌い、「もししきの大宮人は暇あれや梅をかざしてここに集へる」と貴族たちは我が世の春を賛美した。だが、皇族と藤原一族の繁栄は、旧勢力の後退となり、また人民は平城京造営の使役に駆り出されて塗炭の苦しみにあえいだ。天災地変もたびたびおき、疫病も大流行した。

大宰管内の当時の状況を記録をみてる。

- 大宝三年(七〇三) 七月五日、災異現れ年穀不熟により、京畿及び大宰府管内の調の半及び天下の庸を免す。
- 慶雲元年(七〇四) 十二月二十日、大宰府、去秋大風により年穀をそこなう由を言上す。
- 慶雲三年(七〇六) 七月二十八日、大宰府、九国三嶋亢旱大風のため、年穀を損ぜる由を言上す。仍て、使をして巡省せしめ、被災甚しき者の調役を免す。
- 養老二年(七二八) 六月四日、大宰府所部の庸を旧に復し、諸国と同じくす。
- 天平七年(七三五) 八月十二日、大宰府管内に疫死する者多し、仍て部内の神祇に奉幣し、府の大寺及び別国の諸寺をして金剛般若経を讀経せしむ。また賑給使を遣わし、湯薬を加えしむ。ついで今年の調を免す。



平城京跡の碑

○天平八年(七三六) 十月二十二日、大宰府管内諸国、公事多く、去冬疫瘡により、今年の田租を免す。

○天平九年(七三七)、大宰府管内諸国に疫瘡流行し、死する者多きを以て部内諸国に奉幣し賑恤を行う。

このように毎年のように続いて、天災や悪病が発生していた。

天然痘大流行す
天平七年(七三五)冬、北九州に上陸した痘瘡は大宰府管内に多くの死者をだしたが、天平八年

も伝染したもののなど、一行のうち平城京に帰りついた者は出発の時の半分以下の四十人にすぎなかったというほど哀れなものであった。

天平九年(七三七) 春早々、平城京は痘瘡が大流行となり、民部卿藤原房前は同年四月、この病にたおれるなど痘瘡はやむところを知らなかった。聖武天皇は「朕の不徳が旱と疫とを招いた」と詔し、天下に大赦し、金品を施された。また、六月一日には政務をやめられたが、『続日本紀』は「百官の官人、疫を患うを以てなり」と記しているほどであった。

この時多くの高官がたおれた。この年の点鬼簿には中納言多治比県守、中官大夫橘佐為の名がみられ、藤原一族中にも房前に続いて麻呂、右大臣藤原武智麻呂、式部卿藤原宇合というように、藤原不比等の男の子四人がたおれてしまった。この藤原一門の抜けたあと天皇の親任を受けて台頭してきたのが下道(吉備)真備と僧玄昉であった。

広嗣、九州に左遷

され反逆を企てる

藤原一門の式家の嫡男は藤原広嗣だが、父宇合がたおれた時二十歳代の若者ながら父の死によつて大養徳守に任ぜられた。しかし、突如として天平十年、大宰府の少弐に左遷された。この間の事情については『松浦廟宮先祖次第』本縁起』に詳しく記されている。また、『公

卿補任』には、「式部少輔從五位下藤原朝臣廣嗣與玄昉法師有隙、出爲大宰少貳」とある。松浦廟宮とは現在の鏡神社のことである。

藤原廣嗣にとつて遠の朝廷大宰府に赴任することは家門の誇りを傷つけられたこととなり、また彼の左遷を推し進めたものが真備と玄昉であると思つた彼は天平十二年（七四〇）八月二十九日、時政の得失、天地の災異は天皇側近の玄昉及び下道（吉備）真備の悪政によるものであり、この二人を排除すべきであるとの上奏文を出し、実質的な大宰帥代理としての権力を使って、九州の兵を徴して反逆を起こした。

廣嗣が排除の対象にした玄昉と、真備とともに養老元年（七一七）の遣唐使一行に加わつて仏法の教義や学問を学んできた英才であつた。

玄昉の在唐中の名声は高く、それは日本の名声ともなり、聖武天皇も玄昉に紫の袈裟を下賜され、また宮中の仏殿の内道場の僧正にも任せられた。催眠術的な呪力をもつて皇太夫人（聖武天皇の実母）の病をなおし、光明皇后の皇后宮にもじかに出入りできるほど親任をうけていた。

帰国当初、最下級の位階にすぎなかつた真備はただちに大学助に叙せられ、右衛士督になり、中宮亮を兼ねて天皇、皇后の側近ともなり、平城宮内の宴の時は必ず真つ先に詩賦を命ぜられるほどにもなつていた。

板櫃の戦、廣嗣討伐

に大野東人ら向う

天平十二年（七四〇）九月三日、廣嗣が大宰府管下の兵を徴したことが朝廷に入った。天皇はただちに大野東人を大將軍に任じ、東海・東山・山陰・山陽・南海五道の兵一万七千を動員して九州に向かわせた。また、朝廷の衛士として仕えていた隼人のうち、二十四人を



大宰少貳・藤原廣嗣画像（『目でみる大宰府』より）

選び、位階と朝服を授けて従軍を命じた。これは廣嗣軍の主力をなしている隼人族を懐柔させるためといわれている。軍勢とともに勅使として佐伯常人・阿倍虫麻呂も同行させた。

九月二十二日、佐伯常人と阿部虫麻呂に兵四千を率いさせて廣嗣軍の板櫃（北九州市小倉区内）の兵營を襲わせた。また一方では廣嗣軍や九州の人民に対して宣撫の勅を出して帰順することをすすめた。

いっぽう、廣嗣は自ら一万余の軍勢を率い遠賀を出て板櫃川にいたり、渡河を阻止しようとする官軍の佐伯、阿倍兩軍と対陣した。これに対し佐伯、阿倍の軍は廣嗣の軍中にいる隼人に対し帰順を呼びかけた。すると、それまで官軍に向かつて盛んに矢を射かけていた廣嗣軍中の隼人たちは急に矢を射なくなつてしまつた。

勅使佐伯常人は馬上から直接廣嗣に「勅命になぜそむくか」と詰問すると「私は朝命に反抗するつもりはない。ただ朝廷を乱す二人をしりぞけたいだけである。この廣嗣がもし朝廷に反抗しているのであれば、天つ神、国つ神が罰するであろう」と答えた。このほか佐伯常人と廣嗣との応答のありさまを見ていた廣嗣軍の兵士は、はじめて自分たちが賊軍にされていることを知り、武器を捨てて河を渡り官軍に投降するものが続出した。

この戦いに廣嗣は軍を三つに分け、自分は鞍手道、弟の綱手は豊後道、多胡古麻呂は田河道から板櫃の官軍をとりかこむ計画であつたが、投降兵士の自白で、この計画がもれ、廣嗣軍は豊後、田河方面の軍が板櫃に到着する前に撃破され、総崩れとなつた。こうして、花の都の大宮人を驚かせた廣嗣の反乱もあつてなく制圧され、残るは廣嗣兄弟らの敗残兵を捕らえるだけとなつた。

廣嗣、松浦の橋

浦で殺される

板櫃河合戦に敗れて逃走した後の廣嗣らの行動については諸説がある。

『続日本紀』、『帝王編年記』、『松浦廟宮先祖次第 并本縁起』などに廣嗣逃走の状況を詳しく記し、部分的にはそれぞれいくらかの相違がみられるが、大筋においては大体一致している。

広嗣は板櫃川での合戦に負け、肥前国松浦郡に逃げた。再興を図るため朝鮮に渡ろうと、船で半島を目指したが、耽羅島(済州島)近海まで来たとき、東風が激しく、船は漂流しだし、続いて西風が吹き、ついに遠値嘉島に流れついた。広嗣は風波を鎮めるため駅鈴を海中に投じて神明に祈ったがそのかいがなかった。値嘉島の長野村で安部黒鷹に捕えられ、松浦郡橘浦に護送されて、そこで処刑された。

広嗣が捕えられた場所について『続日本紀』には「等保知賀嶋色都嶋」とあり、五島列島となる。しかし、同書に「松浦値嘉嶋長野村」で捕獲されているとあるので、長野村を松浦郡で探すと、平戸島に長野という集落があり、そこで広嗣は捕えられたとする説もある。だが、平戸島を当時値嘉島と称していたかどうかは疑問であるが、後年、五島を値嘉島と称し、平戸を上近下近と称しているので、当時平戸島も値嘉島とよばれる範囲内にあったのかも知れない。

次に広嗣が処刑された場所だが、『続日本紀』は「肥前国松浦郡において広嗣を斬る・綱手すでに終わる」と記し、『帝王編年記』にも「十一月、肥前国松浦郡において広嗣を捕え斬る」と記している。

『松浦廟宮先祖次第 并本縁起』には「ついに小値嘉島に吹き着く。次に松浦橘浦に還り来たる。その遺体三箇日、空に懸つて電を流す。鎮落する所今の鏡宮なり」と記す。また、『今昔物語集』玄昉僧正巨唐伝法相語第六には「海ニ浮テ高麗ニ行ナムト為ルニ、龍馬前々ノ如ク翔ル事能ス、其ノ時広継海ニ入ニケレハ、家ニ見エス、而ル間沖ノ方ヨリ風吹テ、広継力死タル身ヲ浜際ニ吹キ寄セシ、然レハ東人其頸ヲ切テ王城ニ持上テ奉リシ」と、記している。

飯屋・打上の 広嗣の死については怨霊となり天朝を悩ましたとあり、種々の伝説が伝えられている。

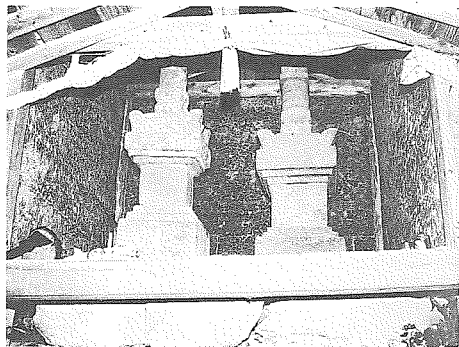
広嗣の伝説

『松浦記集成』の「鏡大明神二ノ宮・別録縁起」に、「板櫃川合戦に敗退後、ひとまず、三韓に到りて討手を防がんとおぼし召し、松浦郡假屋の浦に出でたまひけれど、龍馬は一步も進まず、此時龍

馬の平首を打ち落して是を脇にはさみ、浮木にまたがりて海上に浮み玉ひぬ。舍人なる者龍馬の胸を埋み其所に自害す。此所の者共諸手を上て招き留め奉れども、風浪荒くして沖に出で玉ひ、茅原ヶ浦に着き玉ひぬ」と記している。この話を受けて玄海町飯屋にも地名伝承が残されている。

「広嗣公、ひとまず三韓にいたつて討手を防ごうとおぼしめされ、中臣中部の霊が、官軍に立ち塞つて落とし参らせたので安々と落ち延び玉われた。また御持病のため脳が痛まれたので、漁夫どもが飯屋を建て介抱し奉った。ご脳痛故物音を禁じて静かにいたわり奉った。このことがあって、以後、この浦を飯屋浦と呼ぶようになった」と伝えられている。

飯屋の崎には広嗣の龍駒の胴体と従者舎人を埋葬したと伝えられる竜馬社(りんこまさま)があり、飯屋の対岸肥前町京泊浦には龍駒の首を埋めた塚という馬首堂が祭られている。また、唐津市枝去木馬部の甚蔵山には馬の塚とよぶところがある。広嗣が官軍に追われ、この地の深田にはまって馬がたおれ捕えられたという故事から「馬のはまり(馬部)」の地名が付けられ、馬の塚は龍駒を埋葬した所と伝えられている。さらにこの北側一帯は鎮西町打上南部地区だが、ここの加倉か



▲竜馬社に祭る二基の供養塔(玄海町飯屋能浦)

◀馬首堂(肥前町京泊)

ら早田あたりまでの広い地域を昔は長野原と呼んでいた。『続日本紀』にいう長野村はここだという説もある。早田地区には広嗣が唐土をながめて休息したという「唐の辻」の地名、早田神社に合祭されている「稚茶木権現」は広嗣の霊を祭った。長野原に流れる濁川上流一帯は「ガラン野」と呼ばれ、広嗣軍の戦死者の霊を祭った墓所があった、ガラン野を土地の人は「藤原野」とも呼んでいるなどと、広嗣にまつわる伝説が多く残っている。このように上場地方にも『続日本紀』などに載る広嗣説話と似た物語がいくつも伝承されている。

浜玉町五反田

の広嗣の伝説

『松浦古事記』は広嗣が茅原ヶ浦（浜玉町）に到着後について次のように記している。「此浦の者ども参りて焚火にあて参らせけり。後年是を焚火の翁とて末社の一つなり。然るに広嗣公御不例にて悩ませ給ふにより介抱し奉りけれども、終に天平十二庚辰年十月十五日薨じ玉ふ。其夜其処の者に御告夢ありけるは、此処に我廟を定めたらんには末世長く守護神と成るべしとなり。各夢覚めて不思議に思ひ、即ち其所に葬り奉り御廟とせり。……後此処に一字を建立して茅原寺と号す」と。

さらに『松浦廟宮先祖次第并本縁起』には、

「抑廟靈非愚、只依朝祈神冥愍趣也。何因名称鏡宮、電光照耀夜如昼。如此之間、勅使頓滅スルコト二三入。洛下外境奉見其影、奉聞其名、酔気迷神死スルモノ已甚滋、臣下公卿妖死又多」と、記し、広嗣の怨霊が電光となり平城京の人々に災いを及ぼしたことを伝えている。

当時の人々は、このような怨霊のたたりを信じており、病氣平癒にも加持祈禱が行われているので、天皇も影響されたのかも知れない。

当時は地震が近畿を中心に頻発し、天候も不順で、各地は干害、洪水に見舞われ、農作物も冷害、虫害が続き、加えて天然痘をはじめとする伝染病もしばしば流行して、人民にとって決して生活しやすい時代ではなかった。

このような不安な時世に加えて広嗣の反乱は聖武天皇の御心をいなく悩ましたのであろう。天皇は反乱を起こした（天平一二年）七四〇（九月三日）広嗣討伐のため大野東人を大將軍に任じたが、心の動揺が激しかったのか同年十月二十六日、東人にしばらく旅行することを告げ、同月二十九日、伊勢国に行幸せられたのを初めにして、大和国、伊賀国、美濃国、山背国、近江国、難波などと方々を回られ、二年後の天平十四年（七四二）九月二十五日、ようやく平城宮にご帰還になった。

この間、方々に頓宮（行在所）を移され、諸国に仏像や国分寺、国分院、国分尼寺を造ることを命ぜられ、また加持祈禱を厳修されて、天下万民の平安を祈念された。しかしこれらに要した経費は膨大なもので、『続日本紀』の天平十五年の項には、その年の最後の記事に「用度所費不可勝計」と結んでいる。

天皇が諸国に国分寺・国分尼寺建立を命じ、盧舍那仏像（大仏）建立を思いたれたのも、『続日本紀』には仏法を盛んにし、その功德により災いを除き、福をもたらそうとした天皇の御心によるものとしているが、広嗣の怨霊を鎮めるといふことも大きなかわりあいもあつたと思われる。

玄昉左遷

広嗣の反逆の対象となつた玄昉は天平十七年十一月二日、天皇の側近をはずされ、筑前国筑紫観世音寺造司に左遷された。朝廷としても玄昉が諸悪の根源であることを認めた処置であり、さらに同月十七日には玄昉の財産も没収された。九州に流された玄昉は観世音寺が成つた天平十八年六月十八日に死去した。『続日本紀』は「僧玄昉死す。（中略）皇朝また紫袈裟を施して、之を着らしむ。尊びて僧正となす。内道場に安



聖武天皇が建立された盧舍那仏
（奈良市・東大寺）

置す。是より後、榮寵日に盛んなり。やや沙門の行に乗りすぐ。時の人々を悪む。是に至りて徒所に於て死す。世相伝えて云うに藤原広嗣の霊の害する所なり。」と記している。

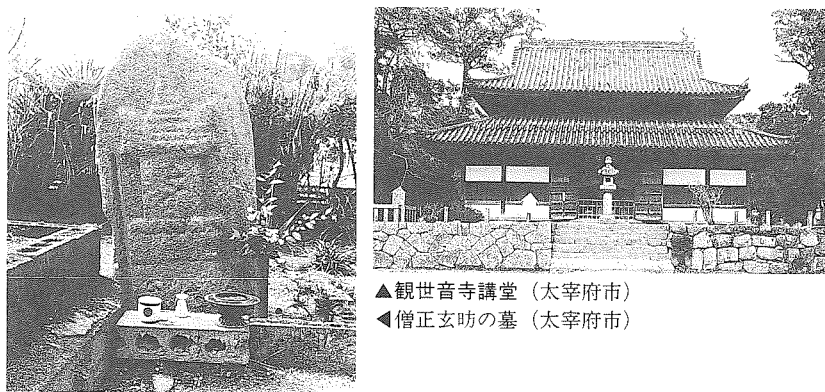
また、『扶桑略記』には「天平十八年六月丙戌日玄昉法師為大宰少貳藤原広繼之亡靈被奪其命、広繼靈者、今松浦明神也。(中略)、玄昉法師大宰府觀世音寺供養之日、為其導師、乘於腰輿、供養之間、俄自大虚捉捕其身、忽然失亡。後日、其首落置於興福寺唐院」とある。

この記事は広嗣の残党が玄昉を暗殺し、その首を藤原氏の菩提寺である興福寺にささげ、広嗣の怨霊を鎮めたということではなからうか。

玄嗣の反逆の対象となった、もう一人の吉備真備は玄昉

十月には「従四位下道朝臣真備賜姓吉備朝臣」と待遇されていたが、次の孝謙天皇の御代となり、聖武天皇の治政に批判的であった藤原仲麻呂が朝廷の実権を握ると、病気がちな聖武上皇の真備庇護の力も弱まり、真備は天平勝宝二年(七五〇)一月十日、筑前守に左遷された。

この真備の左遷について『続日本紀』には「宝龜六年十月壬戌、前右大臣正二位勲二等吉備朝臣真備薨。(中略)(天平)十一年、式部少輔従五位下藤原朝臣広嗣、與玄昉法師有隙、出爲大宰少貳、到任即起兵」



▲観世音寺講堂 (太宰府市)
◀僧正玄昉の墓 (太宰府市)

反、以討玄昉及真備爲名、雖兵敗、逆魂未息、勝宝二年左降筑前守、俄遷肥前守」と記し、真備が筑前守に左遷されたのは広嗣の怨霊を鎮めるためであったとしている。天平十七年(七四五)松浦郡に弥勒知識寺を建立して広嗣の怨霊を鎮めようとしたが、それだけでは天皇の悩みはとけず、人心の動揺は鎮まらなかったようで、ついに吉備真備にも災難がふりかかるありさまとなった。

『鏡廟宮本縁起』は、このことを受けて次のように記している(以下意訳)。

「そもそも廟霊(広嗣の魂)は愚ではない。ただ、天朝に対し神仏のうれいを訴えるためである。何故に鏡宮と称するかといえば、広嗣の身は電光となって照り輝き夜も昼の如くであった。このような有様なので勅使で急に死んだ者が二、三人いた。京の外で広嗣の影を見たり、その名を聞いた者は茫然となり、気絶して死ぬ者が多かった。官人や公卿の妖死も多かった。それで、諸卿の朝議があつて、真備のほかに広嗣の怨霊を鎮められる者はいない。真備は広嗣の学問の先生であり、祭祀により怨霊を鎮める能力にすぐれている。それで真備を遣わされることとなった。真備は宣旨を奉り、邪悪を調伏する法を修め、九州に下った。河に臨みては祓を行い、筑前国宗像郡よりは円座四枚を手足に着け、御幣を背負つて四つんばいになりながら進んだ。そして声高らかに「たとい一日師となれば終生父と同様ではないか。二世の恩があるといえる」と、唱えた。すると、この言葉を聞いた怨霊は怒りもやわらぎ、真備とともに生前、没後の事を語り、崇りをすることもなくなり、「私はどうしようかと思ひ兼ねていたが、真備が勅使と下向されたので私の心も和らいだ」といって怨霊は消えた」と。

右京大夫兼衛士督の要職にあつた真備は朝廷の実力者藤原仲麻呂(惠美押勝)にうとんぜられたとはいへ、従四位上に叙せられており、従五位下が相当である国司に左遷されたことはよくよくの事であり、広嗣の怨霊がいかに当時重大であつたかがうかがえる。続いて真備は肥前守に遷されたが、このことは広嗣の怨霊鎮めがさらに重

大事であったことを示している。

鏡神社と弥勒知識寺

鏡神社の創建は天平十七年(七四五)とされるが、これは正しく弥勒知識寺が勅命で松浦の地に勧請建立された年である。ここを鏡尊廟と称し奉れりと『鏡廟宮本縁起』が記しているが、この宮は神功皇后の故事の地として一ノ宮に神功皇后を祭り、二ノ宮に藤原広嗣を祭神とすることは鏡神社の縁起に述べてあるとおりである。

二ノ宮と弥勒知識寺とが本来は同一のものであるかどうかは不明だが、昭和六十年、一ノ宮再建の折、敷地を調査したところ、基礎石の配置が寺院様式であったことが確認され、弥勒知識寺が後世二ノ宮と称せられたとも考えられるようになった。なお、鏡神社記録には江戸期まで鏡神社の年中行事として寂勝会・弥勒会が行われていたとあるが、このことを立証するものといえる。

松浦の弥勒知識寺は創建当初は国分寺と同等の規模を持っていたことが本縁起の記録からうかがえる。時代の変遷により衰微したようだが、『類聚三代格』には、「太政官符、應令常住肥前国松浦郡弥勒知識寺僧五人事」として次のような内容が記されている。

「大宰府の解を得て観世寺講師僧燈大法師位光豊の上申には、去る天平十七年(七四五)十月十二日、勅符により太政官によって、この寺に始め、僧二十人を置き、水田二十町を施入した。それから時代がたち僧侶



藤原広嗣を祭る鏡神社二ノ宮 (唐津市鏡)

は死に絶え、寺田はなくなり、修行する者も無くなった。それをお願いしたいことは僧侶五人を置き、彼寺を修治させ、国家鎮護と遊霊(広嗣の怨霊)を救いたい。大宰府の了解をとり、謹んで官裁を請けたい」と。右大臣(清原夏野)の命には、宜しく心行を変えず精進にあきず、仏法住持に堪える国家鎮護の僧を常住せしめよ。承和二年(八三五)八月十五日」と。

この記録によると約九十年たった平安初期には松浦郡弥勒寺は廃寺となり、承和二年に再び朝廷によって再建されている。そして、この寺は国家の重要な祈願所と考えられていたのである。承和十四年(八四七)天台宗入唐請益僧円仁(のちの比叡山延暦寺管長)は帰国に際して、九州の主要神社仏閣の一つに選び、同年十二月一日、広嗣の怨霊鎮めのため五百巻の読経を行っている。さらに、広嗣の乱から約三百六十年経過した平安末期の天仁三年(一一一〇)六月十三日の『中右記』には「鏡宮が破損したので修理日時を検討しているが如何すべきか」と、大宰府が左大臣に伺いをたてたと記され、『百練抄』には、天仁三年五月二十三日、大宰府から「鏡宮を修造する間、数百年間動かしたことの御神体を仮殿に移すことが適当かどうかをうらなわせた」と記している。これらのことは鏡宮の神霊の取り扱いについて平安時代、太政官がいかに慎重であったかを示している。

怨霊の神として史上に現われるのは桓武天皇第三子伊予親王であり、親王は平城天皇に謀反の疑いを受けて自殺した。また、平安期、菅原道真も讒言を受けて大宰府に左遷され、その怨霊が京都に現われて天皇を悩ましたので天満宮として祭られたという。鏡宮の祭神と同様、無実の罪を受けたとして死後朝廷から手厚く祭られた例でもある。

注 類聚三代格は平安時代初期に編集された法令集。

浜玉町五反田の大村神社の縁起によれば、大村神社は天平勝

宝四年(七五二)吉備真備が勅命により、広嗣を埋葬した場所に広嗣を祭るため建立した知識無怨寺が明治の神仏分離の折、大村神社に改められたとある。しかし、吉備真備は天平勝宝四年は遣唐副使として渡唐中であり、建立年時と真備との関係にはいくらかの疑問がある。

真備は天平勝宝六年帰国し、同年大宰大弐となり、続いて、彼の進言で新羅の侵入に備えるための筑前国怡土郡に怡土城を築き、天平宝字七年(七六三)造東大寺長官として平城京に帰っている。真備による五反田の知識無怨寺の建立は大宰大弐時代のことかもしれない。

上松浦の古代の神社
松浦郡には多くの由緒のある神社仏閣があるが、古くから知られたものとしては『延喜式』には式内社として、

肥前国大一座・小三座
松浦郡二座(大一座・小一座)

田嶋坐神社(名神大)
志々伎神社

をあげている。田嶋坐神社は呼子町加部島に鎮座する社で、田心姫命・市杵島姫命・湍津姫命の神代三女神を祭る。古来、海波鎮護の神とされ、神功皇后朝鮮半島出兵のさい、奉幣御祈願があり、以来、大陸へ渡る人々の

祈願所として多くの人々に崇敬されて来たという。天平十年(七三八)大伴古麿を勅使として「田嶋大明神」の神号を賜ったとされている。

この田嶋神社と同様に朝廷から崇敬を受けたのが鏡神社であった。源平時代には筑後の草野氏が大宮司に補せられ、源頼朝が祈願所として建久五年(一一九四)鐙兜を奉納したことが『吾妻鏡』に記されている。

志々伎神社は平戸島の南端の志々伎山に祭る神社。神功皇后伝説の十域別王を祭る。

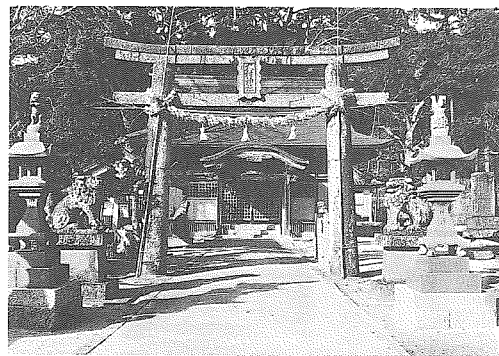
注 吾妻鏡 鎌倉幕府の事跡を編年体にした歴史書。

第四節 平安時代

第一項 律令国家体制の崩壊と荘園の成立

唐の諸制度にならって整備された律令制度も奈良時代後半に入るとともに崩れて行くきざしが見えはじめた。

貴族・寺院の権力が荘園を拡大させる。大化の改新の詔勅による公地公民を理想とする律令制度で、人民はすべて公民とされ、土地は口分田として国家から終身班給され、これに対して租・庸・調の三種の税が課せられるたてまえとなってい



藤原広嗣を祭る大村神社 (浜玉町五反田)

たが、実際には例外が認められていた。貴族の田荘や広大な面積を占める寺田、神田には手がつけられなかった。加えて、律令下においても新たに位田・職田・公廩田・功田・賜田などが班田とは別に給せられる制度さえ設けられていた。また人民についても氏人や部の民は公民とされたが、奴婢は未解放のままその主家に隷属を強いられていた。

注 位田＝律令に定める田制の一つ。親王、内親王と五位以上の官人に位階に応じて与えられた田地のこと。

職田＝古代、官職に応じて支給した田地。

公廩田＝古代、地方の官庁、官吏に給付した田地。

功田＝律令の田制の一つ。功労ある人に賞として贈られた田地。

賜田＝上代の封禄制度の一つ。功績あった者に与えた田地。

班田＝大化の改新の土地制度。政府が人民に分け与えた口分田。

部＝大化の改新前、豪族の支配下にあった一般民衆。

この私的土地所有を残したことが、のちの荘園制の拡大をもたらし遠因となっているが、それに拍車をかけたのが政府が奨励した墾田政策であり、養老七年(七三三)には墾田は三世一身の法によったので、以後は公田とされたが天平十五年(七四三)には墾田永年私財法が施行され、墾田は増加の一途をたどった。このような法が施行されなければならぬ理由としては、公民の負担がきわめて高く、加えて当時さかんに行われた出挙(借金のこと)の重圧に人民は耐えられなくなって、他郷に浮浪する者が続出した。そのため、口分田が放棄・荒廃し税の確保ができなくなったため私的墾田を進めねばならなくなったようだ。

注 墾田＝荒廢地を開墾してできた田地。

しかし、墾田は財力と労働力に乏しい個々の農民だけではできず、財力と多くの労働力を動員できる中央貴族や寺院・地方官・地方豪族に限られていたわけで、彼らは広大な土地所有者となっていた。

墾田の永久所有について天平十五年には一定の制限を設けていたが、寺院に対しては、その制限さえもなく、また、寺田は免租されていたこともあり、寺院の土地所有はみるみるうちに拡大し、後世、荘園は寺院を中心に発展した観さえあった。

注 荘園＝律令体制の崩壊で生じた大規模な私有地のこと。

加えて、九世紀以後さかんになった勅旨田・賜田の出現が王家・貴族の大土地私有を推進し、さらに地方豪族の墾田が税対策のため、王家・有力貴族・寺院に寄進され、豪族は荘官や下司として実際の経営権を得る風潮が荘園制度の成立に力をかすことになった。

注 荘官＝荘司ともいう。荘園の管理者。

下司＝げすとも読む。荘園の現地にて、実際の荘務をする荘官。

口分田も荘園に組み入れられる。さらに公地である口分田も班田制が崩れていくとともに私有地的な色彩を帯びるようになっていった。律令制度の弛緩に伴って班田制における六年一班の原則がくずれ、九州地方においては数十年の間班田が行われない状態も生じ、口分田に対する国家統制は事実上は消滅するあり

さまで、口分田は私有化されたのも同然となり、加えて土地を棄て浮浪する者の公田はそのまま放置され、それらの土地はいつとはなしに富農や豪族の手中に帰し、いきおい荘園化する結果となっていた。

さらに公田であっても貧農の中にはやむをえぬ事情で出挙の抵当として口分田を差し出す者も続出する状態となり、口分田はつきつきと富農や豪族の手中に帰していった。このころの出挙の利子は年五割にも及ぶ高率であ

り、貧農を救うため国家が行う出挙でも一割を超し、私出挙とよばれる寺院、貴族、富農のものは到底貧農が返済できるものではなく、口分田すら荘園の中に吸収されることとなった。

また、農民も過酷な租・庸・調や徭役に耐えきれず、国司以下の地方官の監督を受けずにすむ荘園の民として働くことを望むようになり、人民も次第に荘民化する方向に進んでいった。

注 六年一班の原則＝六年に一回の班田制実施のこと。

後役＝夫役、勞力税のこと。

荘園の組織

そして、荘園には本家または領家と呼ばれる所有者たる王家、貴族、豪族のほかに、実際に荘園を管理する荘官として、庄使・田使（佃使）・庄司・庄司代・庄領・庄長・庄預などと呼ばれる者ができた。荘園は平安期に入るとともに、ますます拡張されていったが、平安中期以降、中央貴族や寺社は地方豪族や富農の土地の寄進によつて全国各地に荘園を持つことになり、全国の土地のほとんどが荘園となつていった。初期荘園においては、輸租地と不輸租地とがあり、不輸租地の許可を得るには、どうしても中央の権力や寺院の力にたよらざるをえない事情があり、地方の豪族は、国司以下の地方官の権力をのがれるため、その所領を中央の権門勢家に形式的に寄進し、自分は実質的な土地支配権を留保し、寄進した権門勢家には一定の報酬を年貢の形で納める。こうすることで不輸不入権を確保し、また外部からの不当な侵入を防ぎ、その土地を安全に保護できると、つまり、自分は預所職、下司職、地頭職などの名目で、実際の荘園支配の権限を留保していたのであった。

注 輸租地＝律令制下で、国家に対し租を納めることを課せられた土地。

第二項 肥前国の荘園

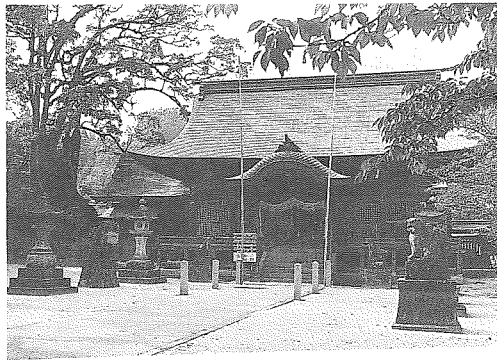
松浦荘は治承二年に成立

平安初期から鎌倉時代にかけて、肥前国に設けられた荘園の主なものにふれてみる。『莊園志料』には肥前国には莊五十・保牧各六・園厨院各一を得ると記し、竹内理三編『莊園分布図』所載の莊園を内容別に整理すると、肥前国には莊五十八・保七・厨一・牧一・別府一・院二・計六十八カ所となつている。

(1) 神埼御莊 平安初期、神埼郡に設けられた勅旨田六百九十町を中核に院の御領とされたものと思われ、鎌倉末期の正応五年（一二九二）の『淀姫神社注文』によれば、三千町にも及ぶ広大な荘園となつていた。

(2) 川副莊 現在の川副町一帯にあつたと考えられる荘園で、平安末期の『長秋記』によると鳥羽天皇の勅願になる最勝寺領で、十一世紀末か十二世紀初めころに立券されたらしい。正応五年の『淀姫神社注文』によると一千六十七町となつている。この川副莊は『有浦文書』によると南北朝期の貞和二年（一三四六）勲功の恩賞として松浦党の武士たちに配分されている。

(3) 松浦莊 東寺の『百合文書』によれば、治承二年（一一七八）後白河



延喜式神社帳にある肥前国四座の中の淀姫神社。河上神社とも呼ばれ、延喜式には與止日女神社とある。（佐賀郡大和町）

院庁下文により、松浦荘は最勝光院領となっている。この荘はもと筑後守国兼法師の所領であったが、その子の国通が保延五年（一一三九）ごろに鳥羽院庁下文を請うて別府となし、四至（四境）に勝示（標示）を打って立券した。その後、国通の娘大江氏が譲り受け、三代を経て平政子に受け継がれた。政子は安元元年（一一七五）ごろに建春門院（高倉天皇の母・平滋子）へ寄進した。建春門院の死後は最勝光院領となった。最勝光院は京都市東山区今熊野付近にあった寺で、建春門院の立願で承安三年（一一七三）に後白河法皇が建立したもので、平政子は建春門院に寄進した際、この荘園の預所職となり、実質的な支配権は存続させていた。なお、この寺の院務職は建春門院の死後、後白河法皇、後鳥羽上皇、後堀川天皇を経て後宇多上皇から教王護国寺（東寺）に寄進された。

この荘は広大で、東は松浦河並びに松浦東郷の境の山を限り、西は木須峰ならびに波多津西崎を限り、南は大瀬ならびに杵島荘の境を限り、北は海ならびに加々良島を限りとされているので、現在の東松浦郡・唐津の地域中松浦川（久里川）の以東を除く東松浦の地をしめ、さらに伊万里市の伊万里川の右岸以北まで占めていたと推定される。なお、この荘は後年、松浦西郷庄と称せられる地域とほぼ一致している。

その広さについては正応五年（一二二九）八月十六日付の『河上官造管用途支配惣田数注文（河上神社文書）』に松浦西郷元四百十町とみえている。

この松浦荘に関連して太宰府神社文書の『天満宮安

楽寺草創日記』に

「浄土寺東堂四寺辰巳角 阿弥陀如來三尊 白川院河

満善院号浄土寺 浄土寺東堂辰巳角 阿弥陀如來三尊
 一院御殿辰巳角 浄土寺東堂辰巳角 阿弥陀如來三尊
 浄土寺東堂辰巳角 阿弥陀如來三尊
 浄土寺東堂辰巳角 阿弥陀如來三尊
 浄土寺東堂辰巳角 阿弥陀如來三尊
 浄土寺東堂辰巳角 阿弥陀如來三尊

天満宮安楽寺草創日記部分
 （太宰府文化研究所蔵）

永宝三年（一〇八三）寄進（肥前）幸津庄百五十町二百六十丁 三味六口アリ（写真の歩は丁の誤記とみられている）

とあるが、この幸津庄なるものは五十町二段、同新荘は五十五町であり、『安楽寺草創日記』による幸津庄（現在の鳥栖市内）の広さとは違いが大きすぎる。この条は草書体で書かれ幸津庄は幸津庄とも読むことができ、この両庄を合わせると四百十町となり、『河上神社文書』に言う松浦西郷の広さとほぼ一致する。したがって、松浦川以西および徳須恵川以北の現唐津市西部から上場地帯と呼ばれる東松浦半島一帯に「幸津庄」が永保年間（一一〇八一～八四）立券され、保延五年（一一三九）に松浦荘が立券され、大江国通の私領となったため、幸津庄は解消されたとも考えられる。なお浦荘については松浦党発生の項にその変遷を詳記している。（『末盧国No.11.12』ほか）

(4) 宇野御厨荘 北東は松浦荘と境し、南西は彼杵荘と接する北松浦半島と、平戸島とその周辺の島々、五島列島を含む広大な地域を占める荘と考えられる。立券については明らかでないが、『東南院文書』によれば、観世音寺領把岐荘を松永法師が押妨したことに對し、宇野御厨別当散位藤原頼行が松永法師に對して送った下文がある。

「下 松永法師

可早停止号御厨御領所親世音寺永代御領地押妨事

右、於無御厨ノ留守所訴押妨之由、有「其訴」、若有「道理」者、随「身」調度文書、「於参」向御厨、「可」令「沙汰」也、沙汰三間、彼妨可「停止」之状、如件

寛治三年（一〇八九）六月七日 散位藤原 在判（頼行）

以下関係資料を勘案すれば、筑後国生葉郡に御厨荘の別府の領があり、松永法師陳申によれば、その他は贄人源順先祖相伝の所領になっていたと称している。源順が宇野御厨別府（現福岡県浮羽郡浮羽町）を所領し、その地の贄人となったのは康保四年（九六七）ごろであり、別府が父祖相伝のものか、源順自身が獲得したものかは明らか

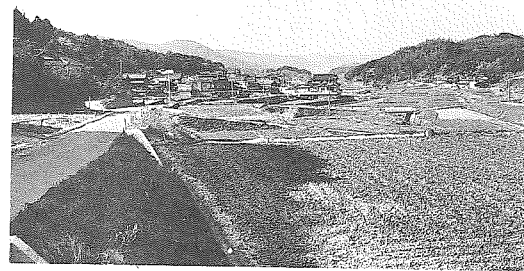
かでない。

注 贄人^{にぎひと} 天皇または朝廷へ貢納する魚鳥などを捕らえる人。物資を扱う役人。

ともあれ、これらの資料で康保四年（九六七）ごろには、宇野御厨^{みくりの}荘が立券^{たてせん}されていたことがわかる。なお、建武元年（一二三四）七月十八日付の肥前国御家人御厨^{みくりの}荘大島次郎通秀の着到^{きやくと}状にある「御厨^{みくりの}荘」は、宇野御厨^{みくりの}荘と同一であることは、他の資料とも一致している。

宇野御厨^{みくりの}荘は佐賀県下の伊万里市・西松浦郡・長崎県の松浦市・佐世保市・平戸市・南松浦郡・北松浦郡と東彼杵郡・五島に及ぶ広大な地域にあったことは前述したが、関係資料を調べると、全域が含まれたものでなく、下松浦の各地に点在したことがわかり、預所は松浦市御厨^{みくりの}町星鹿にあったと考えられている。その広さについては正応五年（一二九二）の『河上宮造営用途田数注文』に「総田数三百町」と記されている。

(5)見留加志^{みりぞかし}荘 『松浦^{まつら}廟^{みやう}宮先祖次第並本縁起』に、天平十七年（七四五）藤原広嗣の怨^{おん}霊^{りょう}を鎮めるため勅令によって松浦の地に廟宮^{みやう}二宇が建立された。だが、怨^{おん}霊^{りょう}のたたりがやまず、天平勝宝六年（七五四）、吉備^{きび}真備^{まび}が大宰大式になると上奏して、春秋二季の大法会を行った。その経費として大領田十五町を施入した。その場所が見留加志^{みりぞかし}荘と記されている。見留加志^{みりぞかし}荘は現唐津市見借^{みかり}に比定され、南北朝期には「三留加志^{みりぞかし}」と記されていた。



現在の唐津市見借地域

(6)草野^{くさの}荘 菅野^{すがの}荘とも記されている。『諏訪宮古伝記』に「肥前国上松浦郡草野^{くさの}庄浜崎之諏訪大明神云々」と記し、『松浦記集成』の河上山大権現の項には「上松浦郡草野^{くさの}庄平原村」とある。

(7)大野^{おの}荘 『宇佐大鏡』に「寛弘三年（一〇〇六）、肥前国大野^{おの}荘」とあり、現相知町大野に比定するむきもあるが、杵島郡大野村に比定する者もあり、容易には定めがたい。しかし、この地は『和名抄』の記す大沼^{おほぬま}郷に比定され、昭和三十九年出土の「大野せせり谷^{きやうづか}経塚」などからして、この地が大宰府安楽寺の荘園地であろうとの推定もされている。

(8)鏡^{かがみ}荘 『青蓮院文書』の建暦三年（建保元年一二二三）四月の天台座主慈円配分状に「鏡^{かがみ}庄鎮西」とあり、さらに同文書に同荘が「青蓮院門跡領」と記されている。さらに『河上神社文書』の正応五年（一二九二）の「惣田数注文」に庄園分として「松浦東郷鏡^{かがみ}御領三百九十八丁四反三丈」とあり、いずれにしても鏡^{かがみ}神社の社領地をさすものと考えられている。

(9)相知^{ちかひ}荘 『相知由緒略録付録』に「相知之庄^{ちかひ}ハ町切道ノ原ヲ境、下ハ伊岐^{いぎ}佐村^{さむら}ヲ限ル、其間村数十二ヶ村アリ」と記す。松浦庄西郷に属し、『九州治乱記』によれば、建長二年（一二五〇）神田五郎純の子勝が相知^{ちかひ}邑を与えられている。南北朝期以降戦国期初期までは松浦党の相知^{ちかひ}氏一族の支配地となっていた。

このほか、『莊園志料』には松浦郡分として、庇羅^{ひら}牧^{まき}・生屬^{いまく}牧^{まき}・柏島^{かしわしま}牧^{まき}・櫻島^{うづしま}牧^{まき}をのせている。なお、肥前国の莊園中、鎌倉期から南北朝期にかけて松浦党武士の所領地として文献にあらわれる莊^{しやう}（庄）園に次のものがある。

(10)神埼^{かみかき}荘 『斑島文書』の貞和六年（一二五〇）十一月□日の「斑島源次源納謹言上」に「神埼^{かみかき}荘内田久田村……納重代相伝私領也」とある。

(11) 河副莊 『高城寺文書』に「肥前国河副莊内高城寺領、任故備前入道寄進状、并松浦一族一揆状之旨、打渡寺家候、畢・仍爲後日一揆状如件、貞和三年(一三三七)二月六日 田所滋野長經」とある。(『莊園志料』)

(12) 坊所保 『山代文書』に「肥前国西坊所保内越後孫四郎 跡除光給田地百町屋敷島地以下 可依田数領家職、爲勲功之賞所充行也、早守先例、可致沙状、仍執達如件、康永二年(一三四三)十一月廿六日 沙弥 松浦御厨小次郎殿」とある。

(13) 塚崎莊 『斑島文書』の貞和六年(一三五〇)十二月七日の斑島源次源納言上の条に「塚崎莊中村田地屋敷……は納重代相伝の私領也」と記している。

(14) 伊佐早莊 『松浦妙音寺文書』に観応二年(一三五二)十二月廿五日付源朝臣の宛行状に「肥前国伊佐早莊内福田村拾町立石孫三郎跡同国松浦神田吉丸跡五町…等々」を松浦相知築地孫十郎正に下すと記してある。

(15) 三重屋庄 『有浦文書』の康永元年(一三四二)十一月七日の佐志勤の讓状(案)に「三重屋庄内田地等々」とある。この三重屋庄は佐賀郡諸富町字三重に比定されるとの説がある。

第三項 弘法大師伝説

留学僧として唐

平安初期、新たな教団を成立させ、仏教界に新風を吹きこんだのは天台宗の最澄と真言密教の空海である。二人はいずれも山林に修行の場を求め、のちに都に出て、最澄は桓武天皇の信頼

をうけ天台法華宗の樹立を目指した。いっぽう、空海は讃岐国多度郡弘田郷の土豪佐伯田公の子で幼くして京に上り、学問を修めたのち、四国各地の霊地で修行し、大日経を発見したために真言密教への道を歩くことになった。

延暦二十三年(八〇四)、最澄と空海は遣唐使葛野麻呂の一行に加えられる唐に渡った。この時の遣唐船は四隻で那ノ津(博多)を出発した。大使の乗った四隻の船は同年七月六日、肥前国松浦郡田浦を出航した。第三第四の船はほどなく嵐に遭い行方不明となったが、第一第二船は漂泊を続けながらも三十四日かかって唐の福州に到着し、十二月二十一日唐の都、長安入りをした。

最澄は入唐後精力的に求道に努め、天台山(浙江省)で大乗(円頓戒)を授けられ、越州(浙江省)においては密教、禪の奥義を修得するなど、天台法華宗樹立への入唐目的を果たしていった。そして翌延暦二十四年(八〇五)大使一行とともに帰国した。

いっぽう、空海は大使とともに唐の長安京に入り、唐の都周辺に滞在して真言密教樹立と必要な修行と多くの資料の収集にあたった。特に長安の青童寺においては恵果に会い、灌頂を授け、金剛界大悲胎藏兩部の大法を授けられ、第八の師位をついで遍照金剛の号を贈られた。空海の在唐は三カ年に及んだ。当初、空海の在唐は二十年と定められていたが、たまたま唐の順帝の即位祝賀に入唐した遣唐判官高階真人遠成に頼み一緒に帰国することになった。大同元年(八〇六)八月、留学生橘逸勢と共に高階の船に便乗して明州(寧波)を出航し十月大宰府の鴻臚館に到着した。

空海、筑紫に滞らず

高階らは直ちに筑紫を出発して京都に向ったが、空海は行をともにしていない。その理由については諸説があるが、『御請来目録』には「空海闕期之罪死而有餘」とあり、空海の帰国は無断帰国であったので、その許しを待っていたためとも考えられる。空海は大同二年(八〇七)秋に筑紫を離れたが、滞在中の記録は殆んどなくその足跡は確かめようもない。しかし、筑紫に滞在中無為に過ごしたとは考えられないし、入唐にあたり宇佐大明神はじめ九州の著名な神社仏閣に護持を祈念しているので、その礼を兼ねて

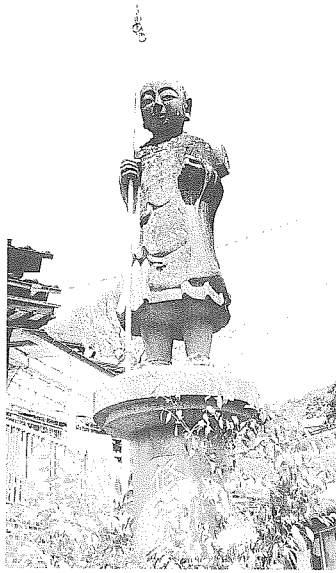
九州の各地を巡錫したとも思われ、それが空海（弘法大師）伝説として九州の各所に伝えられているものと思われる。

上松浦の空海伝説

相知町の鵜殿の岩屋の摩崖仏については、文禄三年（一五九四）に書かれた『鵜殿山平等院略縁起』

には、空海は大同元年八月、帰国の際、松浦に着岸され、鵜殿に至って峭壁に弥陀・釈迦・観音の三尊を刻み給い、その折、異容の人現われ、一切の諸菩薩、諸天王を刻んだと記し、その後、天長年間（八二四～八三四）、常暁法師により仏閣が設けられ鵜殿山平等寺と称したと記している。

また、肥前町高串田ノ浦は空海（弘法大師）が渡唐の地と伝え、そこに大師堂がある。しかし、『日本後紀』には空海らが乗船した遣唐使一行の行程について「去年七月六日。発從肥前国松浦郡田浦。云々」とあるだけで田浦は現在のどこであるかは明らかでない。同じ『日本後紀』には、この遣唐使の第三船に關して「今月四日、肥前国松浦郡庇良嶋より発し、遠値嘉島を指す」とある。したがって、この『日本後紀』にいう「田浦」は遠値嘉島の内、つまり



弘法大師渡唐の地と伝える肥前町高串渡錫の鼻の大師石像

現在の五島の久賀島であるとする説が有力で、このほか、平戸島田の浦・佐世保市相神浦・島田浦などが比定されている。さらに玄海町飯屋の松ヶ崎付近の「田ノ浦」も、空海らが立ち寄った入り江だと言い伝えが残されている。

空海は帰国後、嵯峨天皇のご信任を受け、天皇の庇護のもとに真言密教の流布に努めた。彼は最初高雄山寺をおもな拠点として布教したが、紀伊国伊都郡の高野山を真言の聖地と定め一大聖地の確立を目指した。また、東国にも巡錫して真言の流布を行う一方、讃岐国満濃池の修築にも活動するなど世俗的事業にも力をそそいだ。弘仁十四年（八三三）嵯峨天皇は京都の官寺である東寺を空海に与えた。空海はここを真言密教の京都における根本道場とし、寺号を教王護国寺と改め、朝廷と深いかかわりあいを持つ寺として仏教界に君臨するいしずえとした。ここに真言密教は確立され、諸国に多くの末寺と荘園を持つ勢力となった。

承和二年（八三五）三月、空海は高野山金剛峰寺で六十二年の生涯を閉じたが、教団はますます栄え、平安・鎌倉期を通じ密教の全盛期となった。東寺文書元徳三年（一三三二）四月の最勝光院所司の松浦荘にかかる訴状も、最勝光院が東寺の勢力下にあったことを物語るもので、当時この松浦地方にも真言密教の寺院が存在したことがうかがえ、その関係を通して空海伝説が成立したともいえそうだ。

平安初期、仏教界に新風をまきおこした最澄は貞観八年（八六六）、清和天皇から「伝教大師」の諡号を贈られ、延喜二十一年（九二二）、空海は醍醐天皇から「弘法大師」の諡号を贈られている。



高野山金剛峰寺の根本大塔（和歌山県伊都郡高野町）

第四項 莊園と武士の発生

延暦十三年（七九四）桓武天皇は人心を一新するため、都を平安（京都）に移され、天皇親政を始められた。最澄・空海によって天台・真言の新仏教が伝えられた。また、寛平六年（八九四）遣唐使が廃止されたことで唐文化の直輸入がと絶え、日本独自の文化が形成されるようになった。

藤原氏の貴族政治

天皇親政も藤原氏が台頭し、政治の中樞を占めたため、藤原氏を中心とする貴族政治が始まった。貴族や神社仏閣の権門たちは私益のため莊園を拡げていった。平安のころから肥前国にも多くの莊園が現われ、松浦郡にも御厨莊や松浦莊が出現した。

いっぽう、遣唐使廃止の結果、大陸商人の商船の渡航が盛んになって来て、松浦沿岸は大陸からの船の寄航港や基地になり、後年の松浦党武士の出現に影響を及ぼした。

また、この時代朝鮮半島から海賊が玄海沿岸に來寇し、住民を恐怖に陥れた。律令兵制の防人や軍団は弱体化して役に立たず、また、綱紀がゆるみ、官吏で海外の賊と結び内乱を企てる者も出るありさまであった。寛仁三年（一〇一九）の刀伊の侵寇のほかしばしば記録されている。

源平二氏の出現

中央では貴族たちが権力争いに終始し、地方の治安はいちじるしく乱れ、盜賊が横行した。そのため莊園を管理する地方豪族は自衛のため私兵をたくわえ、住民も身の安全を豪族にゆだねた。これが武士発生の原因となった。

平安後期、武家の棟梁として現われたのが源平の二氏であった。源平二氏は地方で力をつけ、都に上り、藤原

氏の撰閣政治のあとに出現した院政政治の間をぬって中央政治の場に登場した。やがて、源平両氏は武力を争い、平清盛は源氏をたおして政権を握った。

「おごる平氏は久しからず」衆望をうしなつた平家は源頼朝らの拳兵で権力の座から追われ、文治元年（一一八五）壇の浦の合戦に敗れて史上から姿を消した。勝利を得た源頼朝は鎌倉に幕府を開き、武家政治を始めた。

参考文献

『佐賀県史』、中央公論社版『日本の歴史』、『佐賀県の遺跡』ほか。

一 武士の勃興

都おちの貴族ら

平安遷都に始まる王朝貴族による政治は律令国家制度にもとづくものとはいえ、実質的には藤原一族を中心とする政権政治であった。天皇家を支えてきた大和朝廷以来の多くの氏族は政争

のうちに滅亡するか、藤原氏の下風に屈服し中級貴族として宮仕えをするか、地方の官職を得て都落ちするかであった。

平安初期は天皇親政の形をとったとはいえ、藤原氏を考えずには成り立たなかった。昌泰四年（九〇二）の右大臣菅原道真の大宰権帥への左遷も左大臣藤原時平の陰謀によるものとされている。

京都で藤原一門による華やかな王朝政治が展開されている半面、地方を搾取の対象としか考えなかった貴族たちの地方への関心は薄く、地方の衰微は年を追うごとに度を加えていった。班田授受の制は有名無実となり、地方官の腐敗は住民に困窮の度合いをたかめ、流民は続出していった。十世紀に入ると莊園が続出、公領地は減少したために、律令制は有名無実のものとなっていった。また、中央で望みのない貴族は受領などの地方官となって地方に下り、国司などの権力で私腹を肥やし、その下僚たちも受領に準じてもっぱら私腹を肥やしていった。そのため、地方民は苛酷な租税や夫役に苦しみ、逃散し流浪人となるものが続出し、その中には悪業を行い、その

結果治安は著しく乱れるありきまでであった。また、受領の力の及ばない荘園などに庇護を求める者も数多く、その結果、荘園領家の力は増え、荘園の拡大に拍車をかけることとなっていった。

注 受領＝実際に赴任して実務に当たった国司。

天下り受領らと土着民らが武力で争う

また、九世紀の後半からは受領の重税の強行に對抗を示す地方民は、豪族や有力農民のもとに集結して実力で受領に對抗した。これに対し、受領たちも住民の抵抗を排除する必要上、郎党と呼ばれる武装の従者を備え、実力で住民の抵抗を排除するありきまで、本来は受領の下部機関である郡司たちも意にそまぬ受領の命令には、武力を持って抵抗する状況さえしばしばあった。

元来、郡司の多くは古代以来の国造の流れの者が多く、代々土着の者で、住民とは長い間密接な関係をもっており、容易に受領に屈服することはなかった。この受領と郡司などの土豪の対立に拍車をかけたのが、中央の権門や国の庇護を受ける神社仏閣であった。郡司・土豪は受領の酷政を逃れるため、中央の権門や神社仏閣に対し、支配する田畑を進んで寄進し、その保護のもとに、自らは庄長として実権を保持していたので、寄進を受けた領家たちは私欲のため、不正とは知りながら、このような状態を認め、そのため、荘園は拡大する一方であった。

さらに、この状態に拍車をかけたのは、受領などの地方官となった者の中から任期を終えても、そのまま土着するか、血縁の者を残し、権力によって獲得した権益を保持しようとする者が出て、私領は拡大する一方であった。

二 承平・天慶の乱

民衆の味方、平将門

京で望みを断たれた貴族たちは、受領などの地方官となって地方に下り、任終えても京に帰らず土着して勢力を伸ばしていった。彼らは国府の命令も無視するようになり、なかには中央権門と結びつき、国府の官僚の肩書きを得て、公然と国府に對抗する者も出るようになった。

天慶年間（九三八～）、公然と中央政府に反旗を翻した平将門は桓武天皇の曾孫高望王の孫にあたる。高望王は平姓を賜わり臣籍に入り、上総介となつて坂東に下り、地方豪族と結びついて勢力をえていった。そして、多くの子孫は関東一帯に広がり、貴種なるゆえに土豪たちに崇められ、中央の権門とも結びつき、陸奥鎮守府将軍や常陸大掾、下総介などの地方の公職を手に入れる者も現われて、この地方の一大勢力を形成していった。

天慶の乱の発端は、この平家一門の内紛に始まった。承平元年（九三三）将門はささいなことで伯父常陸大掾国香らと合戦し、これを殺し坂東一円の平家一門と敵対することとなった。両者の合戦は関東の各所でおき解決の見通しはたたなかった。天慶元年（九三八）武蔵国権守興世王と郡司武蔵武芝が対立する事件がおき、将門はその渦中に巻き込まれていった。将門に對立していた平家一門の平国香の子貞盛は上京して将門の横暴を朝廷に訴え、将門追捕の官符を手に入れ、関東にもどつて将門追討の機をうかがっていた。

いっぽう、将門は好むと好まざるにかかわらず国府に対し反旗を翻



平将門の首塚（東京都・大手町）

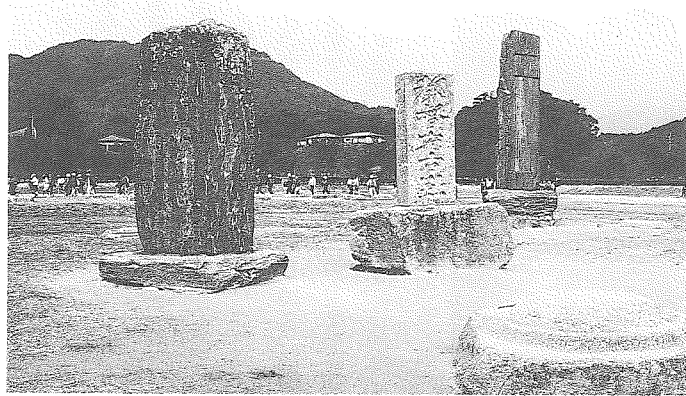
えすような事件が起き、武力をもって天慶二年（九三九）常陸国府を襲い、国府の権力を自分の手に入れた。その後、勢いのおもむくところ、将門は関東一円を制圧し、上野国政庁を奪いとり、自ら新皇と称して、根拠地石井宮所を王城と称し、関東に覇をとらえた。

将門に破れ、京に逃げ帰った武蔵守百済貞連の報を受けた朝廷は大驚し、兵を出して宮城十四門を固めさせ、伊勢大神宮に奉幣使を遣したほか、兵乱の鎮静を全国の神仏に祈願し、諸神の位を一階のぼさせた。そして、翌天慶三年（九四〇）正月、追捕使に藤原忠舒・小野維幹を任命して討伐にあたらせることにし、さらに参議藤原忠文を征東大將軍として派遣することにした。

将門討伐をねらっていた平貞盛は、下野国の豪族押領使藤原秀郷を味方に引き入れ、秀郷と共に兵を募り将門に合戦をいどんだ。天慶三年（九四〇）二月、貞盛は将門を追いつめることに成功し、将門の本拠地近くで将門を戦死させ、関東の動乱は鎮圧することができた。

海賊の頭目、藤原純友

平将門の乱と同時期におきたのが西海道における藤原純友の反乱であった。九世紀の後半ごろから横行しだした瀬戸内海・海路を運ばれる官物を主に略奪し横暴をきわめていた。承平年間から天慶年間にかけての海



藤原純友らの海賊集団に焼き尽された大宰府政庁跡(福岡県太宰府市)

賊の首領は伊予国の前掾藤原純友であった。純友は任を終えても前掾として伊予に土着して海賊の首領となり、多くの郎党を擁して、海賊集団を支配下におき、一時は千余の船を動かす、官物や私財を略奪した。朝廷は天慶三年（九四〇）、純友に従五位下（国司級）の位を授け、鎮静を囑ったが海賊の横行はやまず、かえって猛威を振り、今にも京都に攻め上るうわさが拡まるありさまであった。

これよりさき、朝廷は小野好古を追捕使（のちに追捕凶賊使と改称）とし、純友らの討伐にあたらせた。天慶三年（九四〇）純友らと追捕使軍との間には多くの合戦が行われ、純友らは徐々に力を弱めて行ったが、海賊の出没は奇抜であり、同年十月には大集団で周防国の鑄銭司を襲い、さらに筑前国に上陸し、大挙して大宰府に殺到して大宰府を焼き尽くした。翌天慶四年（九四一）五月、小野好古は九州に猛威を振っている純友らを討伐するため九州に進攻し、博多湾頭で決戦、純友軍に壊滅的打撃を与えた。敗れた純友はいったんは戦場を逃れたが、官軍の探索が厳しく遂に捕えられ、十月の末、この大乱も終わった。

この純友らの討伐に実力を発揮したのは土豪を中心とする地方勢力で、官軍はその力のうえのうってやつと面目を保つたにすぎなかった。この討伐の主典に任せられた大藏春実は帰化人を祖にもつ北九州の土豪であった。この討伐に実力を示し、その子孫は原田氏、秋月氏などと広がり、北九州の有力な武士団の統領として中世に活躍することになった。こうして、武士の力はますます強化されていった。

注 主典＝昔の官名、長官、次官、判官に次ぐ官。

第五項 遣唐使廃止と大陸との交通

菅原道真、遣唐使を廃止

聖徳太子が派遣した遣隋使以来、朝廷は公の使節を派遣し、大陸との友好関係を保つとともに大陸文化の導入に努めた。だが、当時の大陸渡航は危険きわまるもので、無事に使命を終えて帰国する確率は大変低く、多くの人命と資財がその都度失われた。

寛平六年（八九四）には承和年代（八三四〜八四八）以来途絶えていた遣唐使派遣の再開が計画され、大使に菅原道真、副使に紀長谷雄が任命されたが、その一カ月後、大使菅原道真の建議で中止となり、以後遣唐使の派遣はなく、大陸国家との正式の交流もなくなった。

なぜ長い間絶えていた遣唐使派遣が計画され、菅原道真の建議で中止となったかを知る確たる資料は探せないが、朝鮮半島の新羅南部沿岸の流民や海賊と思われるものが八世紀以来、しきりに対馬や北九州を襲い、財物の略奪を行っていて、そのため北九州一帯の住民は国内の世情不安に加え、外敵の恐怖におののくありさまであったため、その対策として、新羅の主権国である唐の力をかりて、これらの外敵を牽制しようとしたのが遣唐使再派遣計画であったが、道真の建議のどのような内容が朝議で取り上げられ中止になったかは不明。当時は唐の商人の船も数多く渡来し、唐の文物の輸入には事欠かぬありさまであったので、日本独自の文化の育成が強調され、遣唐使派遣の意義が薄らいだと考えられたのではないかとも思われる。



菅原道真画像

実際、これらの情勢を記録によってたどってみる。

○寛平六年（八九四）以後、新羅賊や流民への対策として、対馬へ防人を配置し、日本海沿岸の諸国に新たに弩師を設け、対馬・壹岐には弩師の増置を行った。

注 弩師 〓 おおゆみの射撃技術者。

○貞観八年（八六六）、肥前国基肄郡擬大領山春水、藤津郡大領葛津貞津らは新羅と共謀して対馬へ侵寇計画を進めたが露見。未然に防止できたが、このような陰謀を防ぐため、大宰府所部に軍備強化として健児・統領・選士の増強を行った。

注 大領 〓 平安時代の郡の長官。擬大領とは副長官ということか。

健児 〓 一般兵士の中から選ばれた優秀な兵。

統領 〓 一団の統率者。

選士 〓 すぐれた人物。

○貞観十一年（八六九）新羅海賊は博多津に侵入し、豊前国年貢の絹綿を略奪して立ち去った。しかも、その賊に抵抗したのはわずかな住民だけで官兵は役に立たなかった。この事態を重視した朝廷は諸国の夷俘（エゾの捕われ人）が勇猛であるので、官兵に替えて大宰府所部に配置し、さらに武名高い坂上田村麿を祖にもつ坂上滝守を大宰権少弐に任じ警固に当たさせた。さらに移住新羅人が新羅賊とあい呼応して治安を乱すことを恐れ、大宰府部の新羅人を遠く陸奥などへ移住させた。

しかし、警備の強化にもかかわらず、貞観十二年（八七〇）には大宰少弐藤原元利万侶らが新羅王と共謀する謀反が発覚するなど実際は内部が腐敗した対外防備で、住民の不安は一向に解消されていなかった。

大陸商人、松浦の沿岸に寄港

西国の防備の強化が痛感されたのは新羅の流民や賊ばかりでなく、九世紀末から増加していた唐商人の渡来にもあった。このころ、大陸の唐商人の渡来航路は遣唐使の航路とほぼ同じと推定されるが、渡航船が松浦郡の沿岸を通過したことは明らかである。記録に残るこれらの船の寄港地には次の港などが考えられる。

『万葉集』第十五巻には天平八年（七三三）に派遣された遣新羅使一行の歌がのっている。それによると、その時の船の船亭として韓亭・引津亭・狛亭（柏島亭の誤記とする説あり）・壱岐と記されているので、大陸へ渡航する船も、これらの船亭に寄港したことは想像される。これらの浦亭は船の停泊地というだけではなく、船の点検、修理のできる所であり、飲料水など食糧の補給も可能な所でなければならなかった。したがって船材が容易に入手でき、渡船してくる唐人の商船にとっては交易品が安全に保管できる場所でもあったろう。

真如法親王、斑島・神集島に寄港

『安祥寺伽藍縁起資材帳』には承和九年（八四二）八月二十四日、観世音寺講師惠運は唐商人李処人が肥前国松浦郡遠賀島那留浦で新たに造った船に乗船して唐に向かったと記し、『頭陀親王入唐略記』には、平城天皇第三皇子で嵯峨天皇の皇太子高岳親王（真如法親王）が菓子の変（弘仁元年「八一〇」）に連座して皇太子を廃せられ仏門に入ったが、入唐の志強く貞観三年（八六一）、勅許を得て西下、同年九月、博多鴻臚館を出て、唐商人李延孝の船に乗船して壱岐に向かった。しかし、壱岐では島司や講読師らが集まつてうるさいので斑島に場所を変えた。ここは白水郎が住み、言葉が通せず、風待ちに適しないのでさらに柏島に移った。だが、乗船が古く渡海には耐えそうもないので、同乗していた唐通事張友信に新造船の建造を命じ、自らは博多に引き返し鴻臚館に留まった。友信は柏島（現唐津市神集島）で十月月を費やして新船を造り、翌貞観四年（八六二）七月、真如法親王に従う僧俗六十人と共に同島を出航、入唐をはたした。その後

真如法親王は唐より印度に赴いたが羅越国で死去したと記している。

これらの記録からして、渡来船の寄港する松浦の浦々は単なる避難港や風待ちだけの港でなく、渡航船造船も可能な基地であったことがわかる。次に、『日本の海賊』（長沼賢海氏著）によれば、このころ博多の津で唐物を売り尽くした唐商人が、東支那海を三日間で往復できると称し、直ちに多量の唐物を持ち込んだという記録を取り上げ、それは不可能で、唐物は松浦地方の島々や沿岸の要所に設けた備蓄基地から運んできたのであろうと述べている。当時、東支那海の渡海は危険を伴うもので、さきに記した承和九年（八四二）の観世音寺講師惠運の渡海も順調な東風に恵まれていたにもかかわらず六昼夜を要している。

僧成尋、加部島で唐商船に乗る

これらの唐商人たちの消息を記録から拾いあげてみると、承和六年（八三九）から延喜七年（九〇七）までの七十年間に張友信・支隣徳・李延孝・李達・詹景金・欽良暉・炭崔・張吉・

楊清・崔鐸・駱漢・柏志貞の商人名と三十数回の往来を確かめることができる。また、同一商人が再三渡来していることもあり、これらの商人と松浦沿岸の住民とは深いかわりあいがあったことがうかがえる。つまり、沿岸住人といっても、その地の在地頭や荘官が主役で、唐商人の必要とする便宜を供与し、その見返りとして利益の大きい産物を手したり、現地の特産物（干鮑・煎海鼠・真珠・水銀）などを公の手を経ずに売り渡すなど交易の利益を得ていたろうとも推定できる。もともと表向き、唐物はすべて博多の津に荷揚げされ、大宰府の検問の上、京への進物を定め、その残りを市販することになっていたので、松



現在の呼子町片島集落。背後の山は天童岳

浦の津々で住民との取り引きがあつたかどうかは明らかでない。時代は下るが、延久四年（一〇七二）大雲寺阿闍梨成尋が中国五台山巡礼のため、肥前国松浦壁島（加部島）において、唐商人曾聚らの船に乗船した。船は風待ちのため四日間壁島西南浦（片島か）に停泊した。その間、成尋らは息をひそめて船底にこもっていた。夜になると海辺の人々は船荷を売買させよと押しかけ、そのすさまじさに、まんじりともせず夜を明かしたと『参天台五台山記』には記されている。このことによつても松浦沿岸の住人たちは唐商船と直接交易を行つていたといえる。

この成尋が唐商船に便乗した時の船貨が『扶桑略記』に記されているが、それによると、米五斛・絹百匹・袖（上着）一二重・沙金四少両・上紙百帖・鐵百延・水銀百八十両という多大なもので、成尋が宋の神崇皇帝に献上した品が銀香炉・木楼子・白琉璃五・香水精・紫檀・琥珀所飾念珠・五色織物綾であつたことからしても唐商船は膨大な利益を得ていたことがわかる。

したがつて、これらの唐商人との交流で松浦郡の土豪が財力と力を貯えていったことが察知でき、平安後期から姿をみせる松浦党が平安中期から大陸交易と深いかわりがあつた者の末裔か、関係者であり、その財力のため中世を通じて勢力を維持できたであろうと考えられる。

第六項 刀伊の襲来と松浦郡

新羅賊、松浦沿岸を荒す

天智天皇二年（六六三）日本の百濟救援軍は白村江の戦いで、新羅・唐の連合軍に大敗、朝鮮半島に持つ権利を放棄してしまつた。以後、日本は新羅の進攻を恐れて防衛に力を尽くした。筑紫の水城・大野城・肥前の基肄城は新羅に備えるためのものであつたが、奈良・平安期になつても新

羅に対する敵対視と恐怖心は絶えることがなかつた。天平勝宝八年（七五六）には吉備真備らが筑前怡土城を築き、新羅の流民、海賊に対しても嚴重に警戒をしていた。

九世紀に入つて新羅国の政情は不安となり、その影響で新羅賊の侵攻はその数を増し、その対策として玄界灘周辺の警備は増強されていった。承和八年（八四二）、大宰府の曹（百四口）が対馬防人に充てられ、承和十年（八四三）には対馬上県郡竹敷崎に新羅国の鼓声が聞こえたことを理由に対馬の防人に筑紫人が増強された。

寛平五年（八九三）新羅賊は肥後国飽田郡を襲い、ついで肥前国松浦郡を襲つた。これは新羅賊が九州一円の沿岸を自由に暴れまわれることを意味するもので住民の動揺は激しかった。続いて、翌年も新羅賊は大宰府所部の各所に出没し、住民を恐怖のどん底に陥れ、大宰府は対応に忙殺されたが、いっこうに効はあがらなかつた。

このころの日本の防衛は名ばかりで実際には役立たつていなかった。寛平六年（八九四）の太政官符によれば、貞観十八年（八七六）、防人九十四人が九州の六方国に配置されたが、年数がたつにつれ、土着して嫁をとり漁業などの生業をするようになったり、新たに防人をおいても逃げたりして、役に立たぬようになつていった。そのような事情のため対馬では現地人を防人にして、糧まつを送るようにしたが、それも新羅賊の侵入には役立たず、調べて見ると、防人中、弓矢の使える者は百人中一、二人というありさまであつた。島では官舎が焼かれ、人民の殺傷は賊のなすがままといい状況であつた。

新羅賊、大挙して対馬を襲う

寛平六年（八九四）、新羅海賊四十五隻が大挙して対馬を襲つた。嶋司文室善友は郡司士卒を動員し、策略を以て賊を要害地に誘い、徹底的に全滅した。射殺したもの三百二人、大將軍格三人が含まれていた。奪取した船十一隻、捕獲した武器は数知れずであつた。生け捕つた賊に問

いただすと、新羅は数年来殺がみのらず、人民は飢餓に苦しみ、王城は不安に満ち、王自ら殺絹を求めており、

そのため大小の船百隻に二千五百人を動員して対馬を襲ったということであった。（『扶桑略記』）この事件に関連する事が『日本紀略』にも載っている。それによると、大宰府飛駅ひえきの言上として、府の所部で新羅賊二百余人を打ち殺し、さらに同年九月三十日、北九州沿岸に侵入してきた一連の新羅船は、ことごとく退去したと奏上している。

注 飛駅 律令制に定められた駅使。

その後、新羅賊の大々的な侵攻は途絶えていたが、新羅は末期的症状に入っていたようで、九三五年滅ぼされ、やがて高麗国が成立した。

天慶二年（九三九）高麗国は使いを遣わして友好を求めてきた。また、天禄三年（九七二）にも高麗使が対馬に到着して友好を求めたが、大宰府は儀礼的な牒ちよう（公文書）を送るばかりで、そのまま帰国させた。つまり、高麗国になったとはいえっても国交では新羅時代同様仮想敵国視を変えていなかった。

寛仁三年（一〇一九）四月十七日、この日は小除目せよめの日であり、公卿たちは参内して、その時刀伊賊、日本に侵寇を待っていた。突如、大宰府飛駅が乗馬のまま左衛門に入ってきた。

同年三月八日、刀伊国賊徒五十余隻が突如として壱岐島を襲い、島守藤原理忠を殺害し、島民を捕虜とし、続いて筑前国怡土郡いとに來襲してきたことを報じたものであった。朝廷は重大事態とみて、ただちに大宰府に刀伊賊の討伐を命ずるとともに山陰山陽諸国にも嚴重警固を命じ、全国の神仏にも外敵退散の祈とうを命じた。

注 除目 昔、わが国で諸臣を官職に任命していた儀式をいう。

承平、天慶の乱後、大きな事件もなく、平穏が続いていた時であり、人々に大きな衝撃を与えた事件であった。『日本紀略』『扶桑略記』『朝野群載』『小右記』『大鏡』『百練抄』など多くの史書に、それぞれの立場で記録

されている。当時、日本においては刀伊国の存在さえ知られておらず、刀伊賊に捕えられていた高麗人を捕え尋問して、刀伊の存在を初めて耳にするありさまであった。『天朝光被盛典』には刀伊は大陸北方の一大国で、自らは女真じゆんと称しており、古称は肅慎しゆくしん、後に靺鞨もくかくと称せられた民族であると記している。刀伊について高麗の文は女真と記しているが、刀伊と女真が同一民族であるかは疑わしいと述べ、刀伊は東夷に通じているので、高麗国では東夷を指しているとしている。結局、捕虜を尋問した時の大宰府の下級官吏が、刀伊と聞き取ったから、刀伊国が所在しているとしたのであろうとしている。

この刀伊賊は寛仁三年（一〇一九）五十余隻で対馬を襲ったのち、壱岐にも侵寇してきた。島司や島民は一体となって防いだが抗することができず皆殺しにあった。壱岐ではただ一人講師常覚じょうかくばかりが逃げおえ、大宰府に侵寇のありさまを報じた。同年四月七日、賊はさらに筑前国怡土・志摩しま・早良はやらの三郡に押し寄せ、荒し回り、住民を捕虜にし、家々を焼きつくした。その時捕虜にされた者は四、五百人にも達し、奪い取った食糧ははかりきれぬほどだったという。

いっぽう、わが国は不意をつかれ、兵を集めることができず、官兵はこの賊を撃退することができなかった。そのような事態のとき土着の豪



刀伊賊が一時占領した博多湾能古島（今津海岸から写す）

族文屋忠光らの奮戦はすばらしく賊に大打撃を与え、そのため賊は能古島に退いた。そのうちに前少監大藏朝臣種材ら大宰府の任を終えて、この地に土着していた者たちも戦場に駆けつけ防備についた。賊は再度能古島から出撃して九州本土沿岸を襲ったが大藏らの奮戦で撃退され、能古島に退いた。博多をつくことをやめた賊は同月十二日鏡先を交え志摩郡船越津を襲った。この地の豪族大神守宮、権檢非違使財部弘延らは防戦につとめ、賊三十余名をたおし、二人を生け捕った。この期になってようやく態勢を整えた官兵は少式平致行、前監大藏種材、大監藤原致孝、散位為賢、同為忠らが中心となって三十余隻をもって賊を追撃し、戦意を失った賊はなすことなく筑前の海から退却した。

前肥前介源知ら、

志摩郡を撤退した賊は同月十三日、肥前国松浦郡に姿を見せ、周辺の村落を荒らし回った。

刀伊賊を撃退す

松浦郡には前肥前介源知というものがいて郡内の兵士を率いて、これに戦いをいどみ、数十人を射殺し、一人を生け捕りにした。そのため賊は侵寇をやめ逃げた。この戦いで生け捕った賊

を尋問したところ、高麗人で、刀伊賊を防ぐため高麗の国境に派遣されていたが、刀伊の侵入にあい捕虜にされたと述べた。しかし、この捕虜が本当に高麗人であるかは疑わしいと記している。以上のような要旨が大宰府から太政官に差し出した公文書である『朝野群載』には記されている。

寛仁三年(一〇一九)六月二十九日、朝廷において、さきの刀伊の侵寇に際して活躍した西国の人々に対する論行功賞が行われた。そのなかに、松浦党の発生にも関係ある者ではないかとみられている前記の前肥前介源知もいた。(『小右記』)

前肥前介源知については『小右記』以外には記録は残されていないが、肥前介としての任が満ちてのち、松浦郡に土着し、兵を養い、土豪として重きをなしていた者と考えられている。

この事件の経過を見ると、刀伊賊は志摩郡船越津で敗退した翌日、松浦郡に姿を現わしているが、賊が上陸しようとした土地は現在の浜玉町から呼子周辺の海岸だろうと考えられている。それをただちに迎撃できる者はこの海岸に居住する者でなければならぬ。したがって源知は当時郡衙が置かれていたと思われる鏡山周辺に居たと考えられる。このことに関連して七山村岡本家系譜の岡本長兼の項に「寛仁三年三月、刀伊ノ賊襲来松浦郡、攻却村閭奮戦却之感状ヲ賜ル」と記されている。長兼は七山村の加茂神社の荘官であり、長兼が刀伊賊と戦った所は居住地の近くであろうことは十分考えられる。

注 莊官ハ莊司ともいう。莊園の管理者をいう。

刀伊賊の侵寇を受けた我が国の被害は甚大であった。

志摩郡 被殺害者一二人、被追取者四三五人、牛馬七四疋頭

早良郡 被殺害者一九人、被追取者四四人、被切食牛馬六匹、牛一〇頭、馬九疋

怡土郡 被殺害者四九人、被追取者二六人、牛馬三三疋頭

能古島 被害九人、駄四四疋、牛二四頭

彦岐 守藤原理忠被殺害、被殺害一四八人、被追取女等二三九人、遺留人民三五人(諸司九人、郡司七人、

百姓一九人)

対馬 銀穴焼損云々、被殺害者一八人、被追取者一一六人

上県郡 被殺害者九人、被追取者一三二人

下県郡 被殺害者一〇七人、被追取者九八人(外に三八二人は内容不明)、焼亡住宅四五宇、賊に被切喰牛馬一

九九疋頭 (『小右記』より抜粋)

土着の武士、刀伊
撃退の主力となる

この事件後、半島からの大規模な侵寇は文永、弘安の役（元寇の役）まで記録されていない。まさに刀伊侵寇は未曾有の国難であり、それに立ちはだかつた者は律令制による官兵でなく、すべて北九州一帯の豪族を中核とする私兵であり、その首領の多くは官吏として九州に下つて来た大宰府や国府の役人で任を終えたあと土着し土豪化したか、その未裔の者たちであった。

時の大宰権帥藤原隆家の子孫も九州に居を構え、菊池・草野・高木・竜造寺などの有力武士となり、前少監大藏種材も七十歳を越える高齢にもかかわらず出陣し、この戦いに武名をあげたが、その子孫には、原田・秋月などの武將となり、活躍して武門の名を高めていった。

前肥前介源知についてはその後の確かな記録はない。当時の事情からして国府の介は中央政府にあつた者が見だん、前肥前介源知についてはその後の確かな記録はない。当時の事情からして国府の介は中央政府にあつた者が見だん、源知の介として赴任する者が多く、源姓の皇系の者で諱が一字の者は嵯峨天皇の系譜と考えられているので、源知も嵯峨天皇につながりをもつものであつたらうか。

注 見任の介。現地に赴任する介職（次官）。

源知と中世に入つて頭角を現わす松浦党との結びつきについては、いろいろの立場から研究が続けられているが明確な答えを出すまでにはなっていない。しかし、松浦郡という広範囲な地域に勢力を伸ばたとされる松浦源氏（松浦党）が党祖松浦久一代にして確立されたとは考えられず、松浦久以前に松浦久と何らかの結びつきのできる土豪が存在し、それを継承することで松浦党が歴史上に浮かび上がったと考えられ、その一人が源知であろうと研究者は推測している。源知と松浦党の成立については後に述べることにする。

第七項 松浦党

一 松浦党の発生

一字諱の源氏の武士、松浦に定着す

平安後期から戦国時代にいたる五百七十余年間、筑前糸島郡（現福岡県）から壱岐・五島列島まで、東西約一四〇〇、南北一〇〇〇におよぶ九州の西北部の松浦郡に、そこを本拠とした源姓一字諱を名のる松浦一族が繁栄した。この一族の武士達は南北朝時代、各自の所領、権

利を保持しながら、「一揆契諾」による自治制をしいて行動した武士団として知られ、朝鮮半島、中国大陸にも侵寇した倭寇の異名でも知られ、その水軍の活動は特に注目された。

源姓一字諱は嵯峨天皇（八〇九―八三三）が第六王子以下十六人を臣籍に下した時与えたものだが、歴代源姓一字諱を名のつた松浦一族が必ずしも嵯峨源氏流ばかりであるとはきわめて困難であるともいう。

文献上肥前国に關係のあつた嵯峨源氏流は、肥前守源浮（第一五王子源定の孫）、肥前守源聞、前肥前介源知があり、このほかに宇野御厨別府の贄人源順があるが、肥前国とは直接の關係はないともいう。この中で肥前国松浦に土着したことが明らかなのは、前肥前介源知だけだが、嵯峨天皇のどの王子とのつながりがあるかは明らかでない。

前肥前介源知が活躍した寛仁三年（一〇一九）から八十三年後の康和四年付の『石志文書』には、松浦源氏の始祖といわれる宇野御厨野檢校散位新太郎大夫源久の存在が記されている。『石志文書』二十八通は、現在平戸松浦史料博物館に所蔵されているが、紙背に「此の正本等は京都に持参の間、長途の怖畏無きに非ず、後証の爲め

校正を遂げらる可き由、石志源三郎照てらこれを申すに依り、其の沙汰有る所也。康永四年（北朝「一三四五」十一月十二日、沙弥 花押」と、当時の九州探題一色道猷の署名があり、正文を写したというものである。

源久ひさしの存在を示すものは『石志文書』中に三通ある。しかし、この三通は正文でないこと、文書の書き方などに疑義があり、偽文書視されていたこともあったが、『松浦党祖考』（古賀稔康著）には信頼性が高いことを立証している。源久が実在の人物であることは『石志文書』で確かめることができるが、嵯峨源氏流であることの疑問が解決したとはいえない。

『松浦家世伝』は平戸松浦家が江戸後期から明治初年にかけて多くの旧記、古文書、諸家系図を集め、検討整理して、源久は嵯峨天皇の王子源融とらむの後裔渡辺綱つなの末裔えいと、次のような系譜を作成している。

〔松浦家世伝系譜〕

嵯峨天皇—源融—昇—仕—充—綱—授奈古屋—泰—久松浦新太郎・北面・延久元年下居肥前松浦郡因氏
宇野御厨檢校・檢非違使・從五位下・称大夫判官
康平七年生撰州渡辺・久安四年九月十五日薨

とある。

源融は左大臣になった人物で河原大臣として知られ、綱は源頼光の四天王の一人として物語の主人公として知られている。綱は撰津の渡辺庄（莊園としては存在しない）を本貫地とする渡辺党の始祖とされている。渡辺党は撰州を中心に広がり、その流れをくむ者は武蔵・尾張・山陰の各所に勢力

を伸ばしている。

源久が嵯峨源氏流とした『松浦家世伝』の根拠は洞院公定（一三四〇〜九九）が南北朝後期着手し、三条西実隆

らによって室町期に完成した『尊卑分脈』によるものと思われる。『尊卑分脈』には、



となっている。

しかし、『有浦文書』の「松浦先祖代々末流次第事」には松浦源氏が出自を忘失したらしく始祖源久以前の事については何ら触れていない。

『有浦文書卷三』

「注進 松浦先祖代々末流次第事

源大夫久、其嫡子二原ノ太郎持、其嫡子二原ノ次郎高利、其嫡子二原ノ太郎納、其嫡子二牟田部四郎教、其子女二人在之、

二郎石志源三郎大夫増、其嫡子二新太郎別当好、二男石志源次郎致、其嫡子仁波多源太巧、其嫡子仁波多源二郎高、

三男荒久田四郎公文聞、其嫡子二源八並、二男壹岐権介鎮、三男御厨四郎大夫直、四男六郎馮、

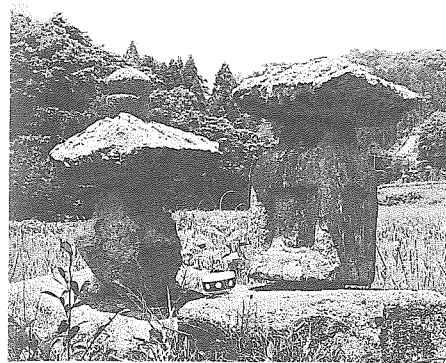
四男神田五郎広、其嫡子二三郎別当房、五男庄崎五郎高、

五男佐志六郎調、其嫡子二佐志太郎撰、死去以後、撰乃妹二荒久田六郎馮ニ相具シテ、其嫡子二佐志次郎勤、二男値賀四郎となむ、勤か嫡子二佐志源二拳、其嫡子二佐志源二郎扇、

延応二年（一二四〇）戒六月廿五日 注進之

これは佐志一族（松浦庶子家）が肥前国衙か肥前守護所を通じ鎮西探題奉行所に提出した注進文書の写しと思われる。ただし、年号については誤りがあり、おそらく「正応元年（二二八八）戊子」が正しいものと思われ、後年転写のとき誤りをおかしたものと思われる。この文書は書式が『尊卑分脈』以前の形式であり、おそらく原本は鎌倉末期のもので、南北朝以後必要があつて転写されたものであろう。

このほか、源久ひさしに関する系譜は数多くあるが、いずれも嵯峨源氏流さかとしながらも、系譜が一致しない。おそらく『尊卑分脈』を基調としながら自家に伝わる伝承、記録を挿入しながら後年作成されたためであろう。参考までに、他の系譜を載せる。（四三〇頁参照）



松浦久（源久）の遙拝塔と伝えられる石塔、お久様（唐津市千々賀甘木谷）



源久の墓塔（長崎県松浦市今福町苑陵寺）

渡辺綱の鎮西下説

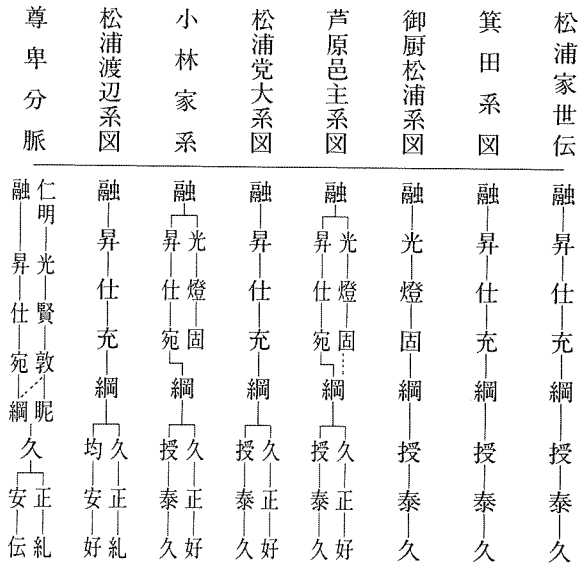
松浦党始祖源久の出自が嵯峨源氏流であるとす
る根拠が『尊卑分脈』にあることは、さきに指
摘したが、それを増長させたのが渡辺綱つなの鎮西下説である。江戸時
代に書かれた『前太平記』によれば、正暦二年（九九一）源頼光よりみつは肥前
守に任ぜられ肥前国に下り、この時渡辺綱も同行し、松浦の地に来て
筒井村（伊万里市波多津町）に居館を構えた。また、一説には波多城（北
波多村稗田）にもいたという。また『大宰管内誌』には呼子町加部島の
田島神社のことに關して「源満仲みちなか崇敬あつ特に篤く幾多の祭田を寄進せし
が、其の子頼光肥前守に任ぜられ、貞元二年（九七七）当国に下向する
や、父満仲の命により社殿を造営し石鳥居一基を建立せりと伝ふ」と
もある。しかし、源頼光が肥前守に任ぜられた記録はなく、頼光が備
前守に任ぜられたことが誤つて伝えられたものと思われる。この頼光
の肥前下説で田島神社の鳥居が源頼光の寄進したものと信じられ、鳥居の柱石にもそのように記されている。

『松浦諸家系譜』には綱には二人の子がいて松浦に居住したとされ、長男久は筒井館にいて筒井源大夫と称し、
次男授は奈古耶次郎大夫と称し名護屋（鎮西町）にいて、本貫地である撰津渡辺に行き来し、のち、京に帰り従五
位下内舎人うしろとがに叙任された。さらに授の子泰は滝口大夫と称し後三条院に仕え北面の武士になった。泰の子久（党
祖久）は再び鎮西に下向し、松浦にいつき松浦党の始祖となったとある。



源頼光寄進と伝える田島神社の大鳥居（呼子町加部島）

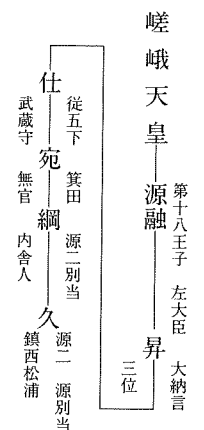
松浦諸家系図対照表 (実線は血統、点線は養子を示す)



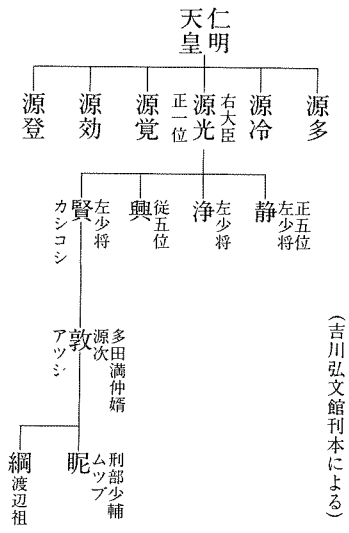
注 松浦党諸家系図三十余種のうちの一部を掲げた。

尊卑分脈

(1) 嵯峨統源融系綱系図



(2) 仁明統綱系図



(吉川弘文館刊本による)

一字諱の源氏、松浦久以前に土着す

源久が松浦の地に勢力を伸ばす以前、中央では藤原一族が権力を支配し、中央で志を得られない中下層の貴族たちは地方に下向して、その地で地位をしめ、任を終えても土着する者が多かった。中には任期中の権力を悪用し、無頼の徒の首領となる者もあった。

このころ、官兵の制はあつてないような状態で、荘園や土豪は治安のため、私兵を置くか、一方の無頼の徒の首領に保護を頼むかするほかないありさまで、官衙としても、下向貴族やその子弟の処遇には困っていた。『日本三代実録』には元慶五年(八八二)大宰府は肥前国の解により、報符を待たずして班田を行ふことを請い、また、管内諸国秩満解任の人、王臣の子孫は、前司浪人を論ぜず、営田数に準じ正税を班給し、公営田を佃させること請い、許されていることを記している。このことは中央からの下向をうながすことになり、彼らの子孫は次々に土着し、勢力を保持することとなつていった。松浦地と関係の深い者として松浦源氏のほか、五島の青方氏・宇久氏・大島の大島氏・浜玉町の草野氏・武雄の後藤氏なども中央貴族が九州に下向し、その子孫が土着したのに始まるものであつた。

注 秩は官職の任期のこと。

営田は古代土地制度の呼称。公営田、私営田の区別がある。

班給は分配。

佃は古代一般に耕作する田。また荘園内の直営田のこと。ここでは直営田にすること。

さきに記述した刀伊の侵寇の時活躍した前肥前介源知も中央から下向した皇系の貴族であると思われるが、問題となる人物。知が松浦の地に居住し、武力をもつ武士団の首領であつたことは疑いないが、なぜかその消息はつきりしないので松浦源氏の発祥と結びつけて研究の対象となつていない。

この刀伊の侵寇に源知と一致して刀伊を撃退した七山の賀茂(加茂)神社の岡本氏も京都下向の賀茂氏の末裔とされ、今日までその血脈が残っているのにたいし、それより巨大な力を有していたと思われる源知が、一代限りで歴史から消えたとは考えられないことであるといわれている。

松浦諸家系譜を見ると渡辺綱が松浦の地に残した二子の一人に渡辺久(源太)久がいるが、この久について久は実は源知の身代わりで、知を誤り伝えられたとして

①後代古譜図原本の「知」の文字が虫食い、または破損などのため「久」と誤り読まれ、新たに書写するに当たって「知」を「久」と書きあやまった。やがて原本はなくなり、その時点で「源知」は消滅し、「源久」が新たに誕生した。

②源知家の草書体で書かれていた譜図または文書類がある時期、なんらかの理由でなくなり、伝承によって源知を祖とする文書が作成された。その際、「知」が草書体で書かれたのを後代の人が「久」と誤読し、以来「久」を祖とするようになった。

③新党祖久(宇野御厨檢校散位新太郎大夫源久)は「尊卑分脈」にのる嵯峨源氏流渡辺「久」と同名であることから、松浦源氏は綱の流れではないかと考えられた。

④鎌倉後期ごろ源大夫以前の系譜はまったく忘れられ、松浦源氏の祖と同じ嵯峨源氏流渡辺綱に結びつける説が流布された。などが原因となり、遂に綱の子渡辺久に結びつくようになったという歴史研究もなされており、古文書学からみても、「知」「久」の草書体は酷似しているため、「知」を「久」と誤読、誤写することもありうると、述べる古文書学者もいるという。

とにかくも『松浦家世伝』にいうように、源大夫久が下向して一代で現在の東西南北の松浦郡の広域を支配す

るほどにはなりえないことであり、源大夫久の前に同族と思われる源知のような武士が存在していて、それをなんらかの形で継承していったものであろうと考えられている。

一字諱・三ツ星紋使
用は松浦源氏の特権

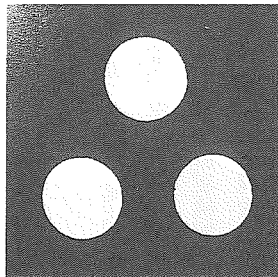
次に鎌倉、南北朝時代にかけて松浦党の武士達が自らの出自についてどう認識していたかについて、『大河内文書』中に次の断簡(断簡三〇)がある。意識すると、

「次に関東御教書と号し、所進状の如くんば、松浦党清、披、圍、重平、知と等々。之に依り高通は松浦なりと等々。此の条、重平の所領津吉伊万里浦は松浦の内たりと雖ども、(重平)の其の身は一族に非ず。所領に就いて名字□は一紙に載せられると雖ども、性(姓)は松浦の間に非ず。二字が実名也。彼の御教書許りに就き争でか一族たるの由を掠め申す可けんや。就中彼の御教書案は、高通の祖父高真(如覚)出帯の間、先年御沙汰を經られ、高真に私に三星文(紋)を用いるを停廢の御下知を勸録される」(以下略)

この断簡は前後が欠けていていつのものか明らかでないが、他の文書と勘案すると暦応二年(二三三九)以後、大川内掃部助覚が伊万里弥二郎高通を相手にした陳状であることがわかる。

これによると、津吉重平は正治元年(一一九九)、松浦党の清、披、圍、知と共に將軍頼家の安堵状を得たが、彼は松浦党の一員ではない。彼の実名は二字名であることがなによりの証拠であり、そのときの御教書を持っているからとしても伊万里弥二郎高通の松浦党の一員という理由にはならない。また、先年、高通は三星紋を勝手に使用してはならないとの御下知を受けている。以上のことから高通は松浦党の一員としての資格がないとべていいる。

これによっても、松浦党の武士は一字の諱を松浦党の誇りとし、三星紋を松浦



松浦源氏の三ツ星紋

源氏の血脈の印としていたことがわかるが、この二つの条件が嵯峨源氏流の印であることをどれほど認識していたかについては明らかでない。

松浦党祖松浦久

の実像と虚像

『松浦家世伝』は始祖源大夫久について、「松浦公。諱は久。松浦新太郎。北面。延久元年（一〇六九）肥前松浦郡に下り居る。因て氏となす。宇野御厨檢校。檢非違使、從五位下。因て大夫位下」は『石志文書』「康和四年（一一〇二）八月廿九日付三男勝への讓状および同年九月廿三日付同人への処分状」による。「新太郎・北面」は同文書保延三年（一一三七）付の『藤原種時注進状』。「久安四年九月十三日薨」は『長尾日記』によると一致を付している。

注 攷ニ考え、校と同意義。

しかし、『松浦家世伝』にいう源大夫の肩書や鎮西下向が必ずしも正確であるとはいえないと『松浦党祖考』（古賀稔康著）に記されている。たとえば延久元年（一〇六九）鎮西に下向し宇野御厨庄檢校に補されたとすれば彼は満五歳で、父泰が滝口の武士であれば当時の父の身分からして從五位下に叙される例は他にない。しかし、一字諱であり、三星紋を用いたとされるので、彼自身、嵯峨源氏流であることを知っていたと考えられる。

源大夫久が宇野御厨檢校であることは『石志文書』の康和四年（一一〇二）八月二十九日付、宇野御厨檢校散位讓状等によって確かめることができる。宇野御厨は従来下松浦全域とされてきたが、この地域に点在した「御厨」であったとするのが妥当である。「御厨」とは皇室、神社、仏閣に海産物等の贄物を貢進する莊園で宇野御厨も贄物貢進地であった。宇野御厨がいつ定められたかは明らかでないが、寛治三年（一〇八九）付の平安遺文によつて、少なくとも九〇〇年代中期ごろには成立していたといえる。しかも、源大夫久の孫で本家を継承した源四郎

大夫直は御厨執とされているが、『皇太神宮儀式帳』によると「太神宮に御贄を貢進する御厨の贄官を執行と云う」と説明されているので直は御厨の莊官であったことがわかる。なお、宇野御厨は大宰府の御厨であったことは『御厨と在地領主』（戸田芳美著）において明らかにされている。

また、檢校は莊官職であり、これまで源大夫久が宇野御厨の領主であるかのような史書もあるが、本家はあくまでも大宰府と考えられる。

しかし、彼が支配していたと推定される宇野御厨内の地は、他の莊官の所領に比べて群を抜いている。諸書は久の遺領を嗣いだ源四郎直およびその四人の子の所領からさかのぼって推定しているが、それによると、山代浦、今福浦、志佐浦、田平浦、福島、鷹島、青島など伊万里湾内諸島、それに平戸島、黒島、度島、班島などの浦々にも及び、これを源大夫一代で支配するということは当時の政治情勢からは不可能で、彼の家が代々開發領主として所領の拡張に努め、源大夫久の代まで受け継がれてきたと考えられている。

上松浦まで及んだ

松浦久の支配権

しかも、彼の支配権は松浦莊が設定される上松浦にまでも及んでいることが康和四年（一一〇二）の三男勝への讓状などを知ることができる。

康和四年（一一〇二）、源大夫久は三男へ次のような讓状ならびに処分状を与えている。

『石志文書』

「読み下し」

(1) 宇野御厨野檢校散位讓り状

「讓り与う」

三男源勝へ

在松浦郡の田島、桑垣、船木山、投（毛が脱字か）等の事。

波田浦。石志は万町の南繩手を限る。嘉部。土毛区。大河野道より貴子山に到る船山たる可し。

右件の所々は、久が非常の後の相論を停止せんがために、存生の時に譲り与え賜ふの状也。仍つて定め行う所の如し。

康和四年（一一〇二）八月廿九日

宇野御厨野檢校散位 在判

注 繩手はあせ道・たんぼ道。

(2)散位源処分状

「処分

三男 源勝に宛給す田地の事。

波田浦

四至、東は貴志山を限る。南は山を限る、西は榎本里十八の坪。南里の外の北繩手を限る。北は判比里十七の坪の北繩手を限る。

船山

四至、東は大河野道、貴志多気を限る。西は八田津越え道を限る。

石志浦

四至、東は万町の田の西繩手を限る。南は石隈塘を限る。西は諸隈松を限る。北は川を限る。

神戸島、鞍（鞍の誤記か）の浦

右は久が非常の後の相論を停止せしめんがために存生の時に処分すること件の如し。

康和四年九月廿三日

散位 源 在判

二男散位 源 在判

注 四至は所領地域の東西南北の境界をいう。

松浦久の譲

り状の事情

右の二つの譲り状・処分状については、同じ内容が二つ、しかも同じ年に書かれ、書式も同時代のものとは違っていることなどを根拠に偽書のおそれありと指摘する人もあるが、文中の「久非常の後の相論を停止せしめんがため」を重視して検討すれば、重要史料であることは疑う余地がない。久がいう「非常の時」とは何を指すかについて『松浦克祖考』（古賀稔康著）において、この年おきた源義親追討事件を指すとされている。

この年、朝廷は源義家の次男（嫡子）対馬守義親追討の宣旨を大宰府に下し、九州の軍勢を動員して対馬に発向させた。追討軍が何月何日、どこを発船し、対馬にたてこもった義親をいつ逮捕したかなどの具体的な内容は明らかでないが、古来、杵岐・対馬渡航については「杵岐の島は肥前の国を味旦（夜あけ前）に発程し夜に入りて岸に着く。対馬島も杵岐島と亦之の如し。其の潮落、潮来は他の処に似ず、而して陸地の人民は波の程を詳らず。故に薄没（難破沈没）踵を連ね、溺死絶えず」（『三代実録』）という難所で、渡航するだけでも生命がけであり、まして相手は世に知られた豪の者で、出陣にあたった兵は重大な覚悟を決めていたはずである。源大夫久は檢非違使の職にあり、宇野御厨は玄界灘の要所にあり、当然源大夫久は玄界灘の気象、海況を知りつくしており、義親追討に起用されていたはずで、彼の出陣は必然だったと思われる。

源大夫久の出陣は彼にとつて非常の時であり、彼は重大な決意をもって追討に向かったたであらうし、そのためにも後顧の憂いをはらう必要があり、急いで譲り状を書き、それを補足する必要から一カ月ほどしか経ていないが処分状を書いている。つまり、この二つの書状は戦陣において書かれたもので、本物であると考えてさしつかえないとみられている。

二 松浦荘の変遷

松浦久が三男勝へ渡した譲状などの文書により源大夫久は宇野御厨地域外で、しかも別の荘園が立券された上松浦地方まで支配権を有していたことがわかる。

上松浦に設けられた松浦荘は筑後守（または肥後守）大江国兼の私領地であったとされている。大宰府資料に永保三年（一〇八三）の大宰府安楽寺『草創日記』に、「浄土寺東堂四寺辰巳角 白河院。永宝（保か）三年寄進肥前 辛津庄百五十丁二百六十歩丁か 三昧六口アリ」とある。この日記の辛津庄を幸津庄とする定説が従来認められてきたが、幸津庄の広さは別資料によれば五十町ほどの広さにすぎず、字体から幸津庄とも読め、その広さは『河上神社文書』の正応五年（一二九二）八月十六日の河上宮造管用途支配惣田数注文の松浦西郷元四百十町に合致するので「辛津庄」が存在したとも考えられる。国兼の子国通が鳥羽院序下文を申し請うて松浦荘を立券したのは保延五年（一二三九）であるが、それ以前から大江氏の私領であった。（第二項肥前国の荘園・松浦荘参照）

大江国兼は藤原氏の出自で大江氏を継いだとされるなど、関係系譜はまちまちであるが、源大夫久と前後して九州に滞在している。彼は大宰大式から大宰権帥ごんざちとなった藤原長実の目代めだいとなり、遙任ようにんの長実に代わって大宰府の在庁官人らを指揮して府務をとっている。『中右記』長承元年（一一三二）十一月二十三日のくだりに「人々訪」の中に「筑後守国兼国綱三定花四帖」とあるが、この筑後守と大江国兼は同一人物であると思われる。また、子の国通も

大宰権帥藤原頼頼の目代で肥前守を兼ねて在府している。したがって、親子は二代にわたり大宰府の実権を握り、大宰府の権威を活かして私領の取得、開発領主として私領の拡大を図ったものと思われる。

大江国通が立券した松浦荘は、その後、国通の娘大江氏が伝領し、三代を経て平政子が譲得し、「御勢に募らんとするために」安元元年（一一七五）のころ、政子はこれを建春門院に寄進し自分は預所となっている。建春門院は平時信の女滋子、後白河天皇の後、高倉天皇の生母で承安三年（一一七三）最勝光院を建立している。建春門院は安元二年（一一七六）に崩じたので、平政子はさらにこの地を最勝光院に寄進し、預所職はひきつづき留保した。

注 目代＝平安、鎌倉時代、国司などの代官をいう。

遙任＝平安時代、国司に任命されても任地に行かず、その得分を得ていたこと。現地に赴任した国司は受領と呼ばれた。

その後の松浦荘の伝領関係は不明な点もあるが、後白河法皇は建久三年（一一九二）御領の処分を行なわれた。その時松浦荘は法皇の皇女宣陽門院に与えられた長講堂に組み入れられている。なお、長講堂はその後、一時鳥羽上皇の管領下にあり、承久の乱（一二三二）後幕府が没収したが、間もなく本主宣陽門院に返されている。

最勝光院領は承久の乱後一時幕府に没収されたのち、大覚寺統に伝領、正中元年（一三二四）寺院ともに教王護国寺（東寺）に寄進されていた。

そして、その翌年三月付の『最勝光院領年貢散状』（東寺文書）には次のような記述がある。

「肥前国

一、松浦庄 領家菅三位

本年貢米五十石、綾被物一重、七月御八講料近年所_レ濟代錢三十貫文、但文永七年以来、寄_三事於_二蒙古人_一、全分無_レ所_レ濟、而弘安三年十五貫文濟_レ之、近年一向無_レ之」

これにより、松浦荘はこの時最勝光院領であったことがわかる。したがって、建久三年(一一九二)長講堂領に組み入れられていた松浦荘はその後再び最勝光院領とされている。その間の事情は明らかでないが、応永十四年(一四〇七)の『長講堂御領目録』中の丹波国和久庄に関する注書に「肥前国松浦庄替」とあるので、鎌倉期のあつた時期、庄の交換が行なわれたと思われる。

松浦荘の領域については治承二年(一一七八)二月日平政子解状によると

「限_二東松浦河并東郷界山、限_二西木須領并波多津西崎、限_二南大瀬并杵嶋庄堺、限_二北海并加々良嶋_一とあり、一荘園としてはきわめて広大であつた。

三 源大夫久の上松浦の支配範囲

松浦久の所領 『石志文書』中の源大夫久の三男勝に対する讓状で讓つた所領のほとんどが松浦荘に含まれる地域であることは前記の松浦荘の変遷で理解できる。これは大江国兼らが私領とする以前から、嵯讓与の状況

峨源氏流の者どもが土着し、その力をもつて次第に開發を進め、つぎつぎと支配を拡大し、領地保全のため国兼らの権門に寄進していったと思われる。そして大江氏は松浦荘を立券し本家、領家としての権利を保有し、土着の者は職名は違つていても莊官として身分と権利を保ち続けたと考えられている。

源大夫久は宇野御厨庄、松浦荘を基盤に松浦郡の広大な地域を梶谷城(松浦市今福)に居を構えながら支配し、自分の子女に分割して所領を讓つている。源大夫久の子女について『松浦家世伝』は直・持・勝・聞・広・調の

六子と養子高俊を系譜に登載している。

實際の讓状は康和四年(一一〇二)に三男勝に与えたもののほか現存しないが、当然他の子にも所領を分与した讓状があつたはずと考えられている。

このなかで、総領家として源大夫久の根拠地を与えられた直は系譜上は嫡男とされているが『石志文書』によると嫡男は与であり、『松浦家世伝』は「嫡男与」は「嫡男押」の誤写と述べているので源大夫久の嫡男は押となる。なぜ押が系譜に載せられなかつたかという点、嫡男押は家督を継ぐ前、源大夫久に先だつて死去したため、押の子に相当する源四郎大夫直が押の跡を嗣いだと考えられている。

源大夫久の子女について記載したものと最も確かなものは『石志文書』の源大夫久の三男勝への讓状と処分状であることは前述したが、同文書中の保延三年(一一三七)付の田畠渡注進文がある。

〔読み下し文〕

「肥前の国松浦西郷大粉村内田畠注進

注進 肥前国松浦西郷大粉村内田畠の事

在

於_二呂田里參の坪漆(七)段、同玖(九)の坪壹段、同里拾の坪肆(四)段、同里捌(八)の坪漆(七)段、同里貳拾漆(七)の坪五段、畠地と宇大区壹所、四至東は田限り、西は大河限り、南は四の坪の繩手限り、北は溝限り、宇居区壹所

右件の田畠は藤原種時が母上手より所(処)分せられた所実也。但し件の所分帳に於ては、松浦郡の白地(畠地)他行(他に知行させている)の間、舅_二宇神崎弥太郎大夫の許に預け置かしむる所也。仍て負物(負債)の代は新

太郎殿の北面に渡進する所也。所分帳に於ては種時行き向いて所進する所也。其の程は後の証文の為注進する所也。敢えて他の妨げある可からざるは一家の長老より在地随近の上下みな知見する所也。就中今明は種時忿劇(多忙)の間、向行の暇不可ず。故に且つうは後日の証文と為して、且つうは負物の利分をも止めんが為めに、謹みて注進する所也。仍て言上件(けん)の如し。以て解す。

保延三年(一一三七) 参月捌(八) 日

藤原 在判

嫡男与 在判

凶師代伴 在判

郡司代佐伯

四男公文源

三男散位源朝臣 在判

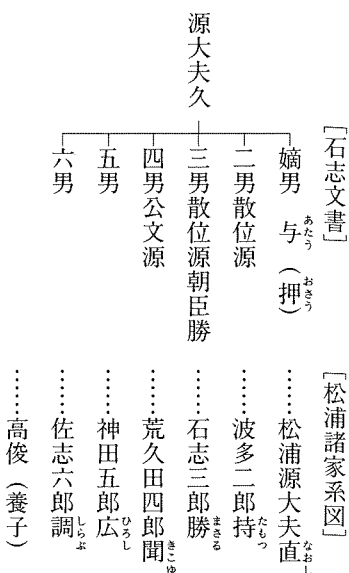
これは藤原種時が新太郎大夫(源大夫久)に対する負債の代物として大粉村の田畠を新太郎大夫の北面(嫡子与)に渡進弁済した証文である。大粉村は現在の北波多村大杉に比定され、石志浦と波多浦の間、波多川(須恵川)沿いにある。

この文書とさきの石志勝に対する讓状などから、源大夫久の子女として、嫡男与(押)・二男散位源・三男散位源朝臣勝・四男公文源の存在を確かめることができる。しかし、松浦諸家系図には右の四子のほか、神田五郎広、佐志六郎調がのっているが、これらの文書には記されていない。

『石志文書』と『松浦諸家系譜』を比較してみると、大きな違いは後者についている神田五郎広と佐志六郎調が前者にないことである。これは『石志文書』が作られた時点で、広と調は若年で除外されたとも考えられるし、また、広と調は源大夫久の家にたいして継承の権利を持たない立場にあった。つまり、同じ源氏流の家柄であったが別家であったとも考えられる。この考え方は源大夫久以前に嵯峨源氏流が繁栄していたと考えれば合理的である。

松浦久の二男持は波多氏の祖か

また、『石志文書』中の二男散位源を『松浦諸家系図』では波多二郎持に比定されているが、『有浦文書』中の「松浦先祖代々末流次第事」には「源大夫久。其嫡子三原ノ太郎持」と記していることで、持が波多姓を名のったかは疑問であり、さらに『石志文書』では源大夫久が三男勝へ譲り与えた波多浦が、孫彦(まへ)の時の嫡子(きさ)潔への譲与に際しては目録にはないことからして、後世現われる波多姓の家は石志氏の分流の可能性があるとされている。したがって、『石志文書』中の散位源は波多姓ではないことに



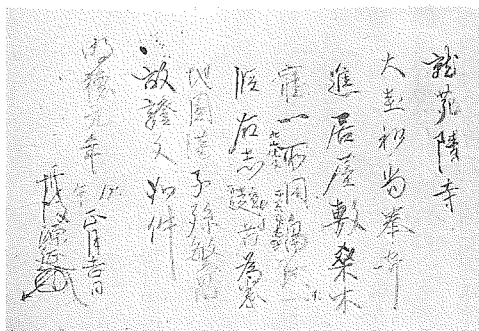
なるが、そうすると『有浦文書』中の「原ノ太郎持」の所在については検討する必要がありそう。同文書には持の後を高利・納・牟田部四郎到と牟田部氏に結びつけている。

四 源大夫久の分脈

下松浦今福浦を本拠に梶谷城に居住した源大夫久は宇野御厨庄と松浦庄の支配権を握り松浦郡の大半と周辺諸島に君臨した。その裏づけとなるものは、そのころ、しきりに渡来した大陸商人との結びつきで、彼は商人らに寄港地の利便をはかり、見返りとして許されていなかった私貿易を行なった可能性はつよく、それで得られる富によりさかんに開発を進めて国主的所領の支配者となったものと思われる。彼は久安四年(一一四八)八十四歳で死去した。『松浦家世伝』によると「昔、梶谷城西側の源大夫久公の館跡を廟寺とした平地があつて、境内に墓所があつたが地滑りのため埋没した」と地元伝承を記している。廟所を天台宗天漸院と称していたが、応永十三年(一四〇六)源久の嫡流松浦丹後守延が曹洞の禅僧大奎を開山として今福町白木免に海晏山宛陵寺を建立し、太祖源久墓を同寺境内に移し、あわせて二代党祖源四郎直の遙拜墓も築き祀つたとある。(『宛陵寺文書』)

宛陵寺は昭和二十九年さらに現在の今福仏坂免に移転し、墓塔も新宛陵寺に移され、旧墓地には基壇のみが残されている。

源大夫久の所領は子女に分与され、その系流は松浦党の脈流として



創建の古さを示す宛陵寺の寄進状。明徳元年(1390=北朝年号) 銘の宗家松浦系四代。丹後権守源延の書状(宛陵寺保存文書=長崎県松浦市今福町)

中世を生きぬいた。その概略を述べる。

〔源四郎大夫直〕

源大夫久の孫、源四郎大夫(源大夫)直は本宗を継ぎ第二代松浦党祖となった。『松浦家世伝』は直を次のように記している。

御厨公。諱は太郎と稱う。兵衛尉に任じ五位に叙し大夫と称す。公、今福加治屋(梶谷)に城す。公中世京師に居る。松浦郡御厨庄田七百五十町、郡の庄ならびに彼杵郡、壱岐の地を領す。松浦公(源大夫)御厨庄を与え公をして家を嗣がしむ。

源四郎大夫直が継承したのは宇野御厨庄一円である。この庄は鎌倉後期の正応五年(一二九二)の河上神社造営用途田数注文によると総田数は三〇〇町歩であり、荘園外に開発領地も所有したことになる。

源四郎大夫直には、『松浦家世伝』の系譜では、公頼・清(松浦源二郎・御厨執行・栄(有田三郎)・遊(大河野四郎)・披(峯五郎)・囀(山代源六)・疆(八並源七)・連(値賀十郎)らの子がいた。

これらの子は成人後、父直の所領、役職を分与され、所領の保全に精を入れるとともに分脈を増やして、同流の者として松浦党として繁栄していくことになるが、関係深い流脈については後述する。

直の血脈について注目すべき事は宇野御厨内小値賀島(現五島列島内)の預所兼地頭職を相伝していた清原是包との関係である。

〔読み下し文〕

この両者の関係については『青方文書』の安貞二年(一一二八)三月十三日付の関東裁許状案で知ることができる。

「(前文省略) 清原三子(直の前妻)が寿永二年(一一八三)三月廿二日、男囀に譲りし状に称う。譲り与う小値

賀島地頭職の事。右は三子^{さんし}が知事せしむ可き島也。其故は是包狼藉を好み民の煩^{わづら}いを致し、高麗船を移すに依り、仁平二年(一一五二)(領家)御勤当を蒙り(小値賀島領所並びに地頭を)解却^{かいきやく}せらるの刻、三子が(是包に代つて)領主となるの間、直^{なむ}は夫婦たるに依り、直に御下文を給い、(同島)知行の処、三子を離別の後、(直が)平戸の蘇船頭後家を相具する間、彼の宋人の子息十郎^{じゅうらふ}連を以て直の子息と称し、(小値賀の所領を連に)譲り与うの条、其の謂^いれなし。(三子として)実子を置き乍^なら、何ぞ継子に譲るべけんや。よつて六郎^{むつらう}團に譲り与え畢^{おひ}んぬ。云々(下略)

清原家は十五代の間、小値賀島の預所兼地頭職を相伝していたが、当主清原是包は乱暴で人民を虐待し、「高麗船を移す」という我が国の文献上最初の倭寇を働き、領家の咎^{とが}めを受け、所職と所領を剝奪^{けだつ}された。そして、同島の預所職は源四郎直に、地頭職は直の妻であり、是包の姪である清原三子(固の祖母)の夫たる間、夫が妻の名代として領所下文を得畢^{おひ}んぬ」とあるので、事実上直が小値賀島の所職を管掌していたことがわかる。

しかし、同裁判状の別の箇所「固^{かた}が申す如くんば、直は清原三子(固の祖母)の夫たる間、夫が妻の名代として領所下文を得畢^{おひ}んぬ」とあるので、事実上直が小値賀島の所職を管掌していたことがわかる。それから十余年後、直は三子を離別して、三子は離別の前後に直の六男團(山代氏の始祖)を生んでいる。直は妻を離別し、蘇船頭の後家を入れる

直は妻を離別し、蘇船頭の後家を入れる

直は三子を離別して、三子は離別の前後に直の六男團(山代氏の始祖)を生んでいる。直は妻を離別し、蘇船頭の後家を入れる

直は三子を離別して、三子は離別の前後に直の六男團(山代氏の始祖)を生んでいる。直は妻を離別し、蘇船頭の後家を入れる

直は妻を離別し、蘇船頭の後家を入れる

直は三子を離別して、三子は離別の前後に直の六男團(山代氏の始祖)を生んでいる。直は妻を離別し、蘇船頭の後家を入れる

直は三子を離別して、三子は離別の前後に直の六男團(山代氏の始祖)を生んでいる。直は妻を離別し、蘇船頭の後家を入れる

直は妻を離別し、蘇船頭の後家を入れる

直は三子を離別して、三子は離別の前後に直の六男團(山代氏の始祖)を生んでいる。直は妻を離別し、蘇船頭の後家を入れる

直が貴種を誇りとした時代に異国人の後家をその子もろともに入籍したのは、後家が美人で利発^{りぱつ}で魅力ある女性であったためかも知れないが、側室の身分を正室にするにはそれだけの理由があったためではなからうか。

蘇船頭は当時松浦地方の港を寄港地として渡航していた宋商人の一人であつて、御厨^{おくり}校源^{けんげん}大夫久、その継承者源四郎大夫直の擁護のもとに、平戸を根拠地として貿易を行なつていたと考えられる。

東支那海を越えての渡航はきわめて困難であり常に死の恐怖にさらされる冒険であつたが、宋商人が、その危険を覚悟して日本との貿易にやってきたのは、それなりの莫大^{もくだい}な利益があつたからであり、彼らの富は巨額なものであつたらうと想像される。また、彼らを擁護する久・直への見返りも莫大で、加えて公^{おみやげ}の交易のみ許されるなかにあつて、久・直の私交易の利益も多大で、この関係で得た財力が所領拡張のもととなつたと考えられる。

蘇船頭の死後、その遺産は当然後家とその子連が受け継ぐはずである。直が後家を側室から正室に直し、その遺子を養子にすることは、とりもなおさず蘇船頭の遺産である船や水夫航海術などとともに交易権が事実上、直の支配下に移ることを意味し、このため直の勢力はますます強くなつていつたと考えられそう。

さて、さきに示した関東裁判許状案にいうように、源四郎直は前妻清原三子の縁によつて小値賀島の事実上の支配権を得たが、知行十三年ののち、さきに没官された清原是包が許されて再び前職に任ぜられた。このことは直にとっては寝耳に水の思いで、なんの失態もなく所領の支配を失うことになり、承知できることでないため両者



五島列島の長崎県北松浦郡小値賀島周辺地図

の間には激しい争いがおきた。そして直の主張は「平家の御時」になって認められた。再び失脚した是包は承安二年（一一七二）平戸にいた直を襲ったが、反対に討たれた。そして直はこの事件の後の寿永三年（一一八四）二月七日、小値賀島を十郎連に譲った。

小値賀島は五島周辺の他の島々とともに遣唐使や大陸貿易船の泊地、避難港であり、直のこの島の領有は対宋私貿易拡大のためおおいに役立った。当時、対宋貿易権は平家の手中にあり、長承二年（一一三三）鳥羽院領神埼荘の預所職であった備前守平忠盛が院宣と称して問官（大宰府の検査官）を経ぬまま宋物を満載した貿易船を領地の神埼荘に回漕させ私利を得た話は知られている。また、肥前国佐嘉荘は平清盛の弟教盛の所領であり、郎党荒木乗親を西国船問職として貿易権を握り、平家の財力を高めたことは『鎮西要略』などで知られている。この平家の貿易に協力したのが源四郎大夫直らの松浦源氏流の武士たちであることは十分考えられ、この時期、松浦源氏の武士たちは平家と密接な関係を保ち、源平の争いにかかわりを持つことになっていったとみてよい。

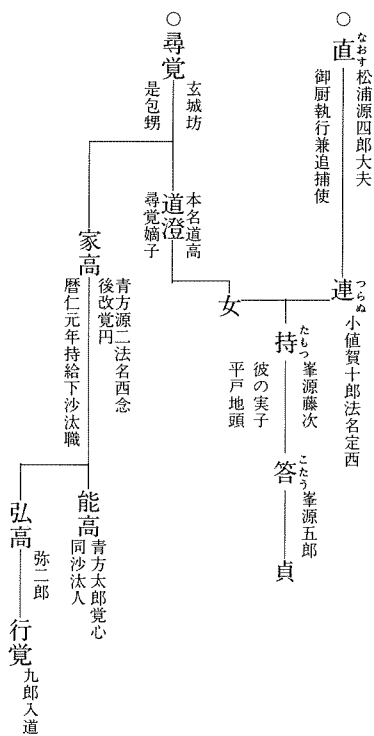
清原是包の死後、小値賀島の支配権は直の手に帰したが、是包は甥の藤原尋覚に小値賀・浦部両島の支配権を譲与しており、尋覚は権利を主張して争うことになった。

源四郎大夫直の小値賀島に対する権利（弁済使と浦部島地頭職）は養子十郎連に与えられた。尋覚は連と長い論争を繰り返して、建永元年（一一〇六）鎌倉下文及び下知状によって小値賀島地頭職を回復することができ、長男通高（直高）に譲り与えている。通高の女婿は峰五郎披で、披の子源藤次は平戸の所領を継ぐとともに十郎連の相続人となり、小値賀島に関する権利を譲られ、また、外祖父の藤原道高の小値賀島地頭職も譲られている。これでは小値賀島に関する争いはやむかに思われたが、道高の弟家高（青方姓を名のる）は青方に居を構え浦部島（中通島）の地頭職を継承し、源藤次持と所領について激しく争った。

また、源四郎大夫直の六男團は母清原三子の継承者として小値賀島地頭職を得たが、父直から山代郷の所領を受け山代氏祖となり、その所領は子の固に受け継がれた。この固も小値賀島に対する権利を主張し、源藤次持と激しく争いを続けていた。

やがてこれらの争いは決着がつき、小値賀島・浦部島の支配権を争っていた藤原氏流の武士（青方家・宇久家）なども松浦源氏流の武士たちの姻族となり、また、屈服することなどで松浦源氏と一体化していった。

参考系譜



源四郎大夫直は松浦源氏の宗家を継承して下松浦一円に君臨し、山代飯盛城、山寺館和田城を築いたとされている。そのなかで、山寺館は伊万里市東山代町川内野山寺山（四五〇）にあり、この山の属する国見連山の西ノ岳一帯は当時牛馬牧とされたと思われ、館跡は約一万七千五百平方メートルに達する広さで、山頂下に源久・

直・清三代の霊を祀った松浦一族の宗廟耶摩山総持寺跡と守護神山ン神社があり、館跡周辺の地に源直夫妻の埋葬墓、源久・源清の遙拝墓といわれるものがある。

源四郎大夫直にはさきに記した八子があったと『松浦家世伝』など松浦諸系譜はのせているが、現存する当時の文献では清・披・囀・連のほかは確認できないので、なお検討が必要であろう。

【波多二郎持】

『松浦家世伝』には源大夫久の第二男と記す。字源次郎・後源源太・大夫・波多に居り因て氏となすと記す。久の所領の上松浦波多郷を与えられ、岸岳城を築いたと伝えられる。同書系譜には戦国末期上松浦の首領となつた波多氏と日在城・獅子ヶ城を居城とした鶴田氏、徳須恵郷の北部に存した鴨打氏の祖と記している。

岸岳城は上松浦の要所にあつて、波多氏が拠る以前にも種々の伝承が伝えられている。『松浦拾風土記』には岸岳に木角という盗賊がすみつき、妖術を使い三千人をこす手下とともに近郷を荒らし回っていた。朝廷は大江山の酒呑童子を退治した渡辺綱の子で武勇の誉れ高い渡辺大夫判官久に命じて、木角を討たせた。久は必死で防ぐ木角を攻めたので木角はもちこたえず岸岳を逃げ出した。久はこれを追い鬼塚の地でその首を打ち取り、捕われていた多くの人民を助けた。この功により久は松浦郡を賜わり松浦武士団の始祖となつたと記されている。

この話は源大夫久の業績になぞらえた話であり、渡辺大夫判官久を伊万里市波多津町筒井に居住したと伝えて

いる某系譜に、渡辺綱の子・筒井源大夫久と記すものもある。

『石志文書』康和四年（一一〇二）九月二十三日付の散位源（源久）処分状によつて源久の二男散位源は上松浦の中央部、岸岳以东の松浦川中流域一帯を所領した人物であると推定されるが、世伝系譜に記す源次郎持が散位源に相当し、岸岳城に拠り波多郷を所領したという確実な文献は見当たらない。（436ページ参照）

『保元物語』の鎮西八郎為朝の二十八騎の一人として松浦二郎がいる。この二郎を源二郎持とする人もあるが問題もあり検討する必要がある。

鎮西八郎為朝

と松浦二郎

検非違使判官源為義の第八子源為朝は乱暴のふるまいのため仁平元年（一一五二）十三歳の時九州に追放された。彼は肥後国阿蘇忠国の娘を娶り、三カ年にわたり軍勢を率いて九州を横行し、攻城すること数十回、負けることを知らず、自ら九州の総追捕使と称して乱暴の限りをつくし、鎮西八郎為朝と恐れられた。

肥前国にも為朝の遺跡といわれる地が数多く残されている。黒髪山における為朝の大蛇退治伝説、駒鳴峠の由来伝説、北波多村志気の御築の関跡、唐津市唐房の鎮西大明神、為朝の館、為朝の墓、唐津市「屋形石」の屋形石の話などである。

為朝の乱行にたまりかねた香椎宮の神人が官に訴えたので、朝廷は久寿元年（一一五四）大宰府に為朝を謹慎することを命じたが、為朝は命に応じなかつたので、久寿二年（一一五五）朝廷は子の罪



鎮西八郎為朝記念塔（唐津湊、厄神社境内）



松浦党党祖・松浦源四郎大夫直の墓碑（伊万里市東山代町山ン寺山）

によって父為義の檢非違使職を解官した。

さすがの為朝もこれには驚き「その儀ならば我こそいかなる罪科にも行なわれんず……形の如く付き従う兵(中略) 松浦の二郎(中略)を始めとして二十八騎ぞ具し」上京した。

このころ、朝廷では後白河天皇と崇徳上皇の対立が表面化し、保元元年(一一五六)七月十一日早暁、上皇の御座所白河院を天皇方の源義朝らが急襲し、上皇方の源為義、為朝らは惨敗し、従者の松浦小次郎は討死したと『保元物語』は記している。

『保元物語』中の松浦二郎を源次郎持とし、小次郎を持つ子波多源太親とする説もあるが、持の年齢を推定すれば、七十歳を超える高齢となり、持の上洛には疑問が残り、小次郎が持の名代として為朝に従って、戦死した可能性がよい。『松浦家世伝』の波多氏の系譜は「持―親―勇」としているが、その末裔については「此間凡百三、四十年闕・嗣未詳」と記している。

いずれにしても松浦源氏流の武士である松浦二郎一族が為朝と行動をとめたことは間違いない。

次に、源大夫久の二男持を波多氏の始祖とするかについては今もって疑問とされている。『松浦党氏の分脈か 研究』に次のような論文がのせてある。

康和四年(一一〇二)九月付源久讓状・処分状によると、波多浦は石志勝が父親源久から譲られているので、同文書に連署した二男散位源(二男源次郎持に比定される)の所領ではない。源勝の裔石志壹は嘉応元年(一一六九)十二月四日付で嫡子石志二郎潔(童名くまいち)に「おおすぎ・とも」「波田ならびに石志区・加部・土毛」を譲っているが、それから三十九年後の承元二年(一一〇八)閏四月十日付、源登・源壹連署石志二郎潔あての二度目の讓状には「石志・土毛」があるだけで「波田・加部」が消えている。つまり、「波田・加

部」はこの三十九年の間に石志氏から離れている。いっぽう、貞応元年(一一二二)十月二十三日付肥前守護所下知状には「壹には嫡男名・見・潔および三女兒があるが、名が夭折したので潔を嫡子とした」とある。(以上『石志文書』)

この記述から見ると波田・加部は壹が三人の女兒のだれかに与え、その娘に二男散位源の男児を迎え波田を本拠として波多家を創設したとも考えられる。次に考えられることは、二男散位源も波田の一部を与えられており、石志氏の所領もなんらかの理由で譲られ、その後波多氏が波多郷一円を所領したとも考えられるようだ。

実際、文書上の波多氏の初見は貞応元年(一一二二)の三十八年後の寛元二年(一一四四)四月二

波多氏の初見

十三日付の関東裁許状にみえる。この裁決状は『山代文書』中にある。その内容は山代家の二代

は寛元二年 固が死去し、所領を妻女(法阿弥陀仏)に譲ったが、妻女は後家であるにかかわらず内縁の夫がある。再婚した妻女は松浦党の慣習で相続権はなくなる。それゆえ、山代家の相続権は先妻の娘(源氏女)に移り、

娘の子が正統相続者であると訴訟をおこした。 この訴訟は約二十年間にもおよび、最後に松浦党関係武士が証人としてよびだされ、それぞれの立場から証言をしている。結局、妻女(法阿弥陀仏)に内縁の夫がいるということはうわさにすぎないとの結論に達し、先妻の娘の訴えはとりあげられなかった。

この証人の一人として「波多源三郎入道」が記されている。この人物は寛元二年(一一四四)壹が子潔に譲り状を書いたときから三十六年後にはじめて波多姓の武士として記録に現れ、この波多源三郎入道が石志氏の娘婿である可能性がよくなっている。

源次郎持について興味ある譜図が『有浦文書』にある。

〔注進〕 松浦先祖代々末流次第事

「源大夫久、其嫡子二原ノ太郎持、其嫡子二原ノ次郎高利、其嫡子二原ノ太郎納、其嫡子二牟田部四郎教、其子女二人在之。」

二郎石志源三郎大夫増、其嫡子二新太郎別当好、二男石志源二郎致、其嫡子二波多源太巧、其嫡子二波多源次郎高（以下省略）

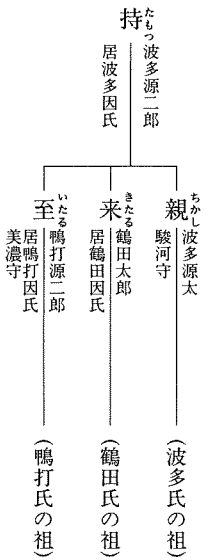
右の譜図が源久の二男持を「原ノ太郎」とし、持の嫡子原ノ次郎高利を牟田部氏の祖としている。また、波多氏を石志氏の分流としているのは正しい。この譜図は正応元年（二二八八）戊子の年に作成されたと思われる、全文が正確とはいいがたいが注目に値する譜図とみられている。

以上のように、『松浦家世伝』にいう波多持の始祖としての位置づけには疑問をなげかけている。原姓を名のる松浦源氏流の武士は他の文書からは発見しにくい。ただ、原ノ太郎持の子孫が牟田部氏の祖としていることは、『松浦家世伝』が源久の養子高俊が牟田部氏の祖であるとしていることと対比させてみると、原姓の武士の本拠が比較的平地の多いところであり、つながりがあるのではないかと思われる。なお、原ノ太郎流が『保元物語』に記す松浦二郎一族であれば、平家が栄えたときは平家に反逆した者として追放の憂き目に遭って世に隠れて暮らさねばならなかったであろうし、後述のように、それに反して平家の忠実な郎党として活躍した

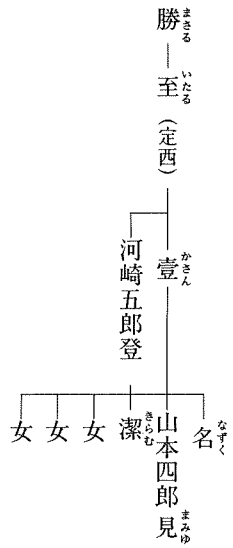
注進 松浦先祖代々末流次第事
源大夫久、其嫡子二原ノ太郎持、其嫡子二原ノ次郎高利、其嫡子二原ノ太郎納、其嫡子二牟田部四郎教、其子女二人在之、
二郎石志源三郎大夫増、其嫡子二新太郎別当好、二男石志源二郎致、其嫡子二波多源太巧、其嫡子二波多源次郎高、
三男荒久田四郎公文聞、其嫡子二源八並、二男意岐藤男六郎馮、
四男神田五郎廣、其嫡子二三郎別當房、五男庄崎一五

注進 延応2年(1240)6月25日付の注進状(『有浦文書』先祖の代々説明の一部)

松浦高俊(世伝では牟田部氏の祖としている)が脚光を浴び、原姓の所領を受けつぐことも考えられるので、原ノ太郎持流に高利と記される可能性もありうる。結局、『石志文書』康和四年(一一〇二)の源大夫久の石志勝への讓状、処分状に連署した二男散位源は『松浦家世伝』の波多持に比定できるが、波多郷を所領して波多姓を名のったかは疑問であり、後世岸岳城に拠り波多姓を名のったのは石志氏の分脈であるといわざるをえない。なお、松浦諸家系譜には持の血すじとして、次のように記している。



〔石志源三郎勝〕 『石志文書』によると、源三郎勝は上松浦の石志を本拠として、石志・波田浦・嘉部(加部島)・土毛(大友・小友)を父源久より譲られた。そのあとの継承を示すと



勝の所領は壹までは変わりなく譲られたが、壹により嫡子として石志本家を継いだ潔には、『石志文書』の承元二年（二二〇八）閏四月十日付の讓狀によれば、勝の所領中から波田浦・加部島が除かれていることは前述したとおりである。石志氏は元寇・南北朝期に活躍し、その分脈に黒川氏・清水氏・川副（川添）氏がある。

〔四男新久田四郎聞〕 『石志文書』保延三年（一一三七）付田島渡進注文に署名した「四男公文源」にあたる。聞は莊の公文職を帯びていた。『松浦家世伝』系譜には「新久田四郎、公文職、叙五位、称大夫居新久田因氏、後徒壹岐」と記す。新久田は荒久田とも書く。現在の伊万里市南波多町一帯をさす。井手野の荒久田城にたてこもるが、のち父の所領壹岐に本拠を移し、子孫は土着をしたと伝えている。『荒久田系譜』によると、聞の子壹岐権守鎮は吉永・牛方の祖となり、吉永氏は鎌倉期壹岐管城惣檢校職となっていた。

なお、『有浦系譜』によれば聞の子馮は佐志家を継ぎ佐志氏を称している。また、松浦諸系図には聞の子孫として井手氏を記している。

〔五男廣〕 『松浦家世伝』系譜は「神田五郎、居神田因氏、永久二年（一一一四）生、建久四年（一一九三）三月廿五日卒」と記す。唐津市神田を所領とするも源大夫久の石志勝への保延三年（一一三七）の注進状には連署していないことは前述した。このことについては『松浦党武士団一揆の成立』（古賀稔康著）で、神田広が源久の子ながら、源久家と並列して上松浦に以前より存在した神田家に入って家を嗣いだか、源久の娘が神田家に嫁ぎ、神田広が源久の養子として扱われたかであろうと述べている。

『唐津神社の縁起』によれば唐津神社は天平勝宝七年（七五五）唐津大明神の神号を賜わった。文治二年（一一八六）唐津神社を創建した神田宗次を二の宮の祭神として祭ったという。以後、神田氏の産土神として崇敬されている。

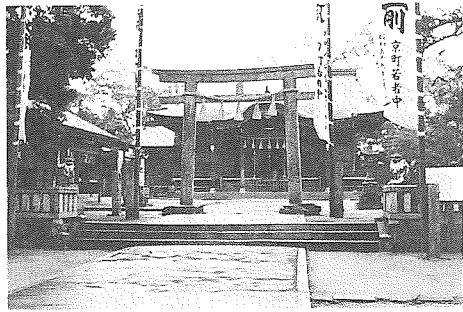
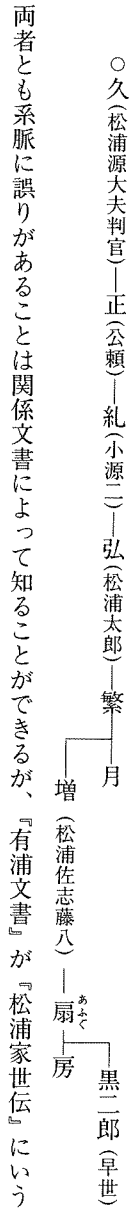
神田氏は中世を通じ神田周辺を所領し、松浦党の一員として活躍しているが、関係資料が断続的なものばかりで一貫した流れの活躍をとらえることは困難といわれている。

〔佐志六郎調〕 『松浦家世伝』系譜には「佐志六郎・居佐志因氏」となすと記す。しかし、『石志文書』の保延三年（一一三七）の注進状には他の源久の子の署名があるのに調の署名がない。このことは源久の子であっても、そのときは幼少で資格がなかったか、嵯峨源氏流の他家を継いでいて発言権がなかったか、源久の女の嫁ぎ先が調の家であり、その後、調も神田広同様、源久の養子とみなされたからだと考えられている。

『松浦家世伝』系譜と『有浦文書』系譜を比較してみると、佐志氏の系譜は左のようになっていいる。



『有浦文書』松浦有浦系図

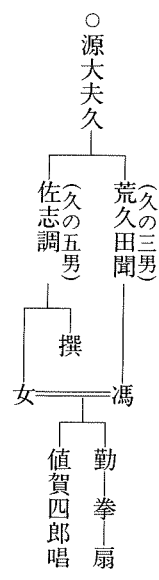


神田五郎宗次を祭る二の宮も合祭した唐津神社（唐津市内）

佐志氏創設の調をのせていないことは佐志氏が源久家の純粹の流れでない可能性を含んでいる。また、『有浦文書』弘安二年（一二七九）十月八日付の関東下知状案には、「肥前国松浦西郷庄内佐志村々田島并牧、桑垣、船木山事、右件所領者、房八代相伝也」と述べている。房は扇の嫡男であることは同文で確認されている。

『松浦家世伝』系譜では扇は宇久守の養子とされているが、『青方文書』建武四年（二三三七）七月 日付の青方高直目安状により扇の嫁女が宇久家盛（五島宇久地頭）の女であり、扇の子厚が宇久氏を継ぎ、扇の子房が佐志氏を継いでいることからしても、世伝系譜は『有浦文書』、『青方文書』の存在を知らずして作られた可能性が強い。

また、『有浦文書』延応二年（一二二二）六月二十五日付の松浦先祖代々末流次第の調家の系脈を図にすると、



同じ『有浦文書』にあっても、松浦有浦系図と松浦先祖代々末流次第とにあつては、佐志氏の始祖については混乱がある。これは両者とも作成の時期においては正確な関係資料が不十分で、遠い先祖については、うる覚えによって作成されたためであろう。

佐志氏の所領は『有浦文書』弘安二年（一二七九）十月八日付関東下知状案と北朝・康永元年（二三四二）十一月七日付佐志勤讓状案などによって知ることができる。その所領の範囲は松浦西郷庄内佐志村である。松浦西郷

は平安期に立券された松浦荘（庄）の大半を占めていて、現在の松浦郡の上場地区のほとんどと唐津市の大半にまたがる広範囲な地域を占めている。佐志氏創設以後開発や買い入れなどで拡げられたことも考えられるが、源久一代で築きあげられたとしてはあまりにも広大であり、平安期の開発領主の所領形態にあまりにも似ているといわれている。このことについては『松浦党祖考』などでは、佐志氏の所領のありさまは、源久以前に国主的開発領主が存在していた。その領主は刀伊の侵寇を松浦郡で撃退した前肥前源知である可能性が大きい。佐志氏は源知につながる可能性がある」と述べている。

佐志氏については、佐志扇以後は『有浦文書』などで比較的明らかにされていて、鎌倉期の元寇のときの活躍、南北朝期の上松浦党の首領としての行動などがはっきりしている。また、系脈もわかりやすく、上松浦松浦党諸家の関係も明らかにすることができる。

佐志氏は『有浦文書』によると、中世全期を通じて上松浦の主流ともいえる存在で、その分脈には佐志本家のほかに有浦、値賀、寺田、諸浦、呼子の各氏があり、さらに他家との交流で佐志一族に組み入った波多、千々賀、塩津留の各氏がある。

〔松浦太郎高俊〕 『松浦家世伝』系譜は源大夫久の養子とし、「松浦太郎・実某氏子・元暦元年（一一八四）二月七日戦死」と記す。元暦元年は源平合戦の一ノ谷合戦があつた年月で、高俊は平家の郎党として戦死したことになる。『平治物語』には平清盛の側近に松浦の住人・松浦太郎高俊がいると記す。高俊については諸家系図は諸説をかかげている。

一、源大夫久の養子、源四郎大夫直の養子とまちまちである。また、高俊の二字諱は清盛からもらったものという説もある。

一、佐志氏の「松浦源氏代々末流」の系譜には「原ノ太郎持ノ嫡男原ノ二郎高利」の高利が高俊に該当し、持自身は源氏につき、子高利は平家につき、家の保全を図ったとある。

「世伝」の高俊は『平治物語』『源平盛衰記』に登場し、平家の武士と活躍する高俊（重俊とも書く）に比定されていて一ノ谷合戦で戦死したと記されている。それにもかかわらず、『源平盛衰記』ではそのあとの屋島合戦においては松浦太郎なる者が備後の住人頼六郎とともに活躍している。この松浦太郎を「相知系譜」の高俊の子小太郎納（牟田部納）とすれば『松浦家世伝』の記述も筋が通ることになる。

松浦源氏の祖とされる源大夫久は実子やゆかりの子弟を松浦郡一円に点住させ、松浦武士団形成の基盤をつくったが、その経過については関係資料が不足していて確定的な結論を述べることはむずかしい。だが、源久を祖とする松浦源氏流の武士たちは確実に所領を確保しながら、平安末期の源平の戦いのなかにさしかかっていた。

五 源平争乱と松浦党

松浦一族は平家方
二十一年にわたる平家全盛時代がすぎ、治承四年（一一八〇）以仁王の平家追討の令旨を奉じて、源頼朝・木曾義仲が拳兵してから天下は騒然となり、翌養和元年（一一八一）九州の武士

たちも平家に背を見せる者が現われ、養和二年（一一八二）には頼朝にしたがうとして平家に謀反の旗をひるがえした者も出た。『源平盛衰記』は「九国の住人菊池高直・原田大夫種直・緒方三郎惟義・白杵・戸槻、松浦党など併しながら謀反を発し、東国の頼朝に与力して西府の下知に従わず」と記している。

当時、肥前国の国守は菊池高直であったが、平清盛の父忠盛の時代から肥前国と平家は深いつながりがあり、清盛は大宰大貳に任ぜられていて大陸商人の交易にも関係していたので、大陸商人と密接な関係のある松浦武士たちは平家方だとされていた。

当時、肥前国は平家の勢力下にあった。長承二年（一一三三）鳥羽院領神埼御荘の預所平忠盛は問官（大宰府の交易物の検査官）を経ないまま宋の交易船を勝手に領地の神埼荘に回送させたり、また、佐賀郡佐嘉荘は清盛の弟教盛の所領であったが、家人荒木垂観は両国船間職を帯びていて、嘉瀬津を根拠として交易を自由におこなっていたほどだった。

したがって、菊池高直は肥前守の職を帯びていても平家の力の下ではなんらの実権はなく、それが落ち目の平家への反逆となつて表れたものと思われている。またこのとき、平家に反旗をひるがえした松浦党の武士は結党した様子がなく、各自が国司菊池高直の指令のまま参加したのであろうとみられている。

九州の武士の反逆に驚いた平家は士大将筑後守貞能を西下させ、軍をつのり、反逆の武士を帰順させ、あるいは撃破するなどして二年ほどかけて主謀者とみられる菊池高直を本拠隈府城に追いつめ、ついに降伏させた。『源平盛衰記』『平家物語』には松浦党がどんな行動をとったかは述べていないが、貞能は九州を鎮圧し寿永二年（一一八三）九州の将兵を率いて上洛した。『平家物語』には「貞能は菊池・原田・松浦党の者共三千余騎を召し具して上洛」と述べている。

平家方として貞能とともに上洛した松浦党がだれだったかは明らかでないが、終始平清盛の側近として行動した松浦高俊一派が平家方の松浦武士の首領格としていたことは推定できる。

貞能が上洛したとき、平家は木曾義仲に攻められ都落ちの混乱のなかにあった。貞能は失望して平家を離れた。上洛した九州のものものなには安徳天皇と平家一門を守って大宰府に落ちのび、平家は大宰府に仮の皇居を



源頼朝画像

設けて再起をはかった。

しかし、九州の武士たちは落ち目の平家に見切りをつけ、めいめい勝手な理屈をつけて自領にひきあげ、平家の参軍のよびかけにも応じなかった。馳せ参じたのは大宰府近郷の岩戸山城の大蔵種直だけだった。

平家が太宰府に落ちついてから二月ほどたった寿永二年（一一八三）十月、豊後の緒方惟栄は院宣をかざして平家追討の兵をつのり、多くの九州の武士たちが、これに呼応した。『源平盛衰記』には「白杵・戸槻・松浦党はじめとして二万の軍勢」が馳せ参じたと記している。この軍勢に攻めたてられた平家は再び四国の屋島へと逃げた。その後は中国の水島（岡山県）の戦いで木曾義仲軍を破り、加えて義仲と頼朝は不仲となったため、平家はこの間に一の谷に進出していった。

義仲が敗死したため勢力を統一した源氏は、元暦元年（一一八四）平家を一ノ谷に攻め、平家は敗れて四国の屋島に拠つたが、そこも安住の地ではなくなり、再び九州へ落ちのびるほかなかった。

このとき、頼朝は院宣をかざして、九州二島の武士たちに対し平家追討に参陣するようにとの御教書を与えた。『吾妻鏡』元暦元年（一一八四）三月一日のくだりには「早く鎌倉殿御党、源氏に寝返る

人を為つて、且つうは本^{もと}の如く安堵^{あんどう}し、且つうは各々彼の国の官兵等を引率し、平家の賊徒を追討の事。右彼の国の輩^{やから}は皆悉く引率し朝敵を追討す可きの由、院宣を奉じ仰せ下さる所也」とある。

勢いの赴くところ、九州の武士の大半は平家を見限り源氏についた。源範頼は四国から九州に渡り、平家の背後をおさえた。そのため平家は九州に上陸できず関門海峡に運命を待つありさま。同年三月二十四日、源義経の率いる源氏水軍は平家水軍に決戦をいどみ、ついに平家は壇之浦で滅亡し去った。

この戦いのありさまについては『吾妻鏡』や『平家物語』に詳しく書き記してある。

壇之浦合戦にさきだち、頼朝は九州の武士（国人）が長い間平家の恩顧を受けており、平家方につけば最後の決戦を左右すると考え、寿永三年（元暦元年一一八四）九州の武士に参軍を呼びかけるとともに、九州に向かう頼朝にたいして九州の武士のとりあつかいは慎重にするよう書簡を与えている。『吾妻鏡』には、その書簡に「前略」筑紫の事、なとか徒はざらんとこそ思事にて候へ。物騒^{さわが}しからずして、能々閑に沙汰し給へし。かまえてくくの者ともにくまれませんしておはすへし。（中略）いかにもくして、事なきやうにさたさせ給へし。大勢共にも此由をよくよく仰^{おほせ}含^{こめ}られ候へし」と、配慮のゆきとどいた指示をし、さらに九州の武士たちには「たとえ敵たりとも宣旨を奉じ味方に馳せ参じたる者は罪を問わず本の如く本領を安堵^{あんどう}すべし」と布告を出して人心を集めていた。

肥前の国人が源氏の布告に、どう対処したかは明らかでないが、壇之浦合戦に松浦党は平家側に水軍としてついていたが、戦闘半ばで戦場を退き、そのため平家の戦線は混乱し敗亡の因にもなつたと伝えられている。松浦党水軍がなぜ戦場を退いたかは不明だが、源氏の事前工作によるものであつたようだ。

かくして松浦党水軍の平家戦線離脱の影響で平家は壇之浦の海底に消え去った。祇園精舎の鐘の声に始まる『平家物語』、平家最後の情景がそこに演出されたのだった。そしてこの滅亡物語は、さらに琵琶にのせられて全国に流布されていった。



平家一門の墓（下関市赤間宮城内）

松浦党、競って鎌倉御家人となる

平家の滅亡により天下は源氏に帰し、頼朝は鎌倉幕府を開くことになったが、新たに公領外の莊園に鎌倉御家人を主に地頭を置き、また、国守のほかに守護を置き、全国統一の制度を地方にもおよぼした。

勝った者と負けた者の違いがあるのが戦いの習いであるが、源氏の九州国人にたいする措置は寛大であったことは、さきに紹介した頼朝の範頼に与えた書簡や九州国人への下文で察知できるが、戦後処置もきわめて寛大で、平家に味方したもので降参すれば所領安堵がなされた。この措置によって松浦党の武士たちも平家時代とかわらぬ状態で、主なる武士は御家人となり鎌倉幕府体制に入っていた。頼朝時代、御家人になったのが明らかであるのは松浦武士としては、小値賀島地頭松浦十郎連・山代源六圍・下松浦松浦党清・披・知・津吉重平などがある。上松浦では石志至・佐志源次(扇)・神田三郎などがいた。

源平争乱期るとき一貫して源氏方として活躍した九州国人の一人に筑後国草野庄の草野経永とその子永平がいた。頼朝の召に応じ、摂津難波にいたり、京の情勢を随次頼朝に報じ協力した。平家滅亡後頼朝は草野父子の忠勤を賞して三千町の所領を授け、筑後国の守護に任じた。さらに子の永平(草野次郎大輔と称す)を文治二年(一一八六)十二月、肥前国松浦郡鏡社宮司職に補し、上松浦東郷を所領として与えた。

草野氏が得た上松浦東郷は鏡社の社領であった鏡庄に相当し、「草野庄」「菅野庄」とも呼ばれ、現在の七山・浜玉の町村全域と鏡地区・久里地区の旧松浦川右岸を占めていて、江戸時代の石高で、およそ二万五千石程度であった。この草野の所領は後裔に受け継がれ、天正十五年、豊臣秀吉の九州征伐のとき、草野鎮永が秀吉の不興を買い、所領没収で改易となるまで約四百年間、松浦郡の雄として活躍していた。

第三編 武家政治の昔